



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目次

条例	5
行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例（企画創生課）	5
大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（健康増進課）	5
大和高田市高田温泉さくら荘条例の一部を改正する条例（社会福祉課）	5
大和高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大和高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（保育幼稚園課）	6
大和高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例（保険医療課）	8
規則	9
大和高田市国民健康保険条例及び大和高田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則（保険医療課）	9
大和高田市会計規則の一部を改正する規則（会計課）	9
大和高田市行政組織規則の一部を改正する規則（企画創生課）	10
行政組織の変更に伴う関係規則の整備に関する規則（企画創生課）	25
大和高田市運動場条例施行規則（スポーツ振興課）	38
大和高田市スポーツ推進委員に関する規則（スポーツ振興課）	40
大和高田市総合体育館及び武道館の管理運営に関する規則（スポーツ振興課）	41
大和高田市会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則（人事課）	46
大和高田市文化会館条例施行規則（文化振興課）	46
大和高田市文化会館運営協議会規則（文化振興課）	60
大和高田市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則（保険医療課）	61
訓令	64
行政組織の変更に伴う関係訓令の整備に関する訓令（企画創生課）	64
大和高田市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令（企画創生課）	74
告示	75
放置自転車の移動、保管（生活安全課）	75
公示送達（保険医療課）	76
令和3年度大和高田市一般会計補正予算（第10号）の要領の公表（財政課）	77
大和都市計画生産緑地地区の都市計画の図書の縦覧（都市計画課）	91
指定地域密着型サービス事業者の指定（介護保険課）	91
公示送達（介護保険課）	92
公示送達（介護保険課）	92
生産緑地法第10条の2第1項の規定に基づく特定生産緑地の指定（都市計画課）	92
行政組織の変更に伴う関係告示の整理に関する告示（企画創生課）	93
大和高田市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付要綱（健康増進課）	98
公示送達（税務課）	104

公告	105
市営住宅の入居者の公募（住宅課）	105
保育用品（おもちゃ殺菌庫）の購入（再）に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室）	108
農用地利用集積計画の縦覧（農業振興課）	110
大和高田市議会インターネット映像配信業務委託に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室）	110
大和高田市立高田商業高等学校教育ICT環境整備一式リース契約に係る納入業者決定に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室）	113
大和高田市旧庁舎跡地活用事業における優先交渉権者の選定を公募型プロポーザル方式で行う公告（総務課）	115
令和3年度大和高田市職員採用試験（後期募集）の実施の公告（人事課）	116
教育委員会	121
大和高田市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則（教育総務課）	121
大和高田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則（教育総務課）	121
大和高田市教育委員会事務局組織の改編に伴う関係規則の整備に関する規則（教育総務課） ..	124
大和高田市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に伴う関係規則の整理に関する規則（教育総務課）	125
大和高田市教育委員会事務局組織の改編に伴う関係規程の整備に関する規程（教育総務課） ..	125
大和高田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程（教育総務課）	127
大和高田市教育委員会事務局組織の改編に伴う関係訓令の整備に関する訓令（教育総務課） ..	128
大和高田市教育委員会12月定例委員会の招集（教育総務課）	128
選挙管理委員会	129
大和高田市の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1等（選挙管理委員会） ..	129
令和2年12月1日から令和3年11月30日までの期間における選挙人名簿抄本閲覧の状況の公表（選挙管理委員会）	129
固定資産評価審査委員会	130
大和高田市固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する規程（固定資産評価審査委員会） ..	130
上下水道事業	136
大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者の廃止（水道総務課）	136
大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者の指定（水道総務課）	137
原稿誤り	137
令和3年3月10日付け大和高田市公報第386号（登載漏れ）	137
令和2年度定期監査の実施結果（監査委員）	137

公布された条例のあらまし**◇行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例（企画創生課）**

1 理由

市民等の負担軽減及び利便性の向上を図ることを目的とした行政手続の見直しの一環として、事務手続の一部について押印を不要とする改正を行うものです。

2 内容

第1条 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正

宣誓書における押印を不要とします。（第2条関係）

第2条 大和高田市固定資産評価審査委員会条例の一部改正

1 審査申出書における審査申出人の押印を不要とします。（第5条関係）

2 口頭審理において、関係者の提出する口述書について、署名押印を不要とします。（第9条関係）

3 施行期日

公布の日

◇大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（健康増進課）

1 理由

今年度に設置した葛城地区休日診療所の休日診療業務について、年末年始に休日診療業務に従事する職員に対して特殊勤務手当を支給するため、所要の規定を整備します。

2 内容

葛城地区休日診療所の休日診療業務に従事する職員が、年末年始の休日に従事したときは、1日につき7,500円を支給します。（第2条、第31条及び第32条関係）

3 施行期日

公布の日

◇大和高田市高田温泉さくら荘条例の一部を改正する条例（社会福祉課）

1 理由

市民の福祉及び健康の増進を図り、並びに多世代間のふれあいと憩いの場を提供し、もって社会福祉事業の推進に寄与するという高田温泉さくら荘の目的を果たすべく、より多くの市民が利用できるよう後期高齢者医療制度の適齢年齢に合わせ75歳以上の者を無料にするるとともに、多世代間のふれあいを促進するよう小学生未満を無料にするため、所要の改正を行います。

2 内容

別表に規定するさくら荘使用料が無料となる対象者を、75歳以上の高齢者及び小学生未満の乳幼児に改めます。（別表関係）

3 施行期日

令和4年4月1日

◇大和高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大和高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（保育幼稚園課）

1 理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26

年内閣府令第39号)において市町村が従うべき基準が改正されたことに伴い、本市条例の関係する規定について所要の整備を行うものです。

2 内容

第1条 大和高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正

1 電磁的記録に関する規定を削り、新たに包括的な規定を設け次に掲げる事項を定めるほか所要の規定を整備します。(第5条及び新第53条関係)

- ・ 保育所等の子ども・子育て支援を行う事業者等の業務負担軽減等を図る観点から、当該事業者等における書面等の作成、保存等について、電磁的方法による対応も可能であること。
- ・ 保育所等を利用する保護者の利便性向上や保育所等の業務負担軽減等の観点から、保護者等への説明等のうち、書面等で行うもの及び書面等で行うことが想定されているものについて、電磁的方法による対応も可能であること。

2 特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じている場合の例示として利用調整において特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置が規定されているところ、当該利用調整について、保育の需要に応ずるに足る保育施設が不足するかどうか又は不足するおそれがあるかどうかに関わらず、当分の間、利用調整を行うことができる旨規定した児童福祉法附則第73条第1項の経過措置規定が適用される場合を含むことを明記します。(第42条第4項第1号関係)

3 その他所要の改正

第2条 大和高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

1 家庭的保育事業者等及びその職員が、書面で行うことが規定されている手続きについて、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる旨定めます。(新第49条関係)

2 その他所要の改正

3 施行期日

公布の日

◇大和高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例（保険医療課）

1 理由

産科医療補償制度の見直しにより令和4年1月以降の分娩についてその掛け金が引き下げられる一方、国の社会保障審議会医療保険部会において、出産育児一時金等の支給額について420,000円を維持すべきとされたことを受けて改正された健康保険法施行令の趣旨に鑑み、出産育児一時金の支給額について、所要の規定の整備を行うものです。

2 内容

- 1 出産育児一時金の基礎額を現行404,000円から408,000円に引き上げます。(第5条関係)
- 2 産科医療補償制度に加入する医療機関等で出産した場合の加算額について、現行16,000円から12,000円に引き下げます。(第5条関係)

3 施行期日

令和4年1月1日

条 例

条例第21号

行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和3年12月20日

大和高田市長 堀内 大造

行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例
(職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 職員のサービスの宣誓に関する条

例(昭和26年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「の定める上級の職員の面前において、別記様式による宣誓書に署名して」を「に、別記様式による宣誓書を提出して」に改める。

別記様式中「印」を削る。

(大和高田市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第2条 大和高田市固定資産評価審査委員会条例(昭和33年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第5条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第9条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例第22号

大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月20日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和27年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第15号を次のように改める。

(15) 休日診療業務に従事する職員の特殊勤務手当

第31条及び第32条を次のように改める。

(休日診療業務に従事する職員の特殊勤務手当)

第31条 休日診療業務に従事する職員の特殊勤務手当は、職員が年末年始の休日に休日診療業務に従事したときに支給する。

第32条 前条の手当の額は、1日につき7,500円とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例第23号

大和高田市高田温泉さくら荘条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令3年12月20日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市高田温泉さくら荘条例の一部を改正する条例
大和高田市高田温泉さくら荘条例（平成17年条例第25号）の一部を次のように改正する。
別表中「80歳」を「75歳」に、「12歳」を「中学生」に、「4歳」を「小学生」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

条例第24号

大和高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大和高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月20日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大和高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（大和高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第1条 大和高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第16号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）」を「第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）」に改める。

第4章 雑則（第53条）

」に改める。

第5条第2項から第6項までを削る。

第38条第2項を削る。

第42条第1項第3号中「この号」を「この号及び第4項第1号」に改め、同条第4項第1号中「児童福祉法第24条第3項」を「児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改め、同条第5項中「、次」を「次」に、「行う者」を「行う施設」に改める。

本則に次の1章を加える。

第4章 雑則

（電磁的記録等）

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で

定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

（１） 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

（２） 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

（１） 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

（２） ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

（大和高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 大和高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第15号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）」を

「第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）

第6章 雑則（第49条）

」に改める。

第6条第1項中「。第3号において」を「。以下この条において」に改め、同項第3号中「この号」を「この号及び第4項第1号」に改め、同条第5項中「、次」を「次」に、「行う者」を「行う施設」に改める。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

（電磁的記録）

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例第25号

大和高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月20日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大和高田市国民健康保険条例（昭和36年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「40万4千円」を「40万8千円」に改め、同項ただし書中「第36条の規定を勘案し、同号の各号に掲げる要件のいずれにも該当するもの」を「第36条第1号及び第2号のいずれにも該当する者」に、「保険者が認める」を「認める」に、「1万6千円」を「1万2千円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の大和高田市国民健康保険条例第5条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金の支給について適用し、この条例の施行の前日の出産に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

規 則**規則第33号**

大和高田市国民健康保険条例及び大和高田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年12月20日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市国民健康保険条例及び大和高田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則

大和高田市国民健康保険条例及び大和高田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則（令和2年規則第26号）の一部を次のように改正する。

本則中「令和3年12月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第34号

大和高田市会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年12月21日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市会計規則の一部を改正する規則

大和高田市会計規則（平成11年規則第59号）の一部を次のように改正する。

第13条及び第13条の2を次のように改める。

（指定納付受託者の指定）

第13条 市長は、法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者（以下「指定納付受託者」という。）を指定しようとするときは、あらかじめ会計管理者と協議するものとする。

2 市長は、指定納付受託者を指定したときは、次に掲げる事項を告示し、かつ、市の広報誌への掲載その他の適切な方法により公表しなければならない。告示等をした事項を変更するときも、同様とする。

（1） 指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地

（2） 指定納付受託者に納付させる歳入の種類

（3） 指定をした日

（4） 前3号に掲げるもののほか、必要な事項

（指定納付受託者による納付）

第13条の2 法第231条の2の5第3項に規定する場合において、指定納付受託者が委託を受けたことを証する書面を当該委託を行った者に交付しているときは、当該書面を領収証書とみなす。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年1月4日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日において現に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第6条の規定による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定による指定を受けている者に対する改正後の第13条及び第13条の2の規定の適用については、令和

5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

規則第35号

大和高田市行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年12月27日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市行政組織規則の一部を改正する規則
 大和高田市行政組織規則（平成20年規則第3号）の一部を次のように改正する。
 第3条第1項の表を次のように改める。

部 室	課	係等	
企画政策部	企画創生課	企画創生グループ	
	広報広聴課	広報広聴係 観光交流係	
	秘書課	秘書係	
	情報政策課	情報政策係	
	人事課	人事グループ	
総務部	総務課	総務管財グループ	
	法務課	法務係	
	財政課	財政グループ	
	税務課	固定資産税係 市民税係	
	収納対策室	収納対策係	
市民生活部	契約監理室	契約係 検査係	
	市民課	窓口係 戸籍係 年金係	
市民生活部	人権施策課	推進係 男女共同参画推進係	
	市民衛生課	市民衛生係	
	危機管理室	危機管理課	危機管理係
		生活安全課	生活安全係
	地域振興部	まち振興課	まち振興係 市民交流センター係
商工振興課		商工振興係 調査統計係	
農業振興課		農業振興係 耕地係	
文化振興課		文化振興グループ	
スポーツ振興課		スポーツ振興係	
福祉部	社会福祉課	地域福祉グループ 障害福祉係	
	保護課	保護係 庶務係 暮らし・せいかつ支援係	
	子育て支援室	こども家庭課	こども家庭グループ
		保育幼稚園課	庶務係 指導管理係
保健部	健康増進課	保健予防グループ 管理係	
	介護保険課	介護保険給付係 介護支援事業係	
	地域包括ケア推進課	事務係 推進係	
	保険医療課	国保係 医療係	
環境建設部	土木管理課	庶務係 土木管理係	
	営繕課	営繕係	
	住宅課	公営住宅グループ 地域住宅係	
	都市計画課	計画係 開発指導係 工務係 公園係	
	クリーンセン	企画整備課	企画総務グループ 施設管理グループ

	ター	建設企画課	広域整備係
		美化推進課	美化第1係 美化第2係 コンテナ係

第3条第2項の表を次のように改める。

課	施設又は事務所
市民課	市民課連絡所 行政サービスコーナー
人権施策課	隣保館 青少年会館
まち振興課	市民交流センター
商工振興課	勤労青少年ホーム 消費生活センター
文化振興課	文化会館
スポーツ振興課	総合体育館 武道館
社会福祉課	障害者虐待防止センター
こども家庭課	児童館 家庭児童相談室 つどいの広場子育て支援センター
保育幼稚園課	保育所 こども園
地域包括ケア推進課	地域包括支援センター
健康増進課	保健センター 葛城地区休日診療所
保険医療課	天満診療所

第3条第3項中「改革推進局」を「未来まちづくり局」に改める。

第4条第1項を次のように改める。

前条第1項の組織が分掌する事務は、次のとおりとする。

企画政策部

企画創生課

企画創生グループ

- (1) 大和高田市まちづくりの指針の策定及び進行管理に関する事。
- (2) 政策の企画及び重要な施策の総合調整に関する事。
- (3) 行財政改革の進行管理及び連絡調整に関する事。
- (4) 行政評価及び目標管理に関する事。
- (5) 行政組織、事務の分掌及び職制に関する事。
- (6) 行政の効率化に関する事。
- (7) 指定管理者制度の総括及び総合調整に関する事。
- (8) 総合教育会議に関する事。

広報広聴課

広報広聴係

- (1) 市政の広報施策の企画及び総合調整に関する事。
- (2) 市政の報道及び報道機関との連絡調整に関する事。
- (3) 市勢要覧、広報誌等の発行に関する事。
- (4) 市のホームページの管理運営に関する事。
- (5) 市民相談に関する事。
- (6) 市政についての陳情、業務に対する要望等の総括に関する事。
- (7) 公益通報者保護法に基づく外部通報に関する事。
- (8) 行政不服審査会に関する事。
- (9) 課内の他の係の補助に関する事。

観光交流係

- (1) 観光事業振興施策の企画及び総合調整に関する事。
- (2) 観光宣伝に関する事。

- (3) 観光施設の整備及び管理に関する事。
- (4) 観光行事に関する事。
- (5) 国際交流の推進に関する事。
- (6) 課内の他の係の補助に関する事。

秘書課

秘書係

- (1) 市長及び副市長の秘書に関する事。
- (2) 儀式及び交際に関する事。
- (3) 褒賞及び表彰に関する事。
- (4) 市長会及び副市長会に関する事。
- (5) 市長の資産等の公開に関する事。
- (6) 市長及び副市長の事務の引継ぎに関する事。

情報政策課

情報政策係

- (1) 地域情報化及び行政情報化施策の企画及び総合調整に関する事。
- (2) コンピュータシステムの管理運営及びサポートに関する事。
- (3) コンピュータシステムの利用により処理される個人情報の保護に関する事。
- (4) 情報セキュリティの企画、運用及び啓発に関する事。
- (5) 総合行政ネットワークの管理運用に関する事。
- (6) 機器台帳の調製及び保管に関する事。
- (7) マイナンバー制度に係る庁内施策の総合調整に関する事。

人事課

人事グループ

- (1) 人事給与制度及び人事管理の基本計画の策定に関する事。
- (2) 職員の任免、分限、懲戒及び服務その他身分に関する事。
- (3) 職員の定数及び配置に関する事。
- (4) 職員の試験及び選考に関する事。
- (5) 人事評価に関する事。
- (6) 職員の給与、旅費及び勤務条件に関する事。
- (7) 市長部局以外の各機関との人事及び給与に係る連絡調整に関する事。
- (8) 職員の退職年金及び退職手当に関する事。
- (9) 職員団体に関する事。
- (10) 職員の安全衛生及び健康管理並びに福利厚生に関する事。
- (11) 職員研修の企画及び実施に関する事。
- (12) 市町村職員共済組合、公務災害補償及び社会保険に関する事。
- (13) 法令遵守の推進に関する事。
- (14) 奈良県市町村総合事務組合との連絡調整に関する事。

総務部

総務課

総務管財グループ

- (1) 市の境域に関する事。
- (2) 公有財産の総括に関する事。
- (3) 普通財産の管理及び処分に関する事。
- (4) 公有財産の使用許可及び貸付けに関する事（他課の所管に属するものを除く。）。
- (5) 公有財産台帳及び財産表の整備に関する事。

- (6) 公有財産に係る情報収集及び整理に関する事。
- (7) 庁舎の維持管理及び電話交換に関する事。
- (8) 文書の收受及び発送に関する事。
- (9) 公印に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。
- (10) 基金に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。
- (11) 大和高田市土地開発公社に関する事。
- (12) 公用車、重機等の整備及び管理に関する事。
- (13) 公用車の運行管理に関する事。
- (14) 固定資産評価審査委員会に関する事。
- (15) 他の部課の所管に属さない事。

法務課

法務係

- (1) 法令解釈及び運用に関する事。
- (2) 条例、規則等の制定改廃に係る立案及び審査に関する事。
- (3) 公告式に関する事。
- (4) 例規集の編さん及び公報の発行に関する事。
- (5) 情報公開に係る事務の総括に関する事。
- (6) 個人情報保護に係る事務の総括に関する事。
- (7) 行政手続の適正化に関する事。
- (8) 訴訟、和解及び調停の総括に関する事。
- (9) 政治倫理に関する事。
- (10) 公平委員会に関する事。
- (11) 文書の保存及び廃棄並びに書庫の整理に関する事。

財政課

財政グループ

- (1) 財政計画の策定に関する事。
- (2) 予算の編成及び配当に関する事。
- (3) 予算の執行に関する事。
- (4) 地方交付税及び地方譲与税に関する事。
- (5) 議会の招集及び議案書の調製に関する事。
- (6) 議会との連絡調整に関する事。
- (7) 財政健全化の企画及び総合調整に関する事。
- (8) 財政の健全性に関する比率の公表に関する事。
- (9) 財政状況の公表に関する事。
- (10) 市債に関する事。

税務課

固定資産税係

- (1) 土地、家屋及び償却資産に係る固定資産評価員の補助に関する事。
- (2) 土地、家屋及び償却資産に係る固定資産税並びに都市計画税の賦課に関する事。
- (3) 固定資産課税台帳に関する事。
- (4) 特別土地保有税に関する事。
- (5) 国有資産等所在市町村交付金に関する事。
- (6) 固定資産税等の諸証明（納税証明を除く。）に関する事。
- (7) 課内の他の係の補助に関する事。

市民税係

- (1) 個人市県民税の賦課に関する事。
- (2) 法人市民税の賦課に関する事。
- (3) 軽自動車税の賦課に関する事。
- (4) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付に関する事。
- (5) 市たばこ税の賦課に関する事。
- (6) 市民税等の諸証明（納税証明を除く。）に関する事。
- (7) 課内の他の係の補助に関する事。

収納対策室

収納対策室が分掌する事務は、収納対策室設置規則（平成14年規則第35号）の定めるところによる。

契約監理室

契約係

- (1) 契約事務の指導、審査（大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第21条に定める額の範囲内の随意契約を除く。）及び総括に関する事。
- (2) 工事若しくは製造の請負、工事に係る調査、設計、監理等の委託又は清掃、警備等の委託に係る入札（他課で処理するものを除く。）に関する事。
- (3) 物品（医療機器、医薬材料、薬品等特殊なものを除く。）購入の入札に関する事。
- (4) 入札参加者の資格審査及び選定に関する事。
- (5) 課内の他の係の補助に関する事。

検査係

- (1) 建設工事等の検査総括に関する事。
- (2) その他建設工事等の検査に係る調査及び研究に関する事。
- (3) 課内の他の係の補助に関する事。

市民生活部

市民課

窓口係

- (1) 住民基本台帳に係る届出の受付に関する事。
- (2) 戸籍謄抄本及び住民票の写しその他証明書等の交付に関する事。
- (3) 住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事。
- (4) 印鑑登録に関する事。
- (5) 中长期在留者の居住地等届出事務及び特別永住者事務に関する事。
- (6) 自動車の臨時運行に関する事。
- (7) 埋火葬の許可に関する事。
- (8) 市民課連絡所との連絡に関する事。
- (9) 行政サービスコーナーとの連絡に関する事。
- (10) 住民基本台帳の整備及び記録の管理に関する事。
- (11) 住民情報の統計及び報告に関する事。
- (12) 住居表示に関する事。
- (13) マイナンバーカードの交付に関する事。
- (14) 住民基本台帳ネットワークシステムの運営に関する事。
- (15) 課内の他の係の補助に関する事。

戸籍係

- (1) 戸籍に係る届出の受付に関する事。
- (2) 戸籍の整備及び記録の管理に関する事。
- (3) 戸籍の附票の作成に関する事。

- (4) 人口動態調査に関する事。
- (5) 破産者、成年被後見人、被保佐人及び犯罪人名簿の管理に関する事。
- (6) 身分事項及び身分証明に関する事。
- (7) 税務署長への死亡者の通知に関する事。
- (8) 課内の他の係の補助に関する事。

年金係

- (1) 国民年金制度の啓発普及に係る企画立案に関する事。
- (2) 国民年金被保険者の資格の取得、喪失等に関する事。
- (3) 国民年金保険料の免除等に関する事。
- (4) 国民年金裁定請求に関する事。
- (5) 老齢福祉年金に関する事。
- (6) 課内の他の係の補助に関する事。

人権施策課

推進係

- (1) 人権施策の企画及び総合調整に関する事。
- (2) 人権意識の高揚を図るための啓発に関する事。
- (3) 非核・平和に関する事。
- (4) 人権教育の推進に関する事。
- (5) 人権学習事業の実施に関する事。
- (6) 人権擁護委員に関する事。
- (7) 犯罪被害者等の支援に関する事。
- (8) 課内の他の係の補助に関する事。

男女共同参画推進係

- (1) 男女共同参画計画の策定及び推進に関する事。
- (2) 男女共同参画社会形成のための施策の企画及び総合調整に関する事。
- (3) 男女共同参画関係団体及び女性リーダーの育成に関する事。
- (4) 課内の他の係の補助に関する事。

市民衛生課

市民衛生係

- (1) 環境保全施策の企画及び総合調整に関する事。
- (2) 公害の排除及び予防についての企画、調査及び指導に関する事。
- (3) 公害に対する相談及び苦情処理に関する事。
- (4) 自然環境の保護に関する事。
- (5) 地球温暖化防止対策に関する事。
- (6) 生活環境保全の推進に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。
- (7) 狂犬病予防及び犬の登録に関する事。
- (8) 衛生害虫の駆除に関する事。
- (9) 市営斎場及び市営墓地の管理に関する事。
- (10) 墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可等に関する事。
- (11) し尿処理に関する事。
- (12) し尿くみ取り手数料に関する事。
- (13) 浄化槽清掃業の許可等に関する事。
- (14) 奈良県葛城地区清掃事務組合との連絡調整に関する事。

危機管理室危機管理課

危機管理係

- (1) 防災、減災、国民保護等に関する危機の管理に係る総合調整に関すること。
- (2) 防災会議及び国民保護協議会に関すること。
- (3) 地域防災計画及び国民保護計画に関すること。
- (4) 災害応援協定に関すること。
- (5) 防災通信の管理運営に関すること。
- (6) 非常用物資の調達及び管理に関すること。
- (7) 全国瞬時警報システム及び防災行政無線に関すること。
- (8) 消防団に関すること。
- (9) 消防水利施設の整備に関すること。
- (10) 自主防災組織に関すること。
- (11) 奈良県広域消防組合との連絡調整に関すること。
- (12) 自衛官の募集に関すること。

危機管理室生活安全課

生活安全係

- (1) 交通安全施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 交通安全思想の普及に関すること。
- (3) 交通安全運動の推進に関すること。
- (4) 交通安全施設の整備及び管理に関すること。
- (5) 放置自転車対策に関すること。
- (6) 違法駐車に対する広報及び啓発に関すること。
- (7) 自転車駐車場及び自動車駐車場の運営に関すること。
- (8) 安心・安全なまちづくり施策の企画及び総合調整に関すること。
- (9) 防犯意識の啓発及び高揚に関すること。
- (10) 地域安全活動の推進に関すること。
- (11) 交通遺児に対する見舞金及び就学援助金の支給に関すること。

地域振興部

まち振興課

まち振興係

- (1) 自治会等との連絡調整に関すること。
- (2) まちづくり団体の支援に関すること。
- (3) 地域コミュニティ活動の推進及び支援に関すること。
- (4) 地縁による団体の認可に関すること。
- (5) 婚活施策に関すること。
- (6) 地域公共交通施策の企画及び総合調整に関すること。
- (7) 課内の他の係の補助に関すること。

市民交流センター係

- (1) 協働によるまちづくりに関する施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) ボランティア活動及び特定非営利活動の普及啓発に関すること。
- (3) 市民活動団体の登録に関すること。
- (4) 市民交流センターに関すること（他課の所管に属する部分を除く。）。
- (5) 大和高田市行政サービスコーナー設置規則（平成28年規則第40号）第3条各号に掲げる業務の取扱いに関すること。
- (6) 市のマスコットキャラクターに関すること。
- (7) 課内の他の係の補助に関すること。

商工振興課

商工振興係

- (1) 商工業振興施策の企画及び総合調整に関する事。
- (2) 商工団体の育成に関する事。
- (3) 商店街の振興に関する事。
- (4) 中小企業に対する融資に関する事。
- (5) 特産物の振興に関する事。
- (6) 計量器に関する事。
- (7) 雇用対策及び労働問題に関する事。
- (8) 若者に対する就業支援に関する事。
- (9) 公益社団法人大和高田市シルバー人材センターとの連絡調整に関する事。
- (10) 勤労青少年ホームに関する事。
- (11) 中心市街地商業等活性化事業に関する事。
- (12) 消費者支援対策に関する事。
- (13) 課内の他の係の補助に関する事。

調査統計係

- (1) 国勢調査及び各種指定統計に関する事。
- (2) 自主統計に関する事。
- (3) 統計の普及に関する事。
- (4) 課内の他の係の補助に関する事。

農業振興課

農業振興係

- (1) 農業振興施策の企画及び総合調整に関する事。
- (2) 農業経営基盤強化促進対策に関する事。
- (3) 農業振興地域整備計画に関する事。
- (4) 農業の担い手の育成に関する事。
- (5) 米の生産数量調整に関する事。
- (6) 農産物の地域生産地域消費事業に関する事。
- (7) 農業制度資金の融資に関する事。
- (8) 農産物の流通に関する事。
- (9) 農産物病害虫及び害鳥獣の駆除に関する事。
- (10) 鳥獣の捕獲許可、飼養許可等に関する事。
- (11) 農業委員会との連絡調整に関する事。
- (12) 農業委員会の委員の候補者の選定に関する事。
- (13) 課内の他の係の補助に関する事。

耕地係

- (1) 農道、水路の新設、改良及び維持管理に関する事。
- (2) 農業土木工事にに関する事。
- (3) 土地改良事業に関する事。
- (4) 農業水利に関する事。
- (5) 農業振興地域整備事業に関する事。
- (6) 地籍調査に係る成果物の管理に関する事。
- (7) 災害復旧工事にに関する事（他課の所管に属するものを除く。）。
- (8) 課内の他の係の補助に関する事。

文化振興課

文化振興グループ

- (1) 文化振興の総合企画及び調査研究に関する事。
- (2) 市民の歴史文化の振興に関する事。
- (3) 学術文化活動の育成に関する事。
- (4) 文化会館の運営管理に関する事。
- (5) 文化会館の使用申請の受付に関する事。
- (6) 文化会館使用料その他収入金に関する事。
- (7) 文化会館の維持管理に関する事。
- (8) 自主事業その他文化活動の企画及び実施に関する事。
- (9) 文化事業の受託に関する事。
- (10) 入場券の販売に関する事。
- (11) 文化会館運営協議会に関する事。
- (12) その他文化振興及び文化会館の運営に関する事。

スポーツ振興課

スポーツ振興係

- (1) 社会体育の基本方針に関する事。
- (2) 社会体育及びレクリエーションに関する事。
- (3) スポーツ推進審議会の会議に関する事。
- (4) スポーツ推進委員に関する事。
- (5) 総合体育館及び武道館の管理運営に関する事。
- (6) 市民運動場及び健民運動場の管理運営に関する事。
- (7) 総合公園のテニスコート、多目的グラウンド及びプール棟の管理運営に関する事。
- (8) 体育団体の振興助成に関する事。
- (9) その他社会体育に関する事。

福祉部

社会福祉課

地域福祉グループ

- (1) 地域福祉施策の総合調整に関する事。
- (2) 高齢者の生きがい対策及び地域間交流の企画及び総合調整に関する事。
- (3) 社会的孤立の防止に関する事。
- (4) 戦傷病者、戦没者遺族等の援護事務に関する事。
- (5) 民生委員に関する事。
- (6) 老人クラブの支援及び敬老事業の実施に関する事。
- (7) ひとり暮らし等の障害者に係る緊急通報システム事業に関する事。
- (8) 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業及び日常生活用具給付事業に関する事。
- (9) 老人憩いの家、高田温泉さくら荘及び総合福祉会館に関する事。
- (10) 災害救助物資及び援助物資に関する事。
- (11) 老人福祉施設への措置及び費用の徴収に関する事。
- (12) 行旅死亡人の取扱いに関する事。
- (13) 社会福祉法人大和高田市社会福祉協議会との連絡調整に関する事。
- (14) 障害者虐待防止センターに関する事。
- (15) 課内の他の係の補助に関する事。

障害福祉係

- (1) 障害福祉基本計画の策定及び推進に関する事。
- (2) 身体障害者福祉に関する事。

- (3) 知的障害者福祉に関すること。
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関すること。
- (5) 障害者自立支援法に基づく福祉に関すること。
- (6) 身体障害者手帳の交付、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳の交付に関すること。
- (7) 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関すること。
- (8) 課内の他のグループの補助に関すること。

保護課

保護係

- (1) 生活保護の決定及び実施に関すること。
- (2) 行旅病人の取扱いに関すること。
- (3) 中国残留邦人等に関すること。
- (4) 課内の他の係の補助に関すること。

庶務係

- (1) 生活保護に係る経理に関すること。
- (2) 課内の他の係の補助に関すること。

くらし・せいかつ支援係

- (1) 生活困窮者の自立支援に関すること。
- (2) 課内の他の係の補助に関すること。

子育て支援室こども家庭課

こども家庭グループ

- (1) 児童福祉及び母子福祉施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当の支給に関すること。
- (3) 母子及び父子家庭自立支援給付金の支給に関すること。
- (4) 母子及び寡婦福祉資金貸付金の申請に関すること。
- (5) 父子福祉資金貸付金の申請に関すること。
- (6) 子育て短期支援事業に関すること。
- (7) 母子・父子自立支援員に関すること。
- (8) 家庭児童相談室に関すること。
- (9) 少子化対策に関すること。
- (10) 子育て支援に関すること。
- (11) すこやか広場事業に関すること。

子育て支援室保育幼稚園課

庶務係

- (1) 市立保育所及び市立幼保連携型認定こども園の教育・保育計画の策定に関すること。
- (2) 市立保育所及び市立幼保連携型認定こども園の管理及び運営に関すること。
- (3) 保育所及び幼保連携型認定こども園の利用に関すること。
- (4) 保育所及び幼保連携型認定こども園の保育料に関すること。
- (5) 市立保育所及び市立幼保連携型認定こども園に勤務する職員の服務等に係る事務手続に関すること。
- (6) 市民交流センターで行う託児室事業に関すること。
- (7) 放課後児童健全育成事業に関すること。
- (8) 課内の他の係の補助に関すること。

指導管理係

- (1) 私立保育所及び私立幼保連携型認定こども園の指導及び助成に関する事。
- (2) 市立保育所及び市立幼保連携型認定こども園施設の管理に関する事。
- (3) 課内の他の係の補助に関する事。

保健部

健康増進課

保健予防グループ

- (1) 地域保健施策の企画及び推進に関する事。
- (2) 生活習慣病予防施策の企画及び総合調整に関する事。
- (3) 妊産婦等に対する保健指導に関する事。
- (4) 新生児及び妊産婦の訪問指導等に関する事。
- (5) 妊娠の届出の受理及び母子健康手帳の交付に関する事。
- (6) 健康診査及び検診に関する事。
- (7) 予防接種に関する事。
- (8) 結核及び感染症の予防に関する事。
- (9) 献血の推進に関する事。
- (10) 健康づくり事業の推進に関する事。
- (11) 課内の他の係の補助に関する事。

管理係

- (1) 保健センターの管理に関する事。
- (2) 葛城地区休日診療所に関する事。
- (3) 課内の他のグループの補助に関する事。

介護保険課

介護保険給付係

- (1) 介護保険事業計画の策定及び推進に関する事。
- (2) 介護保険の給付に関する事。
- (3) 介護保険被保険者の資格管理に関する事。
- (4) 介護保険料の賦課及び徴収に関する事。
- (5) 介護保険料の督促に関する事。
- (6) 介護保険料の滞納処分及び不納欠損に関する事。
- (7) 介護保険料の過誤納金の還付及び充当に関する事。
- (8) 課内の他の係の補助に関する事。

介護支援事業係

- (1) 要介護認定及び要支援認定に関する事。
- (2) 地域密着型サービス事業者の指定、指導及び監督に関する事。
- (3) 介護予防・日常生活支援総合事業者の指定及び監督に関する事。
- (4) 居宅介護支援事業所の指定、指導及び監督に関する事。
- (5) 介護サービス事業者及び介護支援事業者との連絡調整に関する事。
- (6) 課内の他の係の補助に関する事。

地域包括ケア推進課

事務係

- (1) 地域包括支援センター業務に係る経理に関する事。
- (2) 課内の他の係の補助に関する事。

推進係

- (1) 包括的支援事業に関する事。
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業に関する事。

- (3) 介護予防支援事業に関する事。
- (4) 地域支援事業における任意事業に関する事。
- (5) 地域包括支援センター業務に関する事。
- (6) 高齢者いきいき相談室事業に関する事。
- (7) 課内の他の係の補助に関する事。

保険医療課

国保係

- (1) 国民健康保険事業の計画及び調整に関する事。
- (2) 国民健康保険被保険者の資格及び被保険者証に関する事。
- (3) 国民健康保険の給付に関する事。
- (4) 診療請求及び審査に関する事。
- (5) 国民健康保険の保険事業に関する事。
- (6) 国民健康保険税の賦課に関する事。
- (7) 国民健康保険運営協議会に関する事。
- (8) 課内の他の係の補助に関する事。

医療係

- (1) 乳幼児医療費、子ども医療費、ひとり親家庭等医療費、心身障害者医療費及び重度心身障害老人等医療費の助成に関する事。
- (2) 未熟児養育医療に関する事。
- (3) 後期高齢者医療保険被保険者資格及び給付等の届出の受付に関する事。
- (4) 後期高齢者医療保険料の徴収に関する事。
- (5) 後期高齢者医療保険料の督促に関する事。
- (6) 後期高齢者医療保険料の滞納処分及び不納欠損に関する事。
- (7) 後期高齢者医療保険料の過誤納金の還付及び充当に関する事。
- (8) 奈良県後期高齢者医療広域連合との連絡調整に関する事。
- (9) 課内の他の係の補助に関する事。

環境建設部

土木管理課

庶務係

- (1) 市道の認定及び廃止又は変更に関する事。
- (2) 道路及び橋りょうの台帳の作成に関する事。
- (3) 市道、市管理道路及び法定外公共物の境界明示に関する事。
- (4) 道路の占用及び法定外公共物の使用許可に関する事。
- (5) 法定外公共物の用途廃止に関する事。
- (6) 一級河川占用許可申請に関する副申に関する事。
- (7) 道路照明灯に関する事。
- (8) 課内の他の係の補助に関する事。

土木管理係

- (1) 道路、水路及び橋りょうの新設、改良及び維持管理に関する事。
- (2) 道路工事の許可（掘削占用等）に関する事。
- (3) 法定外公共物の維持管理に関する事。
- (4) 災害復旧工事に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。
- (5) 雨水ポンプ場の管理運営に関する事。
- (6) 課内の他の係の補助に関する事。

営繕課

営繕係

- (1) 建築工事の計画、設計及び施工監理に関する事。
- (2) 他課から委託を受けた建築工事の設計及び監理に関する事。

住宅課

公営住宅グループ

- (1) 公営住宅等の入居管理に関する事。
- (2) 公営住宅等の使用料に関する事。
- (3) 公営住宅の整備計画及び維持管理に関する事。
- (4) 課内の他の係の補助に関する事。

地域住宅係

- (1) 住宅施策の企画及び総合調整に関する事。
- (2) 空き家対策に関する事。
- (3) 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合との連絡調整に関する事。
- (4) 住宅及び建築物の相談事業に関する事。
- (5) 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する事。
- (6) その他住宅施策に関する事。
- (7) 課内の他のグループの補助に関する事。

都市計画課

計画係

- (1) 都市計画の調査及び策定に関する事。
- (2) 農地等の保全調整に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。
- (3) 都市計画事業に係る土地及び家屋の収用並びに補償に関する事。
- (4) 駐車場法及び奈良県住みよい福祉のまちづくり条例に基づく路外駐車場の届出等に関する事。
- (5) 駅前広場駐車場の使用料に関する事。
- (6) 地価公示台帳の閲覧に関する事。
- (7) 課内の他の係の補助に関する事。

開発指導係

- (1) 開発行為の指導及び副申に関する事。
- (2) 国土利用計画法に基づく副申に関する事。
- (3) 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出の処理に関する事。
- (4) 馬見丘陵景観保全地区内行為の届出の副申に関する事。
- (5) 屋外広告物の許可等に関する事。
- (6) 租税特別措置法に基づく優良宅地造成及び優良住宅新築の認定に関する事。
- (7) 短期譲渡所得土地譲渡益重課制度の適用除外、長期譲渡所得の課税の特例及び一般土地譲渡益重課制度の適用除外に係る優良住宅認定に関する事。
- (8) 課内の他の係の補助に関する事。

工務係

- (1) 都市公園及び駅前広場の整備に関する事。
- (2) 幹線道路新設改良工事に関する事。
- (3) 街路事業整備工事に関する事。
- (4) その他都市計画事業の工事に関する事。
- (5) 課内の他の係の補助に関する事。

公園係

- (1) 緑化計画の策定及び推進に関する事。

- (2) 公園緑地、公共広場及び街路樹の維持管理に関する事。
- (3) 緑化及び美化の市民運動の支援に関する事。
- (4) 花の植樹推進に関する事。
- (5) 課内の他の係の補助に関する事。

クリーンセンター企画整備課

企画総務グループ

- (1) 資源リサイクル実施団体等の育成及び支援に関する事。
- (2) 廃棄物処理手数料の徴収に関する事。
- (3) 一般廃棄物処理業の許可等に関する事。
- (4) 一般廃棄物処理計画の策定及び実施に関する事。
- (5) 廃棄物処理施設の整備計画の策定に関する事。
- (6) 一般廃棄物の減量化及び資源化の推進に関する事。
- (7) 一般廃棄物の搬入指導及び検査に関する事。
- (8) 一般廃棄物の減量化及び資源化の指導に関する事。
- (9) 処理手数料の徴収に関する事。
- (10) クリーンセンターの経理その他庶務に関する事。
- (11) 課内の他のグループの補助に関する事。

施設管理グループ

- (1) ごみ処理施設の整備計画に関する事。
- (2) 焼却炉、粗大ごみ処理施設及び資源ごみ処理施設の維持管理に関する事。
- (3) 一般廃棄物の処分に関する事。
- (4) 焼却炉残灰等の運搬及び最終処分に関する事。
- (5) リサイクル施設の運営管理に関する事。
- (6) 資源物分別整理に関する事。
- (7) 課内の他のグループの補助に関する事。

クリーンセンター建設企画課

広域整備係

- (1) 山辺・県北西部広域環境衛生組合との連絡調整に関する事。
- (2) 循環型社会形成推進地域計画の策定に関する事。
- (3) クリーンセンター施設の整備に関する事。
- (4) ごみ中継施設の建設に関する事。
- (5) リサイクル施設の建設に関する事。

クリーンセンター美化推進課

美化第1係

- (1) 一般廃棄物の収集及び運搬に関する事。
- (2) 収集車両の配車及び管理に関する事。
- (3) 粗大ゴミの収集に係る受付に関する事。
- (4) 課内の他の係の補助に関する事。

美化第2係

- (1) 一般廃棄物の収集及び運搬に関する事。
- (2) 収集車両の配車及び管理に関する事。
- (3) 粗大ゴミの収集に係る受付に関する事。
- (4) 課内の他の係の補助に関する事。

コンテナ係

- (1) コンテナボックス集積場での一般廃棄物の収集及び運搬に関する事。

- (2) 前号の収集及び運搬に伴う車両の配車及び管理に関すること。
- (3) 課内の他の係の補助に関すること。

第4条第2項中「改革推進局」を「未来まちづくり局」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 奈良県と大和高田市とのまちづくりに関する包括協定に関すること。
- (2) ファシリティマネジメントの総括及び総合調整に関すること。

第4条第2項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第6条第3項及び第14条中「改革推進局」を「未来まちづくり局」に改める。

第15条第1項中「処理し、所管が明らかでない事務については、市長が指定する部が所管する」を「処理する」に改め、同条第2項中「処理し、所管が明らかでない事務については、部長が指定する課が所管する」を「処理する」に改める。

第18条中第1号を削り、第2号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 消費生活センター 大和高田市消費生活センターの設置及び運営に関する規則（平成28年規則第38号）

第18条中第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

- (17) 葛城地区休日診療所 大和高田市休日診療所条例施行規則（令和3年規則第8号）

第19条第2項中「児童福祉課及び保育課」を「子育て支援室こども家庭課及び保育幼稚園課」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に次の表の旧所属の欄に掲げる部課等に属する職員は、特に辞令を用いて発令されたものを除き、令和4年1月1日をもって、それぞれに対応する新所属の欄に掲げる部課等に属すべき職員として辞令を発せられたものとみなす。

旧所属		新所属	
企画政策部	法務情報課法務係	総務部	法務課
企画政策部	法務情報課情報管理係	企画政策部	情報政策課
財務部	財政課	総務部	財政課
財務部	財産管理課	総務部	総務課
財務部	税務課	総務部	税務課
財務部	収納対策室	総務部	収納対策室
財務部	庁舎建設室	総務部	総務課
市民部	市民課	市民生活部	市民課
市民部	人権施策課	市民生活部	人権施策課
市民部	自治振興課	地域振興部	まち振興課
市民部	市民協働推進課	地域振興部	まち振興課
市民部	産業振興課商工係	地域振興部	商工振興課
市民部	産業振興課調査統計係	地域振興部	商工振興課
市民部	産業振興課農業振興係	地域振興部	農業振興課
市民部	危機管理室危機管理課	市民生活部	危機管理室危機管理課
市民部	危機管理室生活安	市民生活部	危機管理室生活安

	全課		全課
福祉部	児童福祉課	福祉部	子育て支援室こども家庭課
福祉部	保育課	福祉部	子育て支援室保育幼稚園課
保健部	地域包括支援課	保健部	地域包括ケア推進課
環境建設部	営繕住宅課建築営繕グループ	環境建設部	営繕課
環境建設部	営繕住宅課住宅入居管理係	環境建設部	住宅課
環境建設部	営繕住宅課空家対策係	環境建設部	住宅課
環境建設部	環境衛生課	市民生活部	市民衛生課
環境建設部	契約監理室	総務部	契約監理室

規則第36号

行政組織の変更に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

令和3年12月27日

大和高田市長 堀内 大造

行政組織の変更に伴う関係規則の整備に関する規則

(大和高田市消費生活センターの設置及び運営に関する規則の一部改正)

第1条 大和高田市消費生活センターの設置及び運営に関する規則（平成28年規則第38号）の一部を次のように改正する。

第8条中「企画政策部広報広聴課長」を「地域振興部商工振興課長」に、「企画政策部広報広聴課広報広聴係」を「地域振興部商工振興課商工振興係」に改める。

(大和高田市公報発行規則の一部改正)

第2条 大和高田市公報発行規則（昭和24年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第5条及び第6条中「法務情報課長」を「法務課長」に改める。

(大和高田市法令遵守推進条例施行規則の一部改正)

第3条 大和高田市法令遵守推進条例施行規則（平成24年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第11条第3号中「法務情報課長」を「法務課長」に改める。

(大和高田市文書規則の一部改正)

第4条 大和高田市文書規則（平成11年規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「財産管理課」を「総務課」に改める。

第4条第1項中「文書担当課長」を「法務課長」に改める。

第7条第2号及び第9条第1項第3号中「法務情報課」を「法務課」に改める。

第13条第3項、第14条第2項及び第18条中「文書統括者」を「文書担当課」に改める。

第34条中「法務情報課長」を「法務課長」に改める。

第45条第1項第1号中「文書担当課」を「法務課」に、「文書担当職員」を「法務課職員」に改める。

(大和高田市公印規則の一部改正)

第5条 大和高田市公印規則（平成16年規則第25号）の一部を次のように改正する。

第5条中「財産管理課長」を「総務課長」に改める。

第14条第2項、第3項及び第5項中「法務情報課長」を「情報政策課長」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第4条及び第6条関係）

一般公印

整理番号	名称	ひな型	寸法	用途	管理責任者
1	市印	市 高 大 印 田 和	方24mm	市名で発する文書	総務課長
2	市役所印	市 役 所 印 大 和 高 田	方36mm	市役所名で発する文書	総務課長
3	市長印	市 高 大 長 田 和	方21mm	市長名で発する文書	総務課長
4	副市長印	市 副 市 長 印 大 和 高 田	方20mm	副市長名で発する文書	総務課長
5	会計管理者印	管 理 者 印 田 市 会 計 大 和 高	方20mm	会計管理者名で発する文書	会計課長
6	国民健康保険印	保 險 之 印 国 民 健 康 大 和 高 田 市	方20mm	国民健康保険名で発する文書	保険医療課長
7	国民健康保険天満診療所印	満 康 市 大 診 保 国 和 療 險 民 高 所 天 健 田	方25mm	国民健康保険天満診療所名で発する文書	国民健康保険天満診療所長
8	社会福祉事務所長印	務 所 長 之 印 社 会 福 祉 事 大 和 高 田 市	方20mm	社会福祉事務所長名で発する文書	保護課長

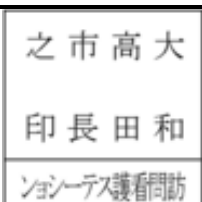



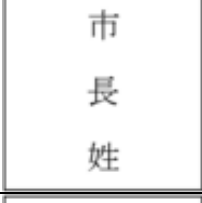
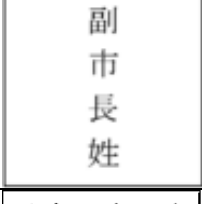
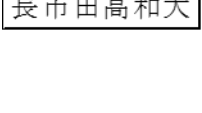
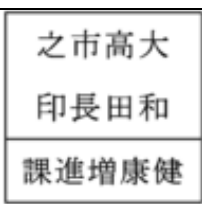
9	保育所長印	大和高田市立保育所長之印	方20mm	保育所長名で発する文書	保育幼稚園課長
10	高田こども園長印	大和高田市立高田こども園長之印	方24mm	高田こども園長名で発する文書	保育幼稚園課長
11	土庫こども園長印	大和高田市立土庫こども園長	方24mm	土庫こども園長名で発する文書	保育幼稚園課長
12	市立病院長印	大和高田市立病院長	方18mm	市立病院長名で発する文書	市立病院医事課長
13	市立病院長印	大和高田市立病院長之印	方27mm	市立病院長名で発する文書	市立病院総務課長
14	市立看護専門学校長印	大和高田市立看護専門学校長之印	方24mm	市立看護専門学校長名で発する文書	市立看護専門学校教務主任
15	訪問看護ステーション印	大和高田市訪問看護ステーション印	方20mm	訪問看護ステーション名で発する文書	訪問看護ステーション所長

専用公印

整理番号	名称	ひな型	寸法	用途	管理責任者
1	市印	大和高田市印	方10mm	戸籍、住民基本台帳、印鑑登録及び臨時運行許可に関する証明事務	市民課長

2	市印	大和高田市印	方5mm	住民基本台帳カード記載事務	市民課長
3	市印	大和高田市印	方7mm	国民健康保険事務	保険医療課長
4	市印	大和高田市印	方6mm	老人保健及び福祉医療受給者証の記載事務	保険医療課長
5	市役所印	大和高田市役所之印	方30mm	戸籍事務	市民課長
6	市長印	大和高田市長田和用専課事人	方20mm	奈良県市町村職員共済組合、社会保険、雇用保険、労働者災害補償保険その他職員の福利厚生に関する事務並びに職員の在職、退職及び給与に関する証明事務	人事課長
7	市長印	大和高田市長田和用専記登	方20mm	登記事務	総務課長
8	市長印	大和高田市長田和	方30mm	表彰状、感謝状、賞状、辞令等	総務課長
9	市長印	大和高田市長田和用専	方21mm	課税に関する証明、照会、回答及び通知事務	税務課長

10	市長印	<table border="1"> <tr> <td>専</td> <td>大</td> <td>収</td> </tr> <tr> <td>用</td> <td>和</td> <td>納</td> </tr> <tr> <td></td> <td>高</td> <td>対</td> </tr> <tr> <td></td> <td>田</td> <td>策</td> </tr> <tr> <td></td> <td>印</td> <td>室</td> </tr> </table>	専	大	収	用	和	納		高	対		田	策		印	室	方20mm	納税に関する証明、照会、回答及び通知事務並びに滞納処分（督促、催告及び財産調査を含む。）に関する事務	収納対策室長			
専	大	収																					
用	和	納																					
	高	対																					
	田	策																					
	印	室																					
11	市長印	<table border="1"> <tr> <td>之</td> <td>大</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>和</td> </tr> <tr> <td>高</td> <td>田</td> </tr> <tr> <td>田</td> <td>和</td> </tr> <tr> <td>印</td> <td>長</td> </tr> <tr> <td>長</td> <td>田</td> </tr> <tr> <td>和</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>田</td> <td>民</td> </tr> <tr> <td>印</td> <td>市</td> </tr> </table>	之	大	市	和	高	田	田	和	印	長	長	田	和	市	田	民	印	市	方20mm	戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、特別永住者事務及び臨時運行許可に関する証明事務	市民課長
之	大																						
市	和																						
高	田																						
田	和																						
印	長																						
長	田																						
和	市																						
田	民																						
印	市																						
12	市長印	<table border="1"> <tr> <td>之</td> <td>大</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>和</td> </tr> <tr> <td>高</td> <td>田</td> </tr> <tr> <td>田</td> <td>和</td> </tr> <tr> <td>印</td> <td>長</td> </tr> <tr> <td>長</td> <td>田</td> </tr> <tr> <td>和</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>田</td> <td>民</td> </tr> <tr> <td>印</td> <td>市</td> </tr> </table>	之	大	市	和	高	田	田	和	印	長	長	田	和	市	田	民	印	市	方20mm	市民課連絡所において処理する年金現況証明に関する事務	市民課長
之	大																						
市	和																						
高	田																						
田	和																						
印	長																						
長	田																						
和	市																						
田	民																						
印	市																						
13	市長印	<table border="1"> <tr> <td>之</td> <td>大</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>和</td> </tr> <tr> <td>高</td> <td>田</td> </tr> <tr> <td>田</td> <td>和</td> </tr> <tr> <td>印</td> <td>長</td> </tr> <tr> <td>長</td> <td>田</td> </tr> <tr> <td>和</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>田</td> <td>民</td> </tr> <tr> <td>印</td> <td>市</td> </tr> </table>	之	大	市	和	高	田	田	和	印	長	長	田	和	市	田	民	印	市	方21mm	市民交流センター貸館、登録等に関する事務	まち振興課長
之	大																						
市	和																						
高	田																						
田	和																						
印	長																						
長	田																						
和	市																						
田	民																						
印	市																						
14	市長印	<table border="1"> <tr> <td>之</td> <td>大</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>和</td> </tr> <tr> <td>高</td> <td>田</td> </tr> <tr> <td>田</td> <td>和</td> </tr> <tr> <td>印</td> <td>長</td> </tr> <tr> <td>長</td> <td>田</td> </tr> <tr> <td>和</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>田</td> <td>民</td> </tr> <tr> <td>印</td> <td>市</td> </tr> </table>	之	大	市	和	高	田	田	和	印	長	長	田	和	市	田	民	印	市	方21mm	市民交流センター内託児室運営に関する事務	保育幼稚園課長
之	大																						
市	和																						
高	田																						
田	和																						
印	長																						
長	田																						
和	市																						
田	民																						
印	市																						
15	市長印	<table border="1"> <tr> <td>専</td> <td>大</td> <td>保</td> </tr> <tr> <td>用</td> <td>和</td> <td>険</td> </tr> <tr> <td></td> <td>高</td> <td>医</td> </tr> <tr> <td></td> <td>田</td> <td>療</td> </tr> <tr> <td></td> <td>印</td> <td>課</td> </tr> </table>	専	大	保	用	和	険		高	医		田	療		印	課	方21mm	国民健康保険及び後期高齢者医療保険事務	保険医療課長			
専	大	保																					
用	和	険																					
	高	医																					
	田	療																					
	印	課																					
16	市長印	<table border="1"> <tr> <td>之</td> <td>大</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>和</td> </tr> <tr> <td>高</td> <td>田</td> </tr> <tr> <td>田</td> <td>和</td> </tr> <tr> <td>印</td> <td>長</td> </tr> <tr> <td>長</td> <td>田</td> </tr> <tr> <td>和</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>田</td> <td>民</td> </tr> <tr> <td>印</td> <td>市</td> </tr> </table>	之	大	市	和	高	田	田	和	印	長	長	田	和	市	田	民	印	市	方21mm	介護保険事務	介護保険課長
之	大																						
市	和																						
高	田																						
田	和																						
印	長																						
長	田																						
和	市																						
田	民																						
印	市																						
17	市長印	<table border="1"> <tr> <td>之</td> <td>大</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>和</td> </tr> <tr> <td>高</td> <td>田</td> </tr> <tr> <td>田</td> <td>和</td> </tr> <tr> <td>印</td> <td>長</td> </tr> <tr> <td>長</td> <td>田</td> </tr> <tr> <td>和</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>田</td> <td>民</td> </tr> <tr> <td>印</td> <td>市</td> </tr> </table>	之	大	市	和	高	田	田	和	印	長	長	田	和	市	田	民	印	市	方20mm	市立病院で行う契約、証明、請求、通知等に関する事務	市立病院総務課長
之	大																						
市	和																						
高	田																						
田	和																						
印	長																						
長	田																						
和	市																						
田	民																						
印	市																						

18	市長印		方20mm	訪問看護ステーション事務	訪問看護ステーション室長
19	市立病院長印		直径15mm	診療報酬に関する事務	市立病院総務課長
20	市立病院事業企業出納員印		方21mm	企業出納に関する事務	市立病院総務課長
21	市立看護専門学校印		方43mm	市立看護専門学校卒業証書	市立看護専門学校教務主任
22	市長認印		方6mm	戸籍記載事務	市民課長
23	副市長認印		方6mm	戸籍記載事務	市民課長
24	市長印		縦3mm 横15mm	中長期在留者及び特別永住者の居住地等届出に関する事務	市民課長
25	市長印		方21mm	予防接種を他市町村で接種する許可に関する事務	健康増進課長

（大和高田市情報公開審査会規則の一部改正）

第6条 大和高田市情報公開審査会規則（平成11年規則第51号）の一部を次のように改正する。

第4条中「企画政策部法務情報課」を「総務部法務課」に改める。

（大和高田市個人情報保護審査会規則の一部改正）

第7条 大和高田市個人情報保護審査会規則（平成13年規則第34号）の一部を次のように改正する。

第4条中「企画政策部法務情報課」を「総務部法務課」に改める。

（大和高田市個人情報保護運営審議会規則の一部改正）

第8条 大和高田市個人情報保護運営審議会規則（平成13年規則第35号）の一部を次のように改正する。

第5条中「企画政策部法務情報課」を「総務部法務課」に改める。

（大和高田市会計規則の一部改正）

第9条 大和高田市会計規則（平成11年規則第59号）の一部を次のように改正する。

第76条第2項及び第3項中「財産管理課長」を「総務課長」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条、第2条の2及び第3条関係）

出納員等の設置箇所	委任する事務の範囲	分任出納員となるべき職及び者
未来まちづくり局	所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
企画創生課	ふるさと応援寄附金の収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
広報広聴課	所管に係る収入の出納 所管に係る物品の出納・保管	
秘書課	所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
情報政策課	所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
人事課	職員等の福利厚生費及び所得税の取 纏金の収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
総務課	市有地等の貸付金の収納 庁舎等に係る使用料の収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
法務課	公文書の写しの作成及び送付に係る 収入の収納 所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
財政課	所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
税務課	証明及び閲覧に係る手数料の収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	市民税係長
収納対策室	市県民税・固定資産都市計画税・軽 自動車税・国民健康保険税及びその 附帯金に係る収納 市税等滞納整理及び滞納処分等に係 る収入の収納 公売に係る処分費等の収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	所属職員
契約監理室	入札及び契約に係る保証金の収納	

	<p>その他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管</p>	
市民課	<p>戸籍及び住民基本台帳に関する証明書、印鑑登録証明書その他証明書の交付に係る手数料の収納 戸籍、住民基本台帳その他証明書の閲覧等に係る手数料の収納 火葬場使用料に係る使用料の収納 その他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管</p>	窓口係長
人権施策課	<p>所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管</p>	
曙町隣保館	<p>生きがい活動支援通所事業に係る負担金の収納 その他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管</p>	館長
曙町青少年会館	<p>体育館使用料の収納 その他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管</p>	
土庫隣保館	<p>所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管</p>	館長
埴青少年会館	<p>体育館使用料の収納 その他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管</p>	
市場隣保館	<p>所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管</p>	館長
市場青少年会館	<p>体育館使用料の収納 その他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管</p>	
東雲隣保館	<p>所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管</p>	館長
東雲青少年会館	<p>体育館使用料の収納 その他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管</p>	
市民衛生課	<p>し尿収集運搬に係る手数料の収納 葬祭場等に係る使用料の収納 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に基づく手数料の収納 その他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管</p>	市民衛生係長
危機管理課	<p>所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管</p>	
生活安全課	<p>J R 高田駅西側駐車場及び各サイクルポート使用料の収納 高架下自転車保管に係る手数料の収納 その他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管</p>	
まち振興課	<p>市民交流センターの運営に係る使用料の収納</p>	市民交流センター係に所属する職員

	住民票の写し及び印鑑登録証明書の 交付に係る手数料の収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
商工振興課	所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
農業振興課	農用地区域外証明等に係る手数料の 収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
文化振興課	文化会館の運営に係る使用料の収納 文化会館の運営に係る手数料の収納 文化会館友の会に係る入会及び更新 料 チケットの売捌保証金の収納 物品販売料 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
スポーツ振興課	総合体育館等の使用料の収納 各種教室及び講座の受講料 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
選挙管理委員会事務局	所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
農業委員会事務局	大和平野土地改良区決済金に係る収 納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
社会福祉課	老人福祉法（昭和38年法律第13 3号）に基づく措置費用徴収金等に 係る収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
保護課	生活保護法（昭和25年法律第14 4号）に係る返還金の収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
こども家庭課	子育て短期支援及び母子自立支援事 業に係る収入の収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
保育幼稚園課	保育料の収納 各保育所及び幼保連携型認定こども 園の使用料（保育料を除く。）及び諸 費等に係る収納 幼稚園及び児童ホームに係る保育料 の収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	庶務係に所属する職員 保育所長 幼稚園長 こども園長
健康増進課	各種検診及び予防接種等健康増進事 業に係る収入の収納 保健センターの運営に係る使用料の	管理係長

	収納 診療に係る一部負担金の収納 診療に係る手数料の収納 その他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
介護保険課	介護保険料及びその附帯金の収納 その他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	大和高田市介護保険条例施行規則（平成12年規則第59号）第3条第1項に規定する徴収職員に任命された者
地域包括ケア推進課	所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
保険医療課	後期高齢者医療保険料の収納 その他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	医療係に所属する職員
天満診療所	診療に係る一部負担金の収納 診療に係る手数料の収納 その他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	天満診療所事務長
土木管理課	道路占用料等に係る使用料の収納 証明書発行等に係る手数料の収納 その他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
営繕課	所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
住宅課	市営住宅及びその附帯施設等に係る使用料の収納 市営住宅に係る敷金の収納 その他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	所属職員
都市計画課	駅前広場駐車場等に係る使用料の収納 屋外広告物等に係る手数料の収納 その他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
クリーンセンター企画整備課	廃棄物処理に係る手数料の収納 廃棄物処理に係る保証金の収納 その他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	企画総務係長
クリーンセンター建設企画課	所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
クリーンセンター美化推進課	所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
教育総務課	教育委員会職員等に係る福利厚生費及び所得税の取纏金の収納 その他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	保健給食係長
学校教育課	小・中学校等に係る使用料の収納 高校の授業料等使用料の収納 高校の入学考査及び入学料等に係る手数料の収納	商業高校事務管理係長

	その他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
生涯学習課	中央公民館の運営に係る使用料及び 手数料の収納 葛城コミュニティセンターの運営に 係る使用料の収納 各種教室及び講座の受講料 物品販売料 その他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	生涯学習係に属する職員
教育支援課	所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
議会事務局議会総務課	所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
監査委員事務局	所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
会計課	現金（証券を含む。）の出納（小切手 の振出しを含む。）及び保管 物品の出納・保管 所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	

（大和高田市コンピュータシステム運用管理規則の一部改正）

第10条 大和高田市コンピュータシステム運用管理規則（平成14年規則第16号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「法務情報課長」を「情報政策課長」に改める。

（収納対策室設置規則の一部改正）

第11条 収納対策室設置規則（平成14年規則第35号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「財産管理課」を「総務課」に改め、同項第9号を削り、同項第8号中「営繕住宅課」を「住宅課」に改め、同号を同項第9号とし、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「保育課」を「保育幼稚園課」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「児童福祉課」を「こども家庭課」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

（2） 市民衛生課

（大和高田市行政サービスコーナー設置規則の一部改正）

第12条 大和高田市行政サービスコーナー設置規則（平成28年規則第40号）の一部を次のように改正する。

第5条中「市民部市民課」を「市民生活部市民課」に、「市民部市民協働推進課」を「地域振興部まち振興課」に改める。

（大和高田市勤労青少年ホーム条例施行規則の一部改正）

第13条 大和高田市勤労青少年ホーム条例施行規則（昭和51年規則第21号）の一部を次のように改正する。

第8条中「産業振興課」を「商工振興課」に改める。

（大和高田市農業委員候補者評価委員会運営規則の一部改正）

第14条 大和高田市農業委員候補者評価委員会運営規則（平成28年規則第51号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「市民部長」を「地域振興部長」に改め、同項第4号中「産業振興課長」を「農業振興課長」に改める。

第11条中「市民部産業振興課」を「地域振興部農業振興課」に改める。

（大和高田市生活安全推進協議会規則の一部改正）

第15条 大和高田市生活安全推進協議会規則（平成10年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第9条中「市民部危機管理室生活安全課」を「市民生活部危機管理室生活安全課」に改める。

（大和高田市市民交流センター条例施行規則の一部改正）

第16条 大和高田市市民交流センター条例施行規則（平成28年規則第21号）の一部を次のように改正する。

第35条中「保育課」を「子育て支援室保育幼稚園課」に改める。

第42条中「児童福祉課」を「子育て支援室こども家庭課」に改める。

第48条中「地域包括支援課」を「地域包括ケア推進課」に改める。

（大和高田市家庭児童相談室設置規則の一部改正）

第17条 大和高田市家庭児童相談室設置規則（平成17年規則第43号）の一部を次のように改正する。

第2条中「児童福祉課」を「子育て支援室こども家庭課」に改める。

（大和高田市基本時間外保育及び一時預かり事業の実施に関する規則の一部改正）

第18条 大和高田市基本時間外保育及び一時預かり事業の実施に関する規則（平成17年規則第2号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第3号中「保育課」を「保育幼稚園課」に改める。

（大和高田市営住宅条例施行規則の一部改正）

第19条 大和高田市営住宅条例施行規則（平成9年規則第43号）の一部を次のように改正する。

様式第11号中「営繕住宅課」を「住宅課」に改める。

（大和高田市営住宅対策協議会規則の一部改正）

第20条 大和高田市営住宅対策協議会規則（平成8年規則第9号）の一部を次のように改正する。

第7条中「営繕住宅課」を「住宅課」に改める。

（大和高田市税等徴収緊急対策本部設置規則の一部改正）

第21条 大和高田市税等徴収緊急対策本部設置規則（平成14年規則第44号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

班の名称	班長	班員の所属
第1班	総務部長	総務部 会計課
第2班	企画政策部長	企画政策部
第3班	市民生活部長	市民生活部
第4班	地域振興部長	地域振興部
第5班	福祉部長	福祉部
第6班	保健部長	保健部
第7班	環境建設部長	環境建設部
第8班	教育委員会事務局教育部長	教育委員会事務局
第9班	議会事務局長	議会事務局 監査委員事務局
第10班	上下水道部長	上下水道部
第11班	市立病院事務局長	市立病院

（大和高田市予算規則の一部改正）

第22条 大和高田市予算規則（昭和39年規則第19号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第1項中「教育委員会事務局長」を「教育委員会事務局教育部長」に改め、同条第2項中「議会事務局庶務課長」を「議会事務局議会総務課長」に改める。

第3条から第5条までの規定及び第9条並びに第11条から第17条までの規定中「財務部長」を「総務部長」に改める。

（大和高田市庁舎管理規則の一部改正）

第23条 大和高田市庁舎管理規則（昭和40年規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号を次のように改める。

（1） 市庁舎（議会が使用する室を除く。） 総務部長

（大和高田市ふれあい交通広場条例施行規則の一部改正）

第24条 大和高田市ふれあい交通広場条例施行規則（平成12年規則第72号）の一部を次のように改正する。

第9条中「市民部」を「市民生活部」に改める。

（大和高田市市民課連絡所設置規則の一部改正）

第25条 大和高田市市民課連絡所設置規則（平成8年規則第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第5項中「市民部市民課」を「市民生活部市民課」に改める。

（大和高田市人権啓発推進協議会規則の一部改正）

第26条 大和高田市人権啓発推進協議会規則（平成14年規則第29号）の一部を次のように改正する。

第7条中「市民部人権施策課」を「市民生活部人権施策課」に改める。

（大和高田市隣保館条例施行規則の一部改正）

第27条 大和高田市隣保館条例施行規則（昭和43年規則第6号）の一部を次のように改正する。

第4条の2中「市民部人権施策課」を「市民生活部人権施策課」に改める。

（大和高田市青少年会館設置条例施行規則の一部改正）

第28条 大和高田市青少年会館設置条例施行規則（昭和43年規則第6号）の一部を次のように改正する。

第4条中「市民部人権施策課」を「市民生活部人権施策課」に改める。

（大和高田市消防賞じゅつ金等審査会規則の一部改正）

第29条 大和高田市消防賞じゅつ金等審査会規則（昭和51年規則第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「市民部長」を「市民生活部長」に改める。

（大和高田市選奨条例施行規則の一部改正）

第30条 大和高田市選奨条例施行規則（昭和34年規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「教育委員会事務局長」を「教育委員会事務局教育部長」に改める。

（大和高田市指定管理者選定等委員会規則の一部改正）

第31条 大和高田市指定管理者選定等委員会規則（令和2年規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「財務部長」を「総務部長」に改め、同条第3項中「教育委員会事務局長」を「教育委員会事務局教育部長」に改める。

（大和高田市立病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部改正）

第32条 大和高田市立病院事業の設置等に関する条例施行規則（平成17年規則第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「脳神経内科」の次に「、感染症内科」を加える。

第3条第2項中第29号を第30号とし、第7号から第28号を1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

（7） 感染症内科

第3条第3項に次の1号を加える。

（4） 財務企画課 財務企画係

第3条第4項第2号中「及び機能訓練技術科」を「、機能訓練技術科及び臨床工学科」に改める。

第5条第2号中「研修」の次に「、教育」を加え、同条中第11号から第15号までを削り、第16号を第11号とする。

第7条を次のように改める。

第7条 事務局財務企画課財務企画係の事務分掌は、次のとおりとする。

- （1） 予算及び決算に関すること。
- （2） 財務及び資金計画に関すること。
- （3） 業務状況の作成に関すること。
- （4） 現金の出納に関すること。
- （5） 医療機械等に係る賃貸借に関すること。
- （6） 委員会に関すること。

第9条中「及び機能訓練技術科」を「、機能訓練技術科及び臨床工学科」に改める。

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

規則第37号

大和高田市運動場条例施行規則を次のように定める。

令和3年12月27日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市運動場条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、大和高田市運動場条例（昭和27年条例第25号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、条例に規定する用語の例による。

（使用時間）

第3条 施設の使用時間は、別表で定める時間とする。

（使用許可の申請）

第4条 施設を使用しようとする者は、施設を使用する日の3日前までに大和高田市運動場使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出してその許可を受けなければならない。

（使用許可）

第5条 条例第2条に規定する許可は、大和高田市運動場使用許可書（様式第2号）により通知するものとする。

（使用者の遵守事項）

第6条 条例第2条に規定する許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、施設の使用に際し職員の指示に従わなければならない。

2 使用者は、前条の使用許可書を運動場の使用中必ず携帯し、職員の要求があったときはこれを提示しなければならない。

3 使用者は、施設に貼紙、釘付等をしてはならない。ただし、あらかじめ市長の許可を受けた場合はこの限りではない。

（使用料の還付）

第7条 条例第6条第2項ただし書に規定する市長が特別の事由があると認めるときとは、次に掲げるときをいう。

- (1) 天候その他不可抗力により、施設が使用不能のとき。
 - (2) 使用者が、使用を許可された施設の使用日の3日前までに運動場使用許可申請の取下げを申し出た場合において、その取下げに相当の事由があると市長が認めたとき。
- (使用料の減免)

第8条 条例第6条第3項に規定する市長が必要と認めるときとは、国又は県が市民を対象とした事業を実施するために施設を使用するときをいう。この場合において、市長は、その使用料の全額を免除するものとする。

(所管)

第9条 施設の所管は、スポーツ振興課とする。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は令和4年1月1日から施行する。

別表（第2条関係）

曜 日	使用時間			
	日・祝日	8時～11時	11時～14時	14時～17時
平 日	8時30分～17時			18時～21時

備考

- 1 市長は必要があると認めるときは、使用時間を延長し、又は短縮することができる。
- 2 夜間照明施設の使用期間は、5月1日から10月31日までとする。
- 3 18時以降の使用については、前項の使用期間に限る。
- 4 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、使用期間を変更し、又は臨時に使用を中止することができる。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

大和高田市長 宛

申請者（団体の場合は、団体名及び代表者氏名）
 住 所
 氏 名
 連絡先（TEL）

運動場使用許可申請書

次のとおり、施設の使用を申請します。

日 時	年 月 日 ()	<input type="checkbox"/> 8:00～11:00 <input type="checkbox"/> 11:00～14:00 <input type="checkbox"/> 14:00～17:00 <input type="checkbox"/> 18:00～21:00
場所及び	<input type="checkbox"/> 大和高田市民運動場（材木町831番地1）	

使用施設等	・ 使用施設又は設備 ()
	<input type="checkbox"/> 奈良県大和高田市第二健民運動場（大字野口20番地2） ・ 使用施設又は設備 () ・ 夜間照明 (<input type="checkbox"/> 使用する <input type="checkbox"/> 使用しない)
使用目的	
使用人数	
使用責任者	(氏名)
	(連絡先)

様式第2号（第5条関係）

第 年 月 日

様

大和高田市長

印

運動場使用許可書

年 月 日付の申請について、次のとおり施設の使用を許可します。

日時	年 月 日 ()	<input type="checkbox"/> 8:00~11:00 <input type="checkbox"/> 11:00~14:00 <input type="checkbox"/> 14:00~17:00 <input type="checkbox"/> 18:00~21:00
場所及び使用施設等	<input type="checkbox"/> 大和高田市民運動場（材木町831番地1） ・ 使用施設又は設備 ()	
	<input type="checkbox"/> 奈良県大和高田市第二健民運動場（大字野口20番地2） ・ 使用施設又は設備 () ・ 夜間照明 (<input type="checkbox"/> 使用する <input type="checkbox"/> 使用しない)	
備考		

この決定に不服のあるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大和高田市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

規則第38号

大和高田市スポーツ推進委員に関する規則を次のように定める。

令和3年12月27日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市スポーツ推進委員に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項の規定に基づき、スポーツ推進委員（以下「委員」という。）の職務その他委員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（職務）

第2条 委員は、本市におけるスポーツの推進のため、次に掲げる職務を行う。

- （1） スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整を行うこと。
- （2） スポーツの実技の指導その他のスポーツに関する指導及び助言を行うこと。
- （3） スポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- （4） 学校公民館等の教育機関その他行政機関の行うスポーツの行事又は事業に関し協力すること。
- （5） スポーツ団体その他の団体の行うスポーツの行事又は事業に関し協力すること。
- （6） 市民のスポーツへの理解を深めること。

（定数）

第3条 委員の定数は、17名以内とする。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（服務）

第5条 委員は、相互に密接に連絡し協力しなければならない。

2 委員は、その職務を遂行するに当たって法令、条例、市長の定める規則その他の規程に従わなければならない。

3 委員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない

4 委員は、常にその職務を行う上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

（補則）

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は令和4年1月1日から施行する。

規則第39号

大和高田市総合体育館及び武道館の管理運営に関する規則を次のように定める。

令和3年12月27日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市総合体育館及び武道館の管理運営に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、大和高田市立総合体育館条例（昭和57年条例第6号。以下「体育館条例」という。）に規定する大和高田市立総合体育館（以下「総合体育館」という。）及び大和高田市立武道館条例（平成3年条例第10号。以下「武道館条例」という。）に規定する大和高田市立武道館（以下「武道館」という。）の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（休館日）

第2条 総合体育館及び武道館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 水曜日。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）が水曜日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日

(2) 12月26日から翌年1月5日まで

（開館時間）

第3条 総合体育館及び武道館の開館時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。ただし、市長が必要と認めたときは、臨時に開館時間を延長し、又は短縮することができる。

(1) 月曜日から土曜日まで（休日を除く。） 午前9時から午後9時まで

(2) 日曜日及び休日 午前9時から午後5時まで

（使用許可の申請）

第4条 体育館条例第4条の規定により総合体育館の使用の許可を受けようとする者及び武道館条例第4条第1項の規定により武道館の使用の許可を受けようとする者は、総合体育館・武道館使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、総合体育館又は武道館を使用しようとする日の6月前から10日前までの間に行うものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（使用許可）

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、速やかにその使用の可否を決定し、総合体育館・武道館使用許可書（様式第2号）により通知するものとする。

（許可事項の変更）

第6条 前条の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、書面により市長に申請し、変更に係る許可を受けなければならない。ただし、軽易な内容の変更についてはこの限りでない。

（使用期間の制限）

第7条 同一の使用者が総合体育館又は武道館を継続して使用できる期間の上限は、7日間とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（附属設備等の使用料）

第8条 体育館条例第5条第3項に規定する設備の使用料については別表第1に、武道館条例別表備考3に規定する附属設備の使用料については別表第2に、体育館条例第5条第3項に規定する器具及び武道館条例別表備考3に規定する器具の使用料については別表第3に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、使用者が本市に住所を有さないとき（使用者が法人又は団体の場合は、本市にその事務所を有さないとき）は、別表第1、別表第2及び別表第3の種類の欄及び単位の欄に掲げる区分に応じ、使用料の欄に定める額に2を乗じて得た額を使用料の額とする。

（使用料の還付）

第9条 体育館条例第5条第4項ただし書及び武道館条例第8条ただし書の規定により、市長は、次に掲げる場合に限り、既納の使用料の全部又は一部を還付することができる。

(1) 天候その他不可抗力により、総合体育館又は武道館が使用不能のとき。

(2) 使用者が、使用を許可された日（総合体育館又は武道館を連続して2日以上使用するとき）は、その使用の最初の日）の3日前までに使用許可決定の取下げを申し出て、その取下げに相当の理由があるとして使用許可決定の取消しを受けたとき。

(3) その他市長が特に必要があると認めたとき。

（使用料の減免）

第10条 体育館条例第6条及び武道館条例第9条の規定により、市長は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める額を減免することができる。

- (1) 国又は奈良県が本市に住所を有する者を対象とした事業を実施するために使用するとき
全額
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条による学校が使用するとき（課外活動を除く。）
全額
- (3) その他市長が特に必要と認めたとき 市長が必要と認める額
(館長)

第11条 総合体育館及び武道館の館長は、スポーツ振興課長をもって充てる。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は令和4年1月1日から施行する。

別表第1（第8条関係）

総合体育館・附属設備使用料

種類	単位	使用料	備考
体育館会議室	1室 1回	1,560円	半日は1/2
体育館控室	1室 1回	510円	
放送設備	1式 1回	1,560円	
電光得点表示盤	1式 1回	1,560円	公式戦のみ使用可
移動式ステージ	1式 1回	1,030円	
バスケットボード	1組	3,130円	
バレーボール支柱	1組	510円	
バドミントン支柱	1組	300円	
テニス支柱	1組	510円	
卓球台	1台	300円	

別表第2（第8条関係）

武道館・附属設備使用料

種類	単位	使用料	備考
武道館会議室	1室 1回	2,610円	半日は1/2
武道館控室	1室 1回	830円	半日は1/2
放送設備	1式 1回	1,560円	
シャワー室	1回	100円	

備考 この表に基づいて算出した使用料の額に10円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てる。

別表第3（第8条関係）

貸出器具・用具使用料

種類	単位	使用料	備考
椅子	1脚	50円	
机	1台	100円	
太鼓	1回	200円	
フロアーマット	2.5m1枚	50円	
バドミントンラケット	1本	100円	
ソフトテニスラケット	1本	100円	
ソフトテニスボール	1籠	100円	
卓球ラケット	1組	100円	

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

大和高田市長 宛

申請者（団体の場合は、団体名及び代表者氏名）

住所

氏名

連絡先（TEL）

総合体育館・武道館使用許可申請書

次のとおり、 総合体育館 武道館 の使用を申請します。

日 時	年 月 日（ ）	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後
		<input type="checkbox"/> 夜間 <input type="checkbox"/> 全日
使 用 目 的		
使 用 人 数		
使 用 責 任 者	(氏 名) (連絡先)	

場 所	総合体育館	<input type="checkbox"/> 競技場／全面 <input type="checkbox"/> 競技場／半面 <input type="checkbox"/> サブ競技場 <input type="checkbox"/> 相撲場 <input type="checkbox"/> トレーニング室
	総合体育館・附属設備	<input type="checkbox"/> 体育館会議室 <input type="checkbox"/> 体育館控室 <input type="checkbox"/> 放送設備 <input type="checkbox"/> 移動式ステージ <input type="checkbox"/> バスケットボード <input type="checkbox"/> バレーボール支柱 <input type="checkbox"/> バドミントン支柱 <input type="checkbox"/> テニス支柱 <input type="checkbox"/> 卓球台 <input type="checkbox"/> 電光得点表示盤（公式戦のみ使用可）

武道館	<input type="checkbox"/> 第1道場（全面のみ） <input type="checkbox"/> 第2道場／全面 <input type="checkbox"/> 第2道場／片面
	武道館・附属設備 <input type="checkbox"/> 武道館会議室 <input type="checkbox"/> 武道館控室 <input type="checkbox"/> シャワー室 <input type="checkbox"/> 放送設備
貸出器具・用具	<input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 太鼓 <input type="checkbox"/> フローアーマット <input type="checkbox"/> バドミントンラケット <input type="checkbox"/> ソフトテニスラケット <input type="checkbox"/> ソフトテニスボール <input type="checkbox"/> 卓球ラケット

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

大和高田市長 印

総合体育館・武道館使用許可書

年 月 日付けで申請のあった総合体育館又は武道館の使用について、次のとおり、総合体育館・武道館の使用を許可します。

日時	年 月 日（ ）	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 夜間 <input type="checkbox"/> 全日
場所	総合	<input type="checkbox"/> 競技場／全面 <input type="checkbox"/> 競技場／片面 <input type="checkbox"/> サブ競技場 <input type="checkbox"/> 相撲場 <input type="checkbox"/> トレーニング室
	体育館	総合体育館・附属設備 <input type="checkbox"/> 体育館会議室 <input type="checkbox"/> 体育館控室 <input type="checkbox"/> 放送設備 <input type="checkbox"/> 移動式ステージ <input type="checkbox"/> バスケットボード <input type="checkbox"/> バレーボール支柱 <input type="checkbox"/> バドミントン支柱 <input type="checkbox"/> テニス支柱 <input type="checkbox"/> 卓球台 <input type="checkbox"/> 電光得点表示盤（公式戦のみ使用可）
	武道	<input type="checkbox"/> 第1道場（全面のみ） <input type="checkbox"/> 第2道場／全面 <input type="checkbox"/> 第2道場／片面
	館	武道館・附属設備 <input type="checkbox"/> 武道館会議室 <input type="checkbox"/> 武道館控室 <input type="checkbox"/> シャワー室 <input type="checkbox"/> 放送設備
備考		

この決定に不服のあるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大和高田市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算し

て6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

規則第40号

大和高田市会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年12月27日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

大和高田市会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和2年規則第5号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「

ふりがな	
氏名	印

」を

「

ふりがな	
氏名	

」に改め、「（会計年度任用職員として任用されるに当たっては、次のサービスの宣誓を読み、署名、押印すること。）」を削り、「氏名

印」を「氏名」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第41号

大和高田市文化会館条例施行規則を次のように定める。

令和3年12月27日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市文化会館条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、大和高田市文化会館条例（平成7年条例第26号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、条例に規定する用語の例による。

（開館時間）

第3条 文化会館の開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要があると認めるときは、開館時間を短縮し、又は延長することができる。

（休館日）

第4条 文化会館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下本条において「休日」という。）が月曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日
 - (2) 毎月第4火曜日。ただし、休日が第4火曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日
 - (3) 12月28日から翌年1月4日まで
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。
- （使用許可に係る手続等）

第5条 申請者は、大和高田市文化会館使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の使用許可申請書を次の表の左欄に掲げる施設等の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる申請期間において受け付けるものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

施設等の区分	申請期間
大ホール（リハーサル室を除く。）、レセプションホール、展示ホール及びこれらと同時に使用する施設等	使用する日（以下「使用日」という。）の前1年に当たる日の属する月の初日（休館日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休館日でない日）から使用日の前30日に当たる日まで
小ホール及びこれと同時に使用する施設等	使用日の前6月に当たる日の属する月の初日（休館日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休館日でない日）から使用日の前30日に当たる日まで
リハーサル室、会議室及び和室	使用日の前6月に当たる日の属する月の初日（休館日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休館日でない日）から使用日の前7日に当たる日まで

備考 施設等を連続して2日以上使用するとき、その使用の最初の日を使用日とする。

- 3 市長は、使用許可申請書を受理したときはその内容を審査し、文化会館の使用を許可するときは当該申請者に大和高田市文化会館使用許可書（様式第2号）を交付する。
 - 4 使用者は、文化会館の使用に際しては使用許可書を携帯し、職員の指示があったときは、当該使用許可書を提示しなければならない。
- （特別の設備の設置等に係る手続等）

第6条 条例第11条の規定による許可を受けようとする申請者は、前条の規定による許可申請書に、設置しようとする特別の設備又は使用しようとする備付け以外の器具の内容を記載した仕様書を添えて市長に提出するものとする。

- 2 条例第11条の規定による許可の手続については、市長が別に定める。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。
- 4 特別の設備の設置又は備付け以外の器具の使用に要する費用は、申請者の負担とする。

（使用許可の変更）

第7条 使用者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、直ちに大和高田市文化会館使用許可変更申請書（様式第3号）に使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、使用許可変更申請書を受理したときはその内容を審査し、使用許可の変更を許可するときは当該使用者に大和高田市文化会館使用許可変更許可書（様式第4号）を交付する。この場合において、使用料に不足が生じたときは、直ちに不足額を納付させるものとする。

（使用許可の取消し）

第8条 使用者は、文化会館の使用許可を取り消そうとするときは、速やかに大和高田市文化会館使用許可取消申請書（様式第5号）に使用許可書又は変更許可書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、使用許可取消申請書を受理したときはその内容を審査し、使用許可取消を許可するときは当該使用者に大和高田市文化会館使用許可取消承諾書（様式第6号）を交付する。

（入館の制限）

第9条 市長は、文化会館に入場する者が、次の各号のいずれかに該当する者である場合は、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがあると認められる者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる者

（使用料の後納）

第10条 条例第7条ただし書の規定により使用料を後納することができる場合は、附属設備の使用料を納付する場合その他市長が特別の理由があると認める場合とする。

（附属設備の使用料）

第11条 条例別表の2に規定する規則で定める附属設備の使用料は、別表のとおりとする。

（使用料の減免）

第12条 条例第8条に規定する特別な理由があると認めるときは、市長が公益上必要があると認めるときとする。

（使用料の還付）

第13条 条例第9条ただし書の規定により還付することができるときは、次の各号のいずれかに該当するときとし、その還付の額は、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 災害その他使用者の責めに帰さない理由により使用できなくなったとき 全額
- (2) 大ホール、レセプションホール、展示ホール及びこれらと同時に使用する施設等につき、使用日の60日前までに使用許可の取消しの許可を受けたとき 半額
- (3) 小ホール及びこれと同時に使用する施設等につき、使用日の30日前までに使用許可の取消しの許可を受けたとき 半額
- (4) リハーサル室、会議室又は和室につき、使用日の7日前までに使用許可の取消しの許可を受けたとき 半額
- (5) 前3号に掲げる施設等につき、当該各号に定める期日までにその使用を変更した場合において、既納の使用料に過納が生じたとき 過納額の半額

2 使用者は、使用料の還付を受けようとするときは、大和高田市文化会館使用料還付申請書（様式第7号）に領収書及び取消承諾書又は変更許可書を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、使用料還付申請書を受理したときはその内容を審査し、還付を決定するときは当該使用者に大和高田市文化会館使用料還付決定通知書（様式第8号）を交付する。

（使用者の遵守事項）

第14条 使用者は、条例で定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設の収容定員を超えて入場させないこと。
- (2) 入場者の安全を確保すること。
- (3) 文化会館内外の秩序維持のため、必要な責任者及び整理員を置くこと。
- (4) 火気の使用は、市長の許可を受けて行うこと。
- (5) 金品の寄附、募集行為、物品の展示又は販売及び広告類の掲示又は配布は、市長の許可を受けて行うこと。
- (6) 館内への貼り紙、釘打等は、市長の許可を受けて行うこと。
- (7) 入場者に対して次条の規定を遵守させること。
- (8) その他管理上必要な職員の指示に従うこと。

（入館者の遵守事項）

第15条 入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設等を汚損し、若しくは損傷し、又は滅失しないこと。
- (2) 他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (3) 所定の場所以外へ立ち入らないこと。
- (4) 物品の販売、宣伝その他営利活動は、市長の許可を受けて行うこと。
- (5) 所定の場所以外で飲食をしないこと。
- (6) その他職員の指示に従うこと。

(職員の立入り)

第16条 市長は、文化会館の管理上必要があると認めるときは、使用中の場所に職員を立ち入らせることができる。この場合において、使用者は、これを拒むことができない。

(汚損等の届出)

第17条 使用者及び入館者は、施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、直ちに職員に届け出て、その指示を受けなければならない。

(点検)

第18条 使用者は、条例第12条第1項の規定により施設等を原状に復したときは、その旨を届け出て職員の点検を受けなければならない。

(補則)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、令和4年1月1日より施行する。

別表（第11条関係）

区分	附属設備の名称		単位	1回当たりの使用料 (単位・円)
舞台設備	演台	大ホール	1卓	620
		小ホール	1卓	510
		レセプションホール	1卓	200
	花台		1台	200
	司会者台	大ホール・小ホール	1台	410
		レセプションホール	1台	200
	指揮台		1台	300
	譜面台	指揮者用	1台	300
		演奏者用	1台	100
	譜面灯	オーケストラピット用	1台	50
	椅子	コントラバス用	1脚	100
	オーケストラピット	大ホール	1式	5,230
	大迫り	大ホール	1台	3,130
	小迫り	大ホール	1台	1,030
	音響反射板	大ホール	1式	5,230
	所作台	大ホール	1式	7,330
	仮設花道一式	大ホール	1式	4,180
	平台		1台	200
開き足		1脚	100	
箱足		1台	50	

	ヒナ段ケ込	大ホール	1枚	50
	松羽目		1式	5,230
	竹羽目		1式	5,230
	金屏風	大	1双	1,560
		小	1双	1,030
	緋毛せん		1枚	300
	長座布団		1枚	100
	高座用座布団		1枚	100
	上敷ござ		1枚	100
	地緋り	大ホール	1枚	5,230
	紗幕	大ホール	1枚	5,230
	ジョーゼット幕	大ホール	1式	7,330
	バレエ用シート	大ホール	1式	5,230
		小ホール・リハーサル室	1式	3,130
	移動用姿見		1台	100
	めくり台		1台	200
	落語用見台		1式	300
	人形立		1本	100
	ポータブルステージ	レセプションホール	1式	2,080
	平台ステージ	レセプションホール	1枚	300
照明設備	ボーダーライト	大ホール	1列	620
		小ホール	1列	300
	アッパーホリゾンライト	大ホール	1列	1,030
	ロアーホリゾンライト	大ホール	1列	830
	ホリゾンライト（幕を含む。）	小ホール	1列	1,250
	ライティングタワー	大ホール	1基	2,080
	ピンスポットライト （大ホール）	クセノン2KW	1台	3,130
		クセノン1KW	1台	2,080
		ハロゲン1KW	1台	1,030
	ピンスポットライト （小ホール）	クセノン700W	1台	1,560
	ピンスポットライト （レセプションホール）	クセノン500W	1台	1,030
		ハロゲン1KW	1台	1,030
	スポットライト	ハロゲン1.5KW	1台	510
		ハロゲン1KW	1台	410
		ハロゲン500W	1台	300
	スポットライト （パーライト）	1KW	1台	620
		500W	1台	410
	カッタースポット（ネタは含まない。）		1台	620
	波マシン		1台	620
	天井反射板ライト	大ホール	1式	3,660
ミラーボール	変速・直径400	1台	1,030	
	変速・直径600	1台	1,560	
	置型定速	1台	1,030	

	マルチストロボ		1台	2,080
	ストロボ		1台	1,560
	エフェクトスポット（マシン・先玉・種板を含む。）	2 KW	1台	2,080
		1 KW	1台	1,560
	ハイスタンド（アームを含む。）		1台	300
	スタンド		1台	200
	ベーススタンド		1台	100
	展示用スポットライト		1台	60
	小ホール基本照明セット（Bor3、2SUS12、FS10）		1式	5,230
音響設備	場内拡声	大ホール	1式	3,130
		小ホール	1式	1,030
		レセプションホール	1式	1,030
	スピーカー	大型（映写機用）	1台	1,030
		小型（サイド用）	1台	300
	ステレオマイク	大ホール	1本	2,080
	コンデンサーマイク	A	1本	1,560
		B	1本	1,030
	ダイナミックマイク		1本	510
	ワイヤレスマイク	大ホール・小ホール	1ch	1,560
		レセプションホール	1ch	830
	3点吊マイクロホン装置	大ホール	1式	2,080
	マイクスタンド	床上大型	1本	200
		卓上型・床上型・ブーム型	1本	100
	カセットテープレコーダー		1台	1,560
	CDプレーヤー		1台	1,560
MDプレーヤー		1台	1,560	
デジタルオーディオテープレコーダー		1台	2,080	
映像設備	35mm映写機（スクリーンを含まない。）		1台	5,230
	16mm映写機（スクリーンを含まない。）		1台	3,130
	オーバーヘッドプロジェクター（スクリーンを含まない。）		1台	1,560
	液晶プロジェクター（スクリーンを含まない。）	3200ルーメン	1台	5,230
		1700ルーメン	1台	3,130
	資料提示装置		1台	1,560
	DVDプレーヤー		1台	2,080
	映写用スクリーン	大ホール	1式	2,080
		小ホール・レセプションホール	1式	1,030
		可搬型	1式	730
レーザーポインター		1本	200	
その他の設備	ピアノ	スタインウェイD-274	1台	15,700
		ヤマハCFⅢ	1台	10,470
		ヤマハC7	1台	6,280

		ヤマハU X300	1台	2,610
	エレクトーン	ヤマハEL-90	1台	3,130
	ホワイトボード		1台	200
	国旗・市旗		1枚	100
	増設展示パネル		1台	200
	展示台		1台	200
	展示台（小）		1台	150
	衝立		1台	150
	表彰盆		1枚	100
	茶道具		1式	1,030
	野点用茶道具		1式	1,030
	持込み器具電源使用料		1KW	100
	ポット使用料		1台	100
	シャワー室	大ホール	1室	1,560

備考

- 「1回当たりの使用料」は、1日につき1回として算定する。ただし、持込電源使用料及びポット使用料については、午前、午後又は夜間それぞれの使用区分を「1回」とする。
- 附属設備は、準備又は本番を問わず仕込みを行った時点から使用したものとす。
- この表の使用料には、カラーフィルター等の消耗機材費並びにピアノ調律及び舞台設備、照明設備、音響設備等に要する増員技術者の人件費等は含まない。

様式第1号（第5条関係）

申請日 年 月 日
申請番号

大和高田市長 宛

申請者 住 所

団体／個人
代表者
電 話

大和高田市文化会館使用許可申請書

次のとおり文化会館の使用許可の申請をします。

行事名称	使用内容	入場予定		人		出演予定		人	
		開 場	開 演						
使用 責任者	住所 氏名 電話	入 場 料	有料	席	前売券	当日券	席	前売券	当日券
			無料						
		入場券種別	指定席券	自由席券	整理券	会員券			
		火気使用	スモークマシン	その他（ ）					

(S=準備 R=練習 M=本番 E=搬出)

使用日	ジャンル	使用施設	使用時間	使用内訳			入場料	使用料
				午前	午後	夜間		

合 計							

使用料 精算額		還付対象額	還付額
	施設使用料		
	附属設備使用料		
	合 計		

この決定に不服のあるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大和高田市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

規則第42号

大和高田市文化会館運営協議会規則を次のように定める。

令和3年12月27日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市文化会館運営協議会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、大和高田市文化会館条例（平成7年条例第26号）第14条に規定する大和高田市文化会館運営協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 協議会は、文化会館の円滑な運営を図るため、次の事項を協議するものとする。

- （1） 文化活動の企画及び実施に関する事項（貸館事業を除く。）
- （2） 前号に掲げるもののほか、文化会館の円滑な運営を図るため市長が必要と認める事項（組織）

第3条 協議会は、委員15名以内をもって組織する。

- 2 委員は、文化行政に関し知識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

（会議）

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。ただし、委員の委嘱後の最初の会議は、市長が招集する。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第6条 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第7条 協議会の庶務は、文化振興課において処理する。

（補則）

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は令和4年1月1日から施行する。

規則第43号

大和高田市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年12月28日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市国民健康保険条例施行規則（平成12年規則第73号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「1万6千円」を「1万2千円」に改める。

第18条の見出し中「被保険者証」を「被保険者証等」に改め、同条第1項中「規定する被保険者証」の次に「及び施行規則第7条の4に規定する高齢受給者証（以下「被保険者証等」という。）」を加え、「国民健康保険被保険者証再交付申請書」を「国民健康保険被保険者証等再交付申請書」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「被保険者証」を「被保険者証等」に改める。

様式第10号を次のように改める。

様式第10号（第14条関係）

第三者の行為による被害(傷病)届

被保険者	被保険者氏名		被保険者証番号	性別	生年月日	世帯主との続柄 (国民健康保険)	電話番号	
	フリガナ			男・女	明・大・昭・平・令 ・			
第三者(相手方)	第三者氏名		第三者住所		性別	生年月日	電話番号	
	フリガナ				男・女	明・大・昭・平・令 ・		
第三者(相手方)	第三者の使用者氏名		第三者の使用者住所			電話番号		
負傷状況	負傷日時			負傷場所				
	年	月	日	AM・PM	時	分	頃	
発症の原因又は負傷の状況(出来るだけ詳細に)								
保険使用状況	受診医療機関(事業所)名		保険使用開始日		治療状況			
			年 月 日		治療中 ・ 治療終了 【 年 月 日 】			
			年 月 日		治療中 ・ 治療終了 【 年 月 日 】			
第三者の自動車保険・任意保険情報	自賠責保険	保険会社(農協)	保険株式会社 農業協同組合		証明書番号	第 号		
		契約者名	契約者住所					
		所有者名	所有者住所					
		登録・車両番号	車台番号					
		任意保険対応の有無	有	無	保険株式会社 農業協同組合	担当者名 電話番号		
		交渉の経過(詳細に記載) ※示談後は示談書写を添付					示談 済 未	
	人身傷害保険ご利用の有無	有	無	保険株式会社 農業協同組合	担当者名 電話番号			

上記のとおりお届けします。

令和 年 月 日

_____(市・町・村・国保組合理事)長
奈良県後期高齢者医療広域連合長 殿

世帯主・被保険者 住所
氏名 氏名 印

(国民健康保険のときは「世帯主」の住所・氏名を記載してください)

国民健康保険は、国民健康保険法施行規則第32条の6の規定に基づく
 介護保険は、介護保険法施行規則第33条の2の規定に基づく
 後期高齢者医療は、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第46条の規定に基づく

様式第14号中「国民健康保険被保険者証再交付申請書」を「国民健康保険被保険者証等再交付申請書」に、

「

被保険者の記号番号			奈2			
被 保 険 者	個人番号	氏名	性別	続柄	生年月日	
	1			男・女		年 月 日
	2			男・女		年 月 日
	3			男・女		年 月 日
	4			男・女		年 月 日
	5			男・女		年 月 日

」を

「

被保険者の記号番号		奈2・	<input type="checkbox"/> 被保険者証 <input type="checkbox"/> 高齢受給者証				
被 保 険 者	個人番号	氏名	性別	生 年 月 日			
	1			男・女	年 月 日		
	2			男・女	年 月 日		
	3			男・女	年 月 日		
	4			男・女	年 月 日		
	5			男・女	年 月 日		

」に、

「殿」を「宛」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の大和高田市健康保険条例施行規則第12条第1項の規定は、この規則の施行の日以後の出産に係る出産一時金の支給について適用し、この規則の施行の日前の上産に係る出産一時金の支給については、なお従前の例による。

訓 令**訓令第9号**

行政組織の変更に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

令和3年12月27日

大和高田市長 堀内 大造

行政組織の変更に伴う関係訓令の整備に関する訓令

（大和高田市決裁規程の一部改正）

第1条 大和高田市決裁規程（平成9年訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号中「改革推進局理事」を「企画政策部長」に改め、同項第5号及び第6号中「法務情報課長」を「情報政策課長」に改め、同項第9号中「財産管理課」を「総務課」に、「財産管理課長」を「総務課長」に改め、同項第10号及び第11号中「財産管理課長」を「総務課長」に改め、同項第12号から第15号までの規定中「法務情報課長」を「法務課長」に改め、同項第18号中「もの」の次に「（大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第21条に定める額の範囲内の随意契約を除く。）」を加える。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第8条関係）

部長、室長及び課長の専決事項

1 企画政策部

（1） 企画政策部長の専決事項

- ア 各部局及び各行政機関との連絡調整に関する事。
- イ 儀式及び交渉に関する事。
- ウ 広報誌の編集及び発行に関する事。
- エ 市勢要覧、市民ガイドブック等の編集及び発行に関する事。
- オ 職員の研修に関する事。
- カ 時間外勤務報告に関する事。

（2） 企画創生課長の専決事項

- ア 主要企画のための資料収集及び作成に関する事。

（3） 広報広聴課長の専決事項

- ア 広報活動の連絡調整に関する事。
- イ 市民相談の処理に関する事。
- ウ 報道機関との連絡調整に関する事。
- エ 姉妹都市提携事業の連絡調整に関する事。
- オ 観光事業に関する各部局、各行政機関及び諸団体との連絡調整に関する事。

（4） 秘書課長の専決事項

- ア 秘書業務に関するものうち軽易なもの
- イ 市長の祝辞、式辞、弔辞その他これに類する文書の作成に関する事。

（5） 情報政策課長の専決事項

- ア コンピュータシステムに関する資料の収集及び作成に関する事。
- イ コンピュータシステムの運用管理に関する事。
- ウ コンピュータ機器台帳の作成に関する事。

（6） 人事課長の専決事項

- ア 職員の扶養手当、通勤手当及び住居手当の認定に関する事。
- イ 職員の児童手当に関する事。
- ウ 職員証等の発行に関する事。
- エ 出勤表及び宿日直に関する事。
- オ 職員の市町村職員共済組合への加入、脱退、給付その他の手続に関する事。

2 総務部

(1) 総務部長の専決事項

- ア 市例規集の追録発行並びに市公報の編集及び発行に関する事。
- イ 1件10万円以上30万円未満の同一項内の予算流用に関する事。
- ウ 1件の見積価格が10万円未満の不用品の処分に関する事。
- エ 庁舎の管理に関する事。
- オ 市税（国民健康保険税を除く。）の更正及び決定に関する事。
- カ 市税（国民健康保険税を除く。）の調定に関する事。
- キ 市税（国民健康保険税を除く。）の賦課に対する不服申立ての処理に関する事。
- ク 市税（国民健康保険税を除く。）の減免に関する事。
- ケ 建設工事等の検査に関する事。

(2) 収納対策室長の専決事項

- ア 市税の滞納処分の決定に関する事。
- イ 差押の解除に関する事。
- ウ 市税の滞納処分の執行停止に関する事。
- エ 市税の徴収猶予、納期限の延長及び繰上徴収の決定に関する事。
- オ 市税の延滞金の減免に関する事。
- カ 市税の徴収及び督促に関する事。
- キ 収納対策室設置規則（平成14年規則第35号）第4条に規定する収納対策室のスタッフが属する課の市税及び税外収入の徴収の指導及び助言に関する事。

(3) 契約監理室長の専決事項

- ア 大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第21条の規定により随意契約によることができる金額以下の契約事務に係る審査及び指導の方法に関する事。
- イ 入札参加資格の審査及び確認に関する事。
- ウ 工事請負、工事に係る調査、設計及び監理の委託並びに清掃及び警備の委託に係る入札予定価格の決定に関する事。
- エ 検査事務に係る指導の方法に関する事。

(4) 総務課長の専決事項

- ア 市有財産の登記及び登録並びに財産台帳の作成に関する事。
- イ 庁用電話の管理に関する事。
- ウ 公用車（他の所管に属するものを除く。）の使用許可に関する事。
- エ 公印の取扱措置及び管理に関する事。
- オ 収发文書の処理に関する事。

(5) 法務課長の専決事項

- ア 公平委員会の所掌に係る事務のうち別表第1に掲げる事務に関する事。
- イ 他の地方公共団体等からの市の掲示板への掲示依頼に関する事。
- ウ 文書の保存整理及び書庫の管理に関する事。

(6) 財政課長の専決事項

- ア 1件10万円未満の同一項内の予算の流用に関する事。
- イ 所属間の予算の流用に関する事。
- (7) 税務課長の専決事項
 - ア 土地家屋の異動通知の処理に関する事。
 - イ 市税（国民健康保険税を除く。）に関する資料調査及び納入通知書の発行に関する事。
 - ウ 市県民税の特別徴収義務者の指定に関する事。
- (8) 収納対策室課長の専決事項
 - ア 市税に係る督促状その他の市税徴収に関する書類の送達に関する事。
 - イ 市税の過誤納金の還付及び充当に関する事。
 - ウ 納税思想の普及、啓発及び広報に関する事。
 - エ 市税の徴収嘱託及び受託徴収に関する事。
 - オ 市税の滞納処分に係る調査等に関する事。
- 3 市民生活部
 - (1) 市民生活部長の専決事項
 - ア 人権啓発に関する各部局、各行政機関及び諸団体との連絡調整に関する事。
 - イ 公害対策に関する各部局及び各行政機関との連絡調整に関する事。
 - ウ 地球温暖化に対する庁内の取組みに関する事。
 - エ 市営斎場及び市営墓地の使用許可に関する事。
 - (2) 危機管理室長の専決事項
 - ア 危機管理における庁内調整に関する事。
 - イ 関係機関及び団体との連携調整に関する事。
 - (3) 市民課長の専決事項
 - ア 印鑑の登録並びに印鑑証明及び身元証明の事務処理に関する事。
 - イ 埋火葬の許可及び火葬場の使用許可に関する事。
 - ウ 人口動態調査の実施に関する事。
 - エ 転入転出の事務処理に関する事。
 - オ 自動車の臨時運行許可に関する事。
 - カ 戸籍及び住民基本台帳の届出の受理に関する事。
 - キ 戸籍の謄抄本及び住民票の写しの交付に関する事。
 - ク 中长期在留者の居住地等届出事務及び特別永住者事務に関する事。
 - ケ 成年被後見人、被保佐人、在外選挙人、破産者及び犯罪人の名簿に関する事。
 - コ 住居番号の設定に関する事。
 - サ 国民年金被保険者の資格得喪に関する事。
 - シ 高齢基礎年金等の裁定請求の受理及びその請求の事実審査に関する事。
 - (4) 人権施策課長の専決事項
 - ア 人権啓発推進本部の企画委員会に関する事。
 - イ 隣保館及び青少年会館の使用許可に関する事。
 - ウ 人権教育の専門的な指導と助言に関する事。
 - エ 人権教育に関する資料の収集、あっせん及び情報の交換に関する事。
 - オ 人権教育諸団体との連絡に関する事。
 - カ 市の人権意識高揚のための啓発活動の連絡調整に関する事。
 - キ 男女共同参画の推進に関する軽易な事。

- (5) 危機管理室危機管理課長の専決事項
 - ア 危機管理に関する資料収集及び作成に関すること。
- (6) 危機管理室生活安全課長の専決事項
 - ア 交通安全及び生活安全対策に関する資料の収集及び作成に関すること。
 - イ 自動車駐車場及び自転車駐車場の使用許可に関すること。
 - ウ 放置自転車等の移動・保管の処理に関すること。
 - エ ふれあい交通広場の使用許可に関すること。
- 4 地域振興部
 - (1) 地域振興部長の専決事項
 - ア 商工振興策に関する各部局、各行政機関及び諸団体との連絡調整に関すること。
 - イ 制度融資の事務処理に関すること。
 - ウ 各種統計調査に関すること。
 - エ 勤労青少年の福祉に関すること。
 - オ 農業振興策に関する各部局、各行政機関及び諸団体との連絡調整に関すること。
 - カ 協働施策に関すること。
 - キ スポーツ事業企画の決定に関すること。
 - (2) まち振興課長の専決事項
 - ア 自治振興に関する資料収集及び作成に関すること。
 - イ 市民交流センターの使用許可に関すること。
 - ウ 市民活動団体の登録に関すること。
 - エ 市民活動団体の育成に関すること。
 - オ 市民活動に関する情報の収集及び提供に関すること。
 - カ 市民活動に関する相談に関すること。
 - (3) 商工振興課長の専決事項
 - ア 中心市街地商業活性化事業に関し、各部局、各行政機関及び諸団体との連絡調整に関すること。
 - イ 消費者行政団体との連絡調整に関すること。
 - (4) 農業振興課長の専決事項
 - ア 農業及び畜産業の指導に関すること。
 - イ 所管に属する農業土木工事の指導及び監督に関すること。
 - (5) 文化振興課長の専決事項
 - ア 歴史史（資）料の収集及び保管に関すること。
 - イ 歴史・文化活動に関すること。
 - ウ 文化会館の管理及び使用許可に関すること。
 - エ 自主事業の実施に関すること。
 - (6) スポーツ推進課長の専決事項
 - ア 社会体育の専門的な指導と助言に関すること。
 - イ 社会体育諸団体との連絡に関すること。
 - ウ 所管する施設の管理及び使用許可に関すること。
- 5 福祉部
 - (1) 福祉部長の専決事項
 - ア 次に掲げる法律に定める事務のうち市長が行うもの
 - (ア) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）

- (イ) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）
 - (ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）
 - (エ) 生活保護法（昭和25年法律第144号）
 - (オ) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）
 - (カ) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）
 - (キ) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）
 - (ク) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）
 - (ケ) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）
 - (コ) 児童手当法（昭和46年法律第73号）
 - (サ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）
 - (シ) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）
 - イ 福祉施設の重要な運営に関すること。
 - (2) 社会福祉課長の専決事項
 - ア 次に掲げる法律に定める事務のうち軽易なもの
 - (ア) 身体障害者福祉法
 - (イ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
 - (ウ) 知的障害者福祉法
 - (エ) 老人福祉法
 - (オ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
 - イ 障害者自立支援認定に関するもののうち軽易なもの
 - ウ 社会福祉団体に関する事務のうち軽易なもの
 - エ 総合福祉会館に関すること。
 - オ 高田温泉さくら荘に関すること。
 - カ 高齢者福祉に関するもののうち軽易なもの
 - キ その他福祉に関するもののうち軽易なもの
 - (3) 保護課長の専決事項
 - ア 生活保護法に関する事務のうち軽易なもの
 - イ 生活困窮者自立支援法に関する事務のうち軽易なもの
 - (4) こども家庭課長の専決事項
 - ア 次に掲げる法律に定める事務のうち軽易なもの
 - (ア) 児童福祉法
 - (イ) 児童扶養手当法
 - (ウ) 母子及び父子並びに寡婦福祉法
 - (エ) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律
 - (オ) 児童手当法
 - イ 児童館の使用許可に関すること。
 - ウ 児童福祉に関するもののうち軽易なもの
 - (5) 保育幼稚園課長の専決事項
 - ア 市立保育所及び市立幼保連携型認定こども園の運営及び管理に関すること。
- 6 保健部
- (1) 保健部長の専決事項
 - ア 保健センター事業運営に関すること。

- イ 介護保険料の更正及び決定に関する事。
- ウ 介護保険料の調定に関する事。
- エ 介護保険料の賦課に対する不服申立ての処理に関する事。
- オ 地域包括支援センター事業運営に関する事。
- カ 国民健康保険税の更正及び決定に関する事。
- キ 国民健康保険税の調定に関する事。
- ク 国民健康保険税の賦課に対する不服申立ての処理に関する事。
- ケ 国民健康保険税の減免に関する事。
- コ 天満診療所臨時休診に関する事。
- サ 後期高齢者医療事務に関する事。
- シ 医療費の助成に関する事。
- ス 葛城地区休日診療所の運営に関する事。
- (2) 健康増進課長の専決事項
 - ア 母子保健事業に関する事。
 - イ 予防接種に関する事。
 - ウ 健康づくり推進事業に関する事。
 - エ 感染症予防に関する事。
 - オ 特定保健指導に関する事。
 - カ 葛城地区休日診療所における軽易な事務処理に関する事。
- (3) 介護保険課長の専決事項
 - ア 介護保険の被保険者の資格得喪に関する事。
 - イ 保険給付に関する事。
 - ウ 介護保険料に関する資料調査及び納入通知書の発行に関する事。
 - エ 介護保険料の徴収に関する事。
 - オ 介護保険料の督促及び過誤納の整理に関する事。
 - カ 介護認定に関するもののうち軽易なもの
- (4) 地域包括ケア推進課長の専決事項
 - ア 地域包括支援事業に関する事。
- (5) 保険医療課長の専決事項
 - ア 国民健康保険の被保険者の資格得喪に関する事。
 - イ 出産育児一時金、葬祭費及び育児手当金の支給決定に関する事。
 - ウ 高額療養費等保険給付に関する事。
 - エ 国民健康保険税に関する資料調査及び納入通知書の発行に関する事。
 - オ 第三者行為求償事務に関する事。
 - カ 天満診療所における軽易な事務処理に関する事。
 - キ 後期高齢者医療事務のうち軽易なもの
 - ク 医療費の助成に関する事務のうち軽易なもの
- 7 環境建設部
 - (1) 環境建設部長の専決事項
 - ア 建設工事等の検査に関する事。
 - イ 委託を受けた建設工事等に関する事。
 - ウ 街区基準点に関する事。
 - エ 道路占用の許可等に関する事。

- オ 道路の安全対策に関する事。
- カ 道路使用に対する警察協議に関する事。
- キ 道路形状変更施工承認に関する事。
- ク 道路敷地等寄附受納手続に関する事。
- ケ 境界明示（市道、市管理道路等）に関する事。
- コ 河川、国有水路占用物件の権利譲渡に関する事。
- サ 国有財産等使用許可申請に関する事。
- シ 国及び県の許可等の副申に関する事。
- ス 市営住宅等の入居承認、同居承認、入居承継承認及び明渡しに関する事。
- セ 住宅新築資金等貸付金の償還に関する事。
- ソ 都市公園内における無許可工作物の撤去命令に関する事。
- タ 国土利用計画の副申に関する事。
- (2) クリーンセンター長の専決事項
 - ア 処理施設の運用に関する事。
 - イ 一般廃棄物の収集に関する事。
 - ウ 一般廃棄物の焼却に関する事。
- (3) 土木管理課長の専決事項
 - ア 所管に属する土木工事の指導及び監督に関する事。
 - イ 開発事前協議申請書（道路・河川）に関する事。
 - ウ 工事における各種承認に関する事。
 - エ 奈良県道路協会に関する事。
- (4) 営繕課長の専決事項
 - ア 所管に属する建築工事の指導及び監督に関する事。
 - イ 工事における各種承認に関する事。
 - ウ 奈良県都市建設協議会に関する事。
- (5) 住宅課長の専決事項
 - ア 市営住宅等の入居管理に関する事。
 - イ 市営住宅等の自動車保管場所使用承諾証明、家賃証明及びその他証明事務に関する事。
 - ウ 住宅新築資金等貸付金の回収及び滞納整理に関する事。
- (6) 都市計画課長の専決事項
 - ア 所管に属する土木工事の指導及び監督に関する事。
 - イ 都市計画の調査に関する事。
 - ウ 都市公園及び公園施設の占用及び使用の許可に関する事。
 - エ 公園整備建設の調査に関する事。
 - オ 街路樹の管理に関する事。
 - カ 公園緑地の調査に関する事。
- (7) クリーンセンター企画整備課長の専決事項
 - ア 一般廃棄物等の処理施策の調整に関する事。
 - イ 一般廃棄物等の処理についての指導に関する事。
 - ウ 一般廃棄物のリサイクルに関する事。
 - エ 一般廃棄物処理手数料等の徴収に関する事。
 - オ 軽易な要望及び苦情処理に関する事。

- カ 一般廃棄物処理施設の維持管理に関すること。
- キ ダイオキシン類削減対策等施設整備に関すること。
- (8) クリーンセンター建設企画課長の専決事項
 - ア 山辺・県北西部広域環境衛生組合との連絡調整における軽易な事務処理に関すること。
- (9) クリーンセンター美化推進課長の専決事項
 - ア 一般廃棄物等の収集及び運搬に関すること。
 - イ 一般廃棄物等処理の申込みの受付に関すること。
 - ウ 収集車両の管理に関すること。

8 未来まちづくり局

- (1) 未来まちづくり局理事の専決事項
 - ア 部長会議及び部局調整員会議に関すること。
- (2) 未来まちづくり局課長の専決事項
 - ア 理事が指示する事項

(大和高田市情報セキュリティ委員会設置要綱の一部改正)

第2条 大和高田市情報セキュリティ委員会設置要綱（平成16年訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第6条中「法務情報課」を「情報政策課」に改める。

(大和高田市ネットワークシステム運用管理規程の一部改正)

第3条 大和高田市ネットワークシステム運用管理規程（平成14年訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「法務情報課長」を「情報政策課長」に改める。

(大和高田市情報化推進本部設置要綱の一部改正)

第4条 大和高田市情報化推進本部設置要綱（平成14年訓令第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「財務部長」を「総務部長」に改める。

第5条中「法務情報課」を「情報政策課」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

企画創生課長、人事課長、情報政策課長、財政課長

(大和高田市情報化推進委員設置要綱の一部改正)

第5条 大和高田市情報化推進委員設置要綱（平成14年訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第5条中「法務情報課長」を「情報政策課長」に改める。

第6条中「広報情報課」を「情報政策課」に改める。

(行政手続法及び大和高田市行政手続条例に基づく審査基準等の設定及び公表に関する取扱要綱の一部改正)

第6条 行政手続法及び大和高田市行政手続条例に基づく審査基準等の設定及び公表に関する取扱要綱（平成22年訓令第12号の2）の一部を次のように改正する。

第8条第5項及び第11条中「法務情報課長」を「法務課長」に改める。

(大和高田市法令審査会規程の一部改正)

第7条 大和高田市法令審査会規程（平成8年訓令第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「企画政策部長」を「総務部長」に改める。

第4条の2第1項中「法務情報課長」を「法務課長」に、「法務情報課」を「法務課」に改める。

第8条中「企画政策部法務情報課」を「総務部法務課」に改める。

（大和高田市防犯等カメラシステムの設置、管理及び運用規程の一部改正）

第8条 大和高田市防犯等カメラシステムの設置、管理及び運用規程（令和元年訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項及び第3項中「法務情報課長」を「法務課長」に改める。

（大和高田市社会福祉法人設立認可等審査会設置要綱の一部改正）

第9条 大和高田市社会福祉法人設立認可等審査会設置要綱（平成25年訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「法務情報課長」を「法務課長」に改め、同項第7号中「児童福祉課長」を「こども家庭課長」に改め、同項第8号中「保育課長」を「保育幼稚園課長」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

庶務担当課

担当課名	対象法人
社会福祉課	障害者（児）福祉関連法人 社会福祉協議会
保護課	生活保護関連法人
こども家庭課	児童福祉関連法人（保育所関連法人及び幼保連携型認定こども園関連法人を除く。）
保育幼稚園課	保育所関連法人 幼保連携型認定こども園関連法人
介護保険課	老人福祉関連法人

（大和高田市職員服務規程の一部改正）

第10条 大和高田市職員服務規程（昭和38年訓令第2号）の一部を次のように改正する。

様式第8号中「財産管理課長」を「総務課長」に改める。

（大和高田市公有財産有効活用検討委員会設置要綱の一部改正）

第11条 大和高田市公有財産有効活用検討委員会設置要綱（平成19年訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「財務部長」を「総務部長」に改め、同条第4項中「改革推進局理事」を「未来まちづくり局理事」に、「市民部長」を「市民生活部長、地域振興部長」に、「教育委員会事務局長」を「教育委員会事務局教育部長」に改める。

第5条第2項中「財産管理課長」を「総務課長」に改め、同条第3項中「財政課長」の次に、「契約監理室課長」を加え、「保育課長」を「保育幼稚園課長」に、「営繕住宅課長、契約監理室課長」を「営繕課長、住宅課長」に改める。

第7条中「財産管理課」を「総務課」に改める。

（大和高田市役所庁舎内設置案内地図広告掲出事業者選定委員会設置要綱の一部改正）

第12条 大和高田市役所庁舎内設置案内地図広告掲出事業者選定委員会設置要綱（平成26年訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「財務部長」を「総務部長」に改め、同項第2号中「財産管理課長」を「総務課長」に改める。

第4条第2項中「財務部長」を「総務部長」に改め、同条第3項中「財産管理課長」を「総務課長」に改める。

第8条中「財務部財産管理課」を「総務部総務課」に改める。

（市役所庁舎ロビーにおける配布物の配置等に関する要綱の一部改正）

第13条 市役所庁舎ロビーにおける配布物の配置等に関する要綱（平成24年訓令第20号）の一部を次のように改正する。

第2条中「財産管理課」を「総務課」に改める。

第4条第1項、第6条第2項及び第8条第2項中「財産管理課長」を「総務課長」に改める。
(大和高田市公用車管理規程の一部改正)

第14条 大和高田市公用車管理規程（平成14年訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「財産管理課」を「総務課」に改める。

第4条第1項及び第3項第1号中「財産管理課長」を「総務課長」に改める。

様式第5号中「財産管理課長」を「総務課長」に改める。

(大和高田市ドライブレコーダー管理運用要綱の一部改正)

第15条 大和高田市ドライブレコーダー管理運用要綱（平成31年訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「財産管理課」を「総務課」に改める。

(大和高田市都市計画道路見直し庁内検討委員会設置要綱の一部改正)

第16条 大和高田市都市計画道路見直し庁内検討委員会設置要綱（平成28年訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「財産管理課長」を「総務課長」に改め、同条第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) まち振興課長

(大和高田市公募型補助金審査選考委員会設置要綱の一部改正)

第17条 大和高田市公募型補助金審査選考委員会設置要綱（平成22年訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「市民部長」を「地域振興部長」に改め、同条第3項第1号中「市民部長」を「地域振興部長」に改め、同項第3号中「財務部長」を「総務部長」に改める。

第8条中「自治振興課」を「まち振興課」に改める。

(大和高田市青年等就農計画認定審査会設置要綱の一部改正)

第18条 大和高田市青年等就農計画認定審査会設置要綱（平成29年訓令第9号の2）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号及び第2項中「市民部長」を「地域振興部長」に改める。

第6条中「市民部産業振興課」を「地域振興部農業振興課」に改める。

(大和高田市地域ケア会議設置要綱の一部改正)

第19条 大和高田市地域ケア会議設置要綱（令和2年訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第9条中「地域包括支援課」を「地域包括ケア推進課」に改める。

(大和高田市住宅管理法的措置検討委員会設置要綱の一部改正)

第20条 大和高田市住宅管理法的措置検討委員会設置要綱（平成21年訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「改革推進局理事」を「未来まちづくり局理事」に改め、同条第5号中「財務部長」を「総務部長」に改め、同条第6号中「市民部長」を「市民生活部長」に改め、同条第11号中「教育委員会事務局長」を「教育委員会事務局教育部長」に改め、同号を同条第12号とし、同条第10号を同条第11号とし、同条第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同条第6号の次に次のように加える。

(7) 地域振興部長

第8条中「営繕住宅課」を「住宅課」に改める。

(大和高田市公営住宅長寿命化計画策定委員会設置要綱の一部改正)

第21条 大和高田市公営住宅長寿命化計画策定委員会設置要綱（令和2年訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項第1号中「改革推進局理事」を「未来まちづくり局理事」に改め、同項第3号中「財務部長」を「総務部長」に改め、同項第4号中「市民部長」を「市民生活部長」に改め、同項第8

号を同項第9号とし、同項第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、同項第4号の次に次の1号を加える。

（5） 地域振興部長

第6条中「営繕住宅課」を「住宅課」に改める。

（大和高田市公正入札調査委員会設置要綱の一部改正）

第22条 大和高田市公正入札調査委員会設置要綱（平成21年訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「環境建設部長及び財務部長」を「総務部長及び環境建設部長」に改める。

第6条中「環境建設部」を「総務部」に改める。

（大和高田市電気工作物保安規程の一部改正）

第23条 大和高田市電気工作物保安規程（昭和40年訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「市庁舎 財務部長」を「市庁舎 総務部長」に改める。

（大和高田市立病院事務専決規程の一部改正）

第24条 大和高田市立病院事務専決規程（平成9年訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第6号を削る。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（財務企画課長の専決事項）

第9条 財務企画課長が専決できる事項は、1件10万円未満の同一項内の予算の流用に関することとする。

附 則

この訓令は、令和4年1月1日から施行する。

訓令第10号

大和高田市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年12月28日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令

大和高田市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程（平成12年訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（補助執行職員及び補助執行事務）

第2条 市長は、別表の補助執行職員の欄に掲げる職員に、同表の補助執行事務の欄に掲げる事務を補助執行させるものとする。

第3条の見出し中「組織の帰属及び」を削り、同条第1項を次のように改める。

補助執行させる事務の専決については、大和高田市決裁規程（平成9年訓令第6号。以下「決裁規程」という。）の規定を準用する。この場合において、監査委員事務局の事務職員は総務部に、選挙管理委員会事務局及び農業委員会事務局の事務職員は地域振興部に属するものと取扱い、決裁規程別表第1中「課長」とあるのは、「選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長又は農業委員会事務局長」と読み替えるものとする。

第3条中第2項を削り、同条第3項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項中「各課長」を「教育部各課長」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7中「議会事務局庶務課長」を「議会事務局議会総務課長」に改め、同項を同条第6項に改める。

別表第1中「

教育長及び教育委員会事務局の職員	1	所掌事務に係る予算の見積書を作成すること。
	2	所掌事務に係る予算の執行に関すること。
	3	所掌事務に係る契約の締結に関すること。
	4	所掌事務に係る国及び県に対する補助金等の交付申請及び実績報告に関すること。
	5	子どものための教育・保育給付に関すること。
	6	子育てのための施設等利用給付に関すること。
	7	地域子ども・子育て支援事業に関すること。
	8	若者の社会的孤立の防止に関すること。
	9	私立学校に関すること。
	10	教育財産の取得及び処分に関すること。
	11	教育委員会が所掌する公の施設の使用料の徴収及び減免に関すること。
	12	教育委員会が所掌する行政財産の目的外使用の使用料の額の決定、徴収及び減免に関すること。

」を

「

教育長及び教育委員会事務局の職員	1	所掌事務に係る予算の見積書を作成すること。
	2	所掌事務に係る予算の執行に関すること。
	3	所掌事務に係る契約の締結に関すること。
	4	所掌事務に係る国及び県に対する補助金等の交付申請及び実績報告に関すること。
	5	若者の社会的孤立の防止に関すること。
	6	私立学校に関すること。
	7	いじめ問題対策連絡協議会に関すること。
	8	教育財産の取得及び処分に関すること。
	9	教育委員会が所掌する公の施設の使用料の徴収及び減免に関すること。
	10	教育委員会が所掌する行政財産の目的外使用の使用料の額の決定、徴収及び減免に関すること。

」に改め、

同表を別表とする。

附 則

この訓令は、令和4年1月1日から施行する。

告 示

告示第158号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条及び第9条の2第2

項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

令和3年12月2日

大和高田市長 堀内 大造

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため

2 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量

(1) 放置禁止区域

移動年月日	近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺		近鉄高田市駅周辺		近鉄松塚駅周辺		近鉄浮孔駅周辺		近鉄築山駅周辺	
	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車
令和3年11月15日	2									
令和3年11月24日	1									

(2) 放置禁止区域外の公共の場所

撤去なし

3 保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下
大和高田市高架下自転車保管所

4 引取期間

告示日から60日間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

5 引取時間

午前9時から正午までと午後1時から午後4時まで

6 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証、運転免許証、保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 2,000円

イ 保管費 移動日から14日以内は無料。ただし、無料期間を経過した日以降は、大和高田市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる市の休日を除き、1日当たり50円を徴収する。総額は、1,000円を限度とする。

7 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

告示第159号

令和3年度後期高齢者医療保険料第4期の督促状を郵送にて送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（平成18年法律83号）第112条により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は保険医療課医療係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和3年12月6日

大和高田市長 堀内 大造

1 この督促状の発送年月日
令和3年11月22日

2 送達を受けるべき者
省略（市役所前掲示場掲示済）

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

告示第160号

令和3年12月議会において成立した次の予算の要領を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により公表します。

令和3年12月9日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 令和3年度大和高田市一般会計補正予算（第10号）
- 2 令和3年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 3 令和3年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計補正予算（第1号）
- 4 令和3年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 5 令和3年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 6 令和3年度大和高田市休日診療所特別会計補正予算（第2号）
- 7 令和3年度大和高田市水道事業会計補正予算（第2号）
- 8 令和3年度大和高田市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 9 令和3年度大和高田市病院事業会計補正予算（第4号）
- 10 令和3年度大和高田市一般会計補正予算（第11号）

令和3年度大和高田市一般会計補正予算（第10号）

令和3年度大和高田市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ565,505千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,452,700千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		5,871,600	240,154	6,111,754

	1. 国庫負担金	4,251,969	140,000	4,391,969
	2. 国庫補助金	1,600,890	100,154	1,701,044
16. 県支出金		1,794,522	70,000	1,864,522
	1. 県負担金	1,270,406	70,000	1,340,406
18. 寄附金		29,253	44,612	73,865
	1. 寄附金	29,253	44,612	73,865
19. 繰入金		927,253	210,629	1,137,882
	1. 基金繰入金	913,638	210,629	1,124,267
21. 諸収入		217,019	110	217,129
	4. 雑入	200,419	110	200,529
補正されなかった科目に係る額		19,047,548	0	19,047,548
歳 入 合 計		27,887,195	565,505	28,452,700

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		300,678	△4,042	296,636
	1. 議会費	300,678	△4,042	296,636
2. 総務費		3,247,649	143,456	3,391,105
	1. 総務管理費	2,736,176	138,769	2,874,945
	2. 徴税費	298,968	6,532	305,500
	3. 戸籍住民基本台帳費	128,424	△618	127,806
	4. 選挙費	45,159	3,154	48,313
	5. 統計調査費	15,964	△4,381	11,583
3. 民生費		12,715,124	296,532	13,011,656

	1. 社会福祉費	5,873,905	263,016	6,136,921
	2. 児童福祉費	4,035,839	28,384	4,064,223
	3. 生活保護費	2,805,076	5,132	2,810,208
4. 衛生費		4,100,141	92,325	4,192,466
	1. 保健衛生費	2,138,776	5,068	2,143,844
	2. 清掃費	1,961,365	87,257	2,048,622
6. 農林水産業費		119,899	△3,847	116,052
	1. 農業費	119,899	△3,847	116,052
7. 商工費		97,698	△1,936	95,762
	1. 商工費	97,698	△1,936	95,762
8. 土木費		1,610,163	7,112	1,617,275
	1. 土木管理費	109,617	△10,165	99,452
	4. 都市計画費	1,039,044	2,706	1,041,750
	5. 住宅費	154,899	14,571	169,470
9. 消防費		917,678	2,367	920,045
	1. 消防費	917,678	2,367	920,045
10. 教育費		2,394,479	29,750	2,424,229

款	項	補正前の額	補正額	計
	1. 教育総務費	451,820	2,063	453,883
	2. 小学校費	279,568	2,100	281,668
	3. 中学校費	187,834	1,014	188,848
	4. 高等学校費	403,104	17,564	420,668
	5. 幼稚園費	311,916	△7,024	304,892

	6. 社会教育費	255,691	10,776	266,467
	7. 保健体育費	504,546	3,257	507,803
12. 公債費		2,342,289	3,788	2,346,077
	1. 公債費	2,342,289	3,788	2,346,077
補正されなかった科目に係る額		41,397	0	41,397
歳 出 合 計		27,887,195	565,505	28,452,700

第2表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度 額
議会中継映像配信業務	令和5年3月末まで	1,056千円
広報誌発行業務	令和5年3月末まで	19,067千円
広報誌等発送業務	令和5年3月末まで	2,363千円
職員相談窓口業務	令和5年3月末まで	1,516千円
旧庁舎跡地利用に係る経費	事業開始から15年	300,000千円
文化会館の自主事業に係る経費	令和4年6月末まで	3,200千円

出生記念品購入に係る経費	令和7年3月末まで	5,184千円
保育所及び認定こども園給食材料購入に係る経費	令和5年3月末まで	7,769千円
外国人講師派遣業務（保育所、認定こども園及び幼稚園）	令和7年3月末まで	9,282千円
市営斎場火葬業務	令和5年3月末まで	10,564千円
市営斎場受付業務	令和5年3月末まで	1日当たり12,100円に業務に要した日数を乗じて得た額
ワクチン接種事業運営業務	令和5年3月末まで	74,000千円
看護師派遣業務	令和5年3月末まで	37,000千円
指定ごみ袋保管及び配送業務	令和6年3月末まで	3,000千円
圧縮減容梱包機購入に係る経費	令和5年3月末まで	2,133千円
外国人講師派遣業務（学校施設）	令和7年3月末まで	57,750千円

教育用・公務用パソコン借上に係る経費（高等学校）	令和9年8月末まで	74,280千円
学校給食材料購入に係る経費	令和5年3月末まで	31,307千円と消費税等に相当する額
	令和4年7月末まで	8,027千円と消費税等に相当する額
	令和4年4月末まで	6,885千円と消費税等に相当する額
給食調理員派遣業務	令和5年3月末まで	5,236千円
給食配送業務	令和5年3月末まで	1日当たり13,200円に業務に要した日数を乗じて得た額
給食廃棄物処理業務	令和5年3月末まで	3,311千円

令和3年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和3年度大和高田市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,904千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,954,696千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 繰入金		578,501	△15,618	562,883

	1. 一般会計繰入金	578,500	△15,618	562,882
10. 繰越金		173,485	1,714	175,199
	1. 繰越金	173,485	1,714	175,199
補正されなかった科目に係る額		7,216,614	0	7,216,614
歳入合計		7,968,600	△13,904	7,954,696

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		133,603	△15,618	117,985
	1. 総務管理費	113,834	△15,618	98,216
11. 諸支出金		12,241	1,714	13,955
	1. 償還金及び還付加算金	11,500	1,714	13,214
補正されなかった科目に係る額		7,822,756	0	7,822,756
歳出合計		7,968,600	△13,904	7,954,696

令和3年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計補正予算（第1号）

令和3年度大和高田市の国民健康保険天満診療所特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,083千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ138,483千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 繰入金		13,204	300	13,504
	3. 一般会計繰入金	5,629	300	5,929

5. 繰越金		0	703	703
	1. 繰越金	0	703	703
8. 国庫支出金		429	80	509
	1. 国庫補助金	429	80	509
補正されなかった科目に係る額		123,767	0	123,767
歳入合計		137,400	1,083	138,483

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		70,525	1,083	71,608
	1. 施設管理費	70,286	1,083	71,369
補正されなかった科目に係る額		66,875	0	66,875
歳出合計		137,400	1,083	138,483

令和3年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和3年度大和高田市の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,482千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,844,498千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 繰入金		1,197,863	3,482	1,201,345
	1. 一般会計繰入金	1,105,823	3,482	1,109,305
補正されなかった科目に係る額		5,643,153	0	5,643,153

歳入合計	6,841,016	3,482	6,844,498
------	-----------	-------	-----------

(歳出) (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		141,932	735	142,667
	1. 総務管理費	101,519	735	102,254
3. 地域支援事業費		356,964	2,747	359,711
	2. 包括的支援事業・任意事業費	143,330	2,747	146,077
補正されなかった科目に係る額		6,342,120	0	6,342,120
歳出合計		6,841,016	3,482	6,844,498

令和3年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和3年度大和高田市の後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,793千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,019,610千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入) (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 繰入金		301,708	△2,793	298,915
	1. 一般会計繰入金	301,708	△2,793	298,915
補正されなかった科目に係る額		720,695	0	720,695
歳入合計		1,022,403	△2,793	1,019,610

(歳出) (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		46,074	△2,793	43,281
	1. 総務管理費	43,410	△2,793	40,617
補正されなかった科目に係る額		976,329	0	976,329
歳出合計		1,022,403	△2,793	1,019,610

令和3年度大和高田市休日診療所特別会計補正予算（第2号）

令和3年度大和高田市の休日診療所特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ90千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91,771千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入) (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 繰入金		27,653	90	27,743
	1. 一般会計繰入金	27,653	90	27,743
補正されなかった科目に係る額		64,028	0	64,028
歳入合計		91,681	90	91,771

(歳出) (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		65,294	90	65,384
	1. 施設管理費	65,294	90	65,384
補正されなかった科目に係る額		26,387	0	26,387
歳出合計		91,681	90	91,771

令和3年度大和高田市水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和3年度大和高田市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和3年度大和高田市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	支 （既決予定額）	出 （補正予定額）	（ 計 ）
第1款 水道事業費用	1,686,987千円	△16,052千円	1,670,935千円
第1項 営業費用	1,618,860千円	△16,052千円	1,602,808千円

第3条 予算第4条本文括弧中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「278,622千円」を「277,712千円」に、「当年度分損益勘定留保資金278,622千円」を「過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額48,426千円、過年度分損益勘定留保資金11,324千円及び当年度分損益勘定留保資金217,962千円」に改め、資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	支 （既決予定額）	出 （補正予定額）	（ 計 ）
第1款 資本的支出	475,438千円	△910千円	474,528千円
第1項 建設改良費	361,036千円	△910千円	360,126千円

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
(1) 職員給与費	136,479千円	△16,962千円	119,517千円

令和3年度大和高田市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和3年度大和高田市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和3年度大和高田市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款 下水道事業費用	1,324,396千円	2,601千円	1,326,997千円
第1項 営業費用	1,139,761千円	2,601千円	1,142,362千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「412,797千円」を「408,475千円」に、利益剰余金予定処分額「121,926千円」を「117,604千円」に改め、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款 資本的収入	1,902,252千円	2,590千円	1,904,842千円
第1項 企業債	1,323,752千円	2,590千円	1,326,342千円
第1款 資本的支出	2,315,049千円	△1,732千円	2,313,317千円

第1項 建設改良費 1,162,896千円 △1,732千円 1,161,164千円
 (企業債の補正)

第4条 予算第5条に定めた企業債の予定額を、次のとおり補正する。

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
資本費平準化債	438,870 千円	証書借入	3.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る場合に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいて は、当該 見直し後 の利率)	政府資金につ いては、その 融資条件によ り、銀行その 他について は、その債権 者と協定する ものによる。 ただし、企業 財政の都合に より据置期間 及び償還期間 を短縮し、又 は繰上償還若 しくは低利に 借り換えるこ とができる。	441,460 千円	証書借入	3.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る場合に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいて は、当該 見直し後 の利率)	政府資金につ いては、その 融資条件によ り、銀行その 他について は、その債権 者と協定する ものによる。 ただし、企業 財政の都合に より据置期間 及び償還期間 を短縮し、又 は繰上償還若 しくは低利に 借り換えるこ とができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	85,503千円	869千円	86,372千円

令和3年度大和高田市病院事業会計補正予算(第4号)

第1条 令和3年度大和高田市病院事業会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

第2条 令和3年度大和高田市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の
 予定量の一部を次のとおり補正する。

	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(2) 年間入院患者数及び外来患者数			
外来患者数	183,920人	2,420人	186,340人
(3) 1日平均入院患者数及び外来患者数			
外来患者数	760人	10人	770人
(4) 主要な建設改良事業			
固定資産購入費	230,223千円	32,492千円	262,715千円

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 病院事業収益	8,113,969千円	137,708千円	8,251,677千円
第1項 医業収益	6,831,100千円	132,196千円	6,963,296千円
第2項 医業外収益	1,277,867千円	5,512千円	1,283,379千円
支 出			
第1款 病院事業費用	8,112,555千円	138,931千円	8,251,486千円
第1項 医業費用	7,877,353千円	138,871千円	8,016,224千円
第2項 医業外費用	221,400千円	60千円	221,460千円

第4条 予算第4条本文括弧書きを「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額335,067千円
 は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額45,386千円、過年度分損益勘定留保資
 金35,055千円、当年度分損益勘定留保資金254,626千円で補てんするものとする。」に改め、
 資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			
第1款 資本的支出	1,000,328千円	32,492千円	1,032,820千円
第1項 建設改良費	466,758千円	32,492千円	499,250千円

第5条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおり追加する。

(追加)

事 項	期 間	限度額
薬品購入に係る経費(単価)	令和3年度から令和4年度まで	910,935千円 に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内
手術用リネン借上料	令和3年度から令和4年度まで	5,397千円 に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内
洗濯業務委託	令和3年度から令和4年度まで	7,680千円 に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内

第6条 予算第11条に定めたたな卸資産の購入限度額「915,080千円」を「991,220千円」に改める。

令和3年度大和高田市一般会計補正予算（第11号）

令和3年度大和高田市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ71,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,523,700千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		6,111,754	71,000	6,182,754
	2. 国庫補助金	1,701,044	71,000	1,772,044
補正されなかった科目に係る額		22,340,946	0	22,340,946
歳 入 合 計		28,452,700	71,000	28,523,700

(歳出)		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
4. 衛生費		4,192,466	71,000	4,263,466
	1. 保健衛生費	2,143,844	71,000	2,214,844
補正されなかった科目に係る額		24,260,234	0	24,260,234
歳出合計		28,452,700	71,000	28,523,700

告示第161号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により大和都市計画生産緑地地区を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和3年12月16日

大和高田市長 堀内 大造

1. 都市計画の種類
大和都市計画生産緑地地区
2. 都市計画を定める土地の区域
大和都市計画（大和高田市）市街化区域内
3. 縦覧場所
大和高田市環境建設部都市計画課

告示第162号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービスの事業の指定の届出がありましたので、同法第78条の11の規定により、次のとおり告示します。

令和3年12月20日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 介護保険事業所番号
2990200137
- 2 事業者の名称
株式会社 正成
- 3 事業所の名称及び所在地
デイサービスほほえみ
大和高田市市場264-1
- 4 サービスの種類
地域密着型通所介護
- 5 指定年月日
令和4年1月1日

告示第163号

令和3年度介護保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条（地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定を準用）の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は介護保険課介護保険給付係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば交付します。

令和3年12月21日

大和高田市長 堀内 大造

1. この通知書の発送年月日

令和3年7月7日（番号1）

2. 送達を受けるべき者

省略（市役所前掲示場掲示済）

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

告示第164号

令和3年度介護保険料納入通知書を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条（地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定を準用）の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は介護保険課介護保険給付係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば交付します。

令和3年12月21日

大和高田市長 堀内 大造

1. この納入通知書の発送年月日

令和3年7月7日（番号1～28）

2. この公示送達により変更する納期限

変更前	令和3年8月2日	令和3年8月31日	令和3年9月30日
-----	----------	-----------	-----------

変更後	令和4年2月28日	令和4年2月28日	令和4年2月28日
-----	-----------	-----------	-----------

変更前	令和3年11月1日	令和3年11月30日	令和3年12月27日
-----	-----------	------------	------------

変更後	令和4年2月28日	令和4年2月28日	令和4年2月28日
-----	-----------	-----------	-----------

3. 送達を受けるべき者

省略（市役所前掲示場掲示済）

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

告示第165号

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の2第1項の規定に基づき指定した特定生産緑地を同条第4項の規定に基づき、次のように告示する。

令和3年12月21日

大和高田市長 堀内 大造

特定生産緑地の指定

番号	位置	特定生産緑地の面積	指定基準日
1	大和高田市曙町地内	1,357 m ²	令和4年12月25日
2	大和高田市旭北町地内	945 m ²	
3	大和高田市大字有井地内	27,774 m ²	
4	大和高田市大字池田地内	8,424 m ²	
5	大和高田市礪野町地内	7,702 m ²	
6	大和高田市礪野北町地内	12,167 m ²	
7	大和高田市大字市場地内	18,019 m ²	
8	大和高田市今里町地内	848 m ²	
9	大和高田市大字大中地内	5,813 m ²	
10	大和高田市大中南町地内	3,591 m ²	
11	大和高田市大字岡崎地内	2,829 m ²	
12	大和高田市春日町二丁目地内	3,133 m ²	
13	大和高田市甘田町地内	1,377 m ²	
14	大和高田市材木町地内	4,619 m ²	
15	大和高田市栄町地内	2,592 m ²	
16	大和高田市東雲町地内	11,937 m ²	
17	大和高田市大字曾大根地内	1,030 m ²	
18	大和高田市曾大根一丁目地内	5,070 m ²	
19	大和高田市曾大根二丁目地内	2,097 m ²	
20	大和高田市田井新町地内	2,131 m ²	
21	大和高田市大字築山地内	1,610 m ²	
22	大和高田市大字土庫地内	15,381 m ²	
23	大和高田市土庫二丁目地内	8,520 m ²	令和4年12月25日
24	大和高田市土庫三丁目地内	23,451 m ²	
25	大和高田市中今里町地内	12,164 m ²	
26	大和高田市中三倉堂一丁目地内	3,454 m ²	
27	大和高田市中三倉堂二丁目地内	9,472 m ²	
28	大和高田市南陽町地内	2,612 m ²	
29	大和高田市西三倉堂一丁目地内	1,292 m ²	
30	大和高田市大字野口地内	2,785 m ²	
31	大和高田市東中一丁目地内	16,346 m ²	
32	大和高田市東中二丁目地内	4,553 m ²	
33	大和高田市東三倉堂町地内	903 m ²	
34	大和高田市日之出東本町地内	2,646 m ²	
35	大和高田市大字松塚地内	1,453 m ²	
36	大和高田市南今里町地内	2,524 m ²	

区域は指定図表示のとおり

告示第168号

行政組織の変更に伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

令和3年12月27日

大和高田市長 堀内 大造

行政組織の変更に伴う関係告示の整理に関する告示

(大和高田市広告掲載要綱の一部改正)

第1条 大和高田市広告掲載要綱(平成22年告示第151号)の一部を次のように改正する。

第19条第4項第1号中「法務情報課長」を「法務課長」に改め、同項第4号中「青少年課長」を「教育支援課長」に改める。

(大和高田市支援調整会議設置要綱の一部改正)

第2条 大和高田市支援調整会議設置要綱(平成27年告示第53号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第3条関係)

福祉部長

広報広聴課長

人事課長

法務課長

税務課長

収納対策室課長

市民課長

人権施策課長

市民衛生課長

まち振興課長

商工振興課長

農業振興課長

社会福祉課長

保護課長

子育て支援室こども家庭課長

子育て支援室保育幼稚園課長

健康増進課長

介護保険課長

地域包括ケア推進課長

保険医療課長

住宅課長

大和高田市立病院医事課長

水道総務課長

大和高田市教育委員会事務局教育部教育総務課長

大和高田市教育委員会事務局教育部学校教育課長

大和高田市教育委員会事務局教育部教育支援課長

大和高田市教育委員会事務局教育部生涯学習課長

(大和高田市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部改正)

第3条 大和高田市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程(平成14年告示第84号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「市民部長」を「市民生活部長」に改める。

第5条第2項中「法務情報課長」を「情報政策課長」に改める。

第7条第2項第4号中「財産管理課長」を「総務課長」に改め、同条第6項中「市民部」を「市

民生活部」に改める。

（大和高田市建設工事総合評価落札方式実施要綱の一部改正）

第4条 大和高田市建設工事総合評価落札方式実施要綱（平成21年告示第14号）の一部を次のように改正する。

第5条第5項第2号中「財産管理課長」を「総務課長」に改め、同項第3号中「営繕住宅課長」を「営繕課長」に改める。

（大和高田市業者選定等審査会要綱の一部改正）

第5条 大和高田市業者選定等審査会要綱（平成14年告示第72-2号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「環境建設部長及び財務部長」を「総務部長及び環境建設部長」に改め、同条第4項第1号中「改革推進局理事」を「未来まちづくり局理事」に改め、同項第3号中「市民部長」を「市民生活部長」に改め、同項第8号中「教育委員会事務局長」を「教育委員会事務局教育部長」に改め、同号を同項第9号とし、同項第7号を同項第8号とし、同項第4号から同項第6号までを1号ずつ繰り下げ、同項第3号の次に次の1号を加える。

（4） 地域振興部長

第12条第2項第2号中「財務部長」を「総務部長」に改め、同条第4項第2号中「営繕住宅課」を「営繕課」に改め、同条第5項第1号中「財産管理課」を「総務課」に改め、同項第3号中「環境衛生課」を「市民衛生課」に改める。

（大和高田市男女共同参画推進本部設置要綱の一部改正）

第6条 大和高田市男女共同参画推進本部設置要綱（平成11年告示第139号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「市民部長」を「市民生活部長」に改める。

第6条中「市民部」を「市民生活部」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

副市長
市民生活部長
広報広聴課長
人事課長
市民課長
人権施策課長
危機管理課長
生活安全課長
まち振興課長
商工振興課長
農業振興課長
社会福祉課長
保護課長
こども家庭課長
保育幼稚園課長
健康増進課長
地域包括ケア推進課長
都市計画課長
教育委員会事務局教育部学校教育課長
教育委員会事務局教育部教育支援課長
教育委員会事務局教育部生涯学習課長

（大和高田市男女共同参画社会づくり表彰実施要綱の一部改正）

第7条 大和高田市男女共同参画社会づくり表彰実施要綱（平成26年告示第106号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「教育委員会事務局長」を「教育委員会事務局教育部長」に改め、同条第4項中「市民部長」を「市民生活部長」に改める。

第9条中「市民部人権施策課」を「市民生活部人権施策課」に改める。

（大和高田市人権啓発推進本部設置規程の一部改正）

第8条 大和高田市人権啓発推進本部設置規程（平成14年告示第46号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項及び第3項中「市民部長」を「市民生活部長」に改める。

第5条第1項中「自治振興課長」を「まち振興課長」に、「産業振興課長、児童福祉課長、保育課長」を「商工振興課長、こども家庭課長、保育幼稚園課長」に改める。

第6条中「市民部人権施策課」を「市民生活部人権施策課」に改める。

（大和高田市市民交流センター市民協働推進会議設置要綱の一部改正）

第9条 大和高田市市民交流センター市民協働推進会議設置要綱（平成28年告示第70号の2）の一部を次のように改正する。

第7条中「市民部市民協働推進課」を「地域振興部まち振興課」に改める。

（大和高田市特定随意契約対象者の登録に関する要綱の一部改正）

第10条 大和高田市特定随意契約対象者の登録に関する要綱（平成22年告示第36号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「市民部産業振興課」を「地域振興部商工振興課」に改め、同項第3号中「児童福祉課」を「子育て支援室こども家庭課」に改め、同項第4号中「市民部産業振興課」を「地域振興部商工振興課」に改める。

（大和高田市産業振興協議会設置要綱の一部改正）

第11条 大和高田市産業振興協議会設置要綱（平成23年告示第22号）の一部を次のように改正する。

第7条中「市民部産業振興課」を「地域振興部商工振興課」に改める。

（大和高田市産業優良者表彰実施要綱の一部改正）

第12条 大和高田市産業優良者表彰実施要綱（平成23年告示第100号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第3号中「市民部長」を「地域振興部長」に改め、同項第4号中「産業振興課長」を「商工振興課長」に改め、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

（5） 農業振興課長

（大和高田市工業優良者表彰取扱要領の一部改正）

第13条 大和高田市工業優良者表彰取扱要領（平成23年告示第101号）の一部を次のように改正する。

第4条中「市民部産業振興課」を「地域振興部商工振興課」に改める。

（大和高田市商業優良者表彰取扱要領の一部改正）

第14条 大和高田市商業優良者表彰取扱要領（平成23年告示第102号）の一部を次のように改正する。

第4条中「市民部産業振興課」を「地域振興部商工振興課」に改める。

（大和高田市農業優良者表彰取扱要領の一部改正）

第15条 大和高田市農業優良者表彰取扱要領（平成23年告示第103号）の一部を次のように改正する。

第4条中「市民部産業振興課」を「地域振興部農業振興課」に改める。

（大和高田市特別融資制度推進会議設置要綱の一部改正）

第16条 大和高田市特別融資制度推進会議設置要綱（平成25年告示第87号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「市民部まちづくり振興室産業振興課」を「地域振興部農業振興課」に改める。

（大和高田市国民保護協議会運営要綱の一部改正）

第17条 大和高田市国民保護協議会運営要綱（平成18年告示第76号）の一部を次のように改正する。

第6条中「市民部危機管理室危機管理課」を「市民生活部危機管理室危機管理課」に改める。

（大和高田市交通指導員設置要綱の一部改正）

第18条 大和高田市交通指導員設置要綱（平成5年告示第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中「市民部危機管理室生活安全課職員」を「市民生活部危機管理室生活安全課職員」に改める。

（大和高田市社会福祉法人指導監査実施要綱の一部改正）

第19条 大和高田市社会福祉法人指導監査実施要綱（平成25年告示第36号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

指導監査担当課

指導監査担当課名	対象法人
社会福祉課	障がい者（児）福祉関連法人 社会福祉協議会
保護課	生活保護関連法人
こども家庭課	児童福祉関連法人（保育所関連法人及び幼保連携型認定こども園関連法人を除く。）
保育幼稚園課	保育所関連法人 幼保連携型認定こども園関連法人
介護保険課	老人福祉関連法人

（大和高田市見守りネットワーク事業実施要綱の一部改正）

第20条 大和高田市見守りネットワーク事業実施要綱（平成30年告示第121号）の一部を次のように改正する。

第6条中「児童福祉課」を「子育て支援室こども家庭課」に、「地域包括支援課」を「地域包括ケア推進課」に改める。

（大和高田市少子化対策推進本部設置要綱の一部改正）

第21条 大和高田市少子化対策推進本部設置要綱（平成13年告示第77号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「教育委員会事務局長」を「教育委員会事務局教育部長」に改める。

第7条中「児童福祉課」を「子育て支援室こども家庭課」に改める。

（大和高田市子育て短期支援事業実施要綱の一部改正）

第22条 大和高田市子育て短期支援事業実施要綱（平成16年告示第41号）の一部を次のように改正する。

様式第4号中「児童福祉課」を「子育て支援室こども家庭課」に改める。

（大和高田市虐待防止ネットワーク設置要綱の一部改正）

第23条 大和高田市虐待防止ネットワーク設置要綱（平成17年告示第42号）の一部を次のように改正する。

第3条第10号カ中「児童福祉課」を「こども家庭課」に改め、同号キ中「保育課」を「保育幼稚園課」に改め、同号ケ中「地域包括支援課」を「地域包括ケア推進課」に改め、同条第11号イ中「青少年課」を「教育支援課」に改める。

第8条中「児童福祉課」を「子育て支援室こども家庭課」に改める。

（大和高田市地域包括支援センター運営協議会要綱の一部改正）

第24条 大和高田市地域包括支援センター運営協議会要綱（平成18年告示第11号の2）の一部を次のように改正する。

第9条中「地域包括支援課」を「地域包括ケア推進課」に改める。

（大和高田市在宅医療・介護連携推進協議会設置要綱の一部改正）

第25条 大和高田市在宅医療・介護連携推進協議会設置要綱（平成27年告示第7号）の一部を次のように改正する。

第7条中「地域包括支援課」を「地域包括ケア推進課」に改める。

（大和高田市認知症初期集中支援事業実施要綱の一部改正）

第26条 大和高田市認知症初期集中支援事業実施要綱（平成28年告示第15号）の一部を次のように改正する。

第7条中「地域包括支援課」を「地域包括ケア推進課」に改める。

（大和高田市生活支援体制整備事業実施要綱の一部改正）

第27条 大和高田市生活支援体制整備事業実施要綱（平成28年告示第31号）の一部を次のように改正する。

第9条中「地域包括支援課」を「地域包括ケア推進課」に改める。

（大和高田市新型インフルエンザ等対策本部運営要綱の一部改正）

第28条 大和高田市新型インフルエンザ等対策本部運営要綱（平成25年告示第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「改革推進局理事」を「未来まちづくり局理事」に改め、同項第4号中「財務部長」を「総務部長」に改め、同項第5号中「市民部長」を「市民生活部長」に改め、同項第12号を同項第13号とし、同項第11号中「教育委員会事務局長」を「教育委員会事務局教育部長」に改め、同号を同項第12号とし、同項第10号を同項第11号とし、同項第6号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同項第5号の次に次の1号を加える。

（6） 地域振興部長

（大和高田市防災行政無線局運用管理規程の一部改正）

第29条 大和高田市防災行政無線局運用管理規程（平成4年告示第44号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「市民部長」を「市民生活部長」に改める。

（大和高田市シビックコア周辺地区まちづくり意見交換会設置要綱の一部改正）

第30条 大和高田市シビックコア周辺地区まちづくり意見交換会設置要綱（平成28年告示第107号の2）の一部を次のように改正する。

第7条中「環境建設部都市計画課」を「未来まちづくり局」に改める。

附 則

この告示は、令和4年1月1日から施行す

告示第169号

大和高田市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付要綱を次のように定める。

令和3年12月28日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付要綱

（目的）

第1条 この告示は、公益財団法人骨髄バンク（以下「骨髄バンク」という。）が実施する移植に用

いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成24年法律第90号）第2条第5項に基づく骨髓・末梢血幹細胞提供あっせん事業において骨髓又は末梢血幹細胞（以下「骨髓等」という。）の提供を行った者（以下「ドナー」という。）及びそのドナーが勤務する事業所に対し、大和高田市骨髓移植ドナー支援事業助成金を交付することにより、ドナー登録者の増加を図り、もって骨髓等の移植率の向上に寄与することを目的とする。

（対象者）

第2条 この告示により、助成金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（1） 次に掲げる要件の全てを満たす者

ア 骨髓等の提供を完了したこと。

イ 骨髓等の提供が完了した日において、市内に住所を有すること。

ウ 助成金の対象となる骨髓等の提供について、他の自治体等から同種の助成等を受けていないこと。

（2） 次に掲げる要件の全てを満たす者

ア 前号の者が報酬又は給与を得てその事業に従事する法人その他の団体であって、市内に事業所を有するもの（国、独立行政法人、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）

イ 助成金の対象となる骨髓等の提供について、他の自治体等から同種の助成等を受けていないこと。

（助成金の額）

第3条 前条第1号に定める者に交付する助成金の額は、次に掲げる骨髓等の提供に係る通院等の日数（以下「通院等の日数」という。）に2万円を乗じて得た額とし、1回の骨髓等の提供につき14万円を限度とする。ただし、骨髓等の採取のための手術又はこれに関連した医療処置によって生じた健康被害に係る通院及び入院に要した日数を除くものとする。

（1） 健康診断のための通院

（2） 自己血貯血のための通院

（3） 骨髓等の採取のための入院

（4） 前3号に掲げるもののほか、骨髓バンク又は医療機関が必要と認める通院、入院又は面談

2 前条第2号に定める者に交付する助成金の額は、同条第1号に定める者の通院等の日数に1万円を乗じて得た額とし、1回の骨髓等の提供につき7万円を限度とする。

（交付申請）

第4条 第2条第1号に定める者として助成金の交付を受けようとする者は、大和高田市骨髓移植ドナー支援事業助成金交付申請書（ドナー用）（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1） 骨髓バンクが発行する骨髓等の提供の完了及び通院等の日数を証する書類の写し

（2） 前号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 第2条第2号に定める者として助成金の交付を受けようとする者は、大和高田市骨髓移植ドナー支援事業助成金交付申請書（事業所用）（様式第2号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1） 当該ドナーについて骨髓バンクが発行する通院等の日数及び骨髓等の提供の完了を証明する書類の写し。ただし、前項に規定する申請がされている場合は、省略させることができる。

（2） ドナーとの雇用関係を証する書類の写し

（3） 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

（申請の期限）

第5条 前条の規定による申請の期限は、骨髄等の提供が完了した日が属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、災害その他やむをえない事由により、助成金の交付を受けようとする者が申請することができない場合については、この限りでない。

（交付決定）

第6条 市長は、第4条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、大和高田市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付決定通知書（様式第3号）又は大和高田市骨髄移植ドナー支援事業助成金不交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第7条 前条の規定による交付決定を受けた者は、大和高田市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付請求書（ドナー用）（様式第5号）又は大和高田市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付請求書（事業者用）（様式第6号）により、助成金の交付を市長に請求するものとする。

（取消し等）

第8条 市長は、第2条各号に掲げる要件に該当しないこと又は虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたことが明らかになった者に対して、その決定の全部又は一部を取消し、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（補則）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年1月1日から施行し、令和3年4月1日以後に骨髄等の提供を完了した者について適用する。

様式第1号（第4条関係）

大和高田市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書（ドナー用）

年 月 日

（宛先）大和高田市長

（申請者）住所：
氏名：
電話番号：

大和高田市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付要綱第4条の規定に基づき、次のとおり申請します。

生 年 月 日	年 月 日（ 歳）
勤 務 先	
住 所 電 話 番 号	電 話（ ）
骨 髄 提 供 日	年 月 日

交付対象期間 (うち助成対象日数)	年 月 日～ 年 月 日 (日間)
申請金額	日間 × 2万円 = 万円
同種の助成金	<input type="checkbox"/> 交付を受けていない
添付書類	<input type="checkbox"/> 骨髄等の提供の完了及び通院等の日数を証する書類の写し <input type="checkbox"/> その他 ()

様式第2号（第4条関係）

大和高田市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書（事業所用）

年 月 日

(宛先) 大和高田市長

事業所の所在地：
名称：
氏名又は代表者名：
電話番号：

大和高田市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付要綱第4条の規定に基づき、次のとおり申請します。

ドナー氏名	
ドナー生年月日	年 月 日 (歳)
ドナー住所	
交付対象期間 (うち助成対象日数)	年 月 日～ 年 月 日 (日間)
申請金額	日間 × 1万円 = 万円
添付書類	<input type="checkbox"/> 骨髄等の提供の完了及び通院等の日数を証する書類の写し <input type="checkbox"/> ドナーとの雇用関係を証する書類 <input type="checkbox"/> その他 ()

添付書類を提出するにあたり、当該ドナーの同意を得ています。

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

大和高田市長

印

大和高田市骨髓移植ドナー支援事業助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大和高田市骨髓移植ドナー支援事業助成金について、交付することに決定しましたので、大和高田市骨髓移植ドナー支援事業助成金交付要綱第6条の規定に基づき、通知します。

記

- 1 助成金の名称：大和高田市骨髓移植ドナー支援事業助成金
- 2 交付申請金額： 円
- 3 交付決定額： 円

様式第4号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

大和高田市長

印

大和高田市骨髓移植ドナー支援事業助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大和高田市骨髓移植ドナー支援事業助成金について、交付しないことに決定しましたので、大和高田市骨髓移植ドナー支援事業助成金交付要綱第6条の規定に基づき、通知します。

記

- 1 助成金の名称：大和高田市骨髓移植ドナー支援事業助成金
- 2 交付申請金額： 円
- 3 不交付の理由：

様式第5号（第7条関係）

大和高田市骨髓移植ドナー支援事業助成金請求書（ドナー用）

年 月 日

（宛先）大和高田市長

（請求者） 住所：
 氏名： 印
 電話番号：

大和高田市骨髓移植ドナー支援事業助成金の交付について、大和高田市骨髓移植ドナー支援事業助成金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

請 求 額	円
-------	---

振 込 口 座			
金融機関名	銀行・信金 労金・信組 農協	支店名	
口座種別	普通 ・ 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

様式第6号（第7条関係）

大和高田市骨髓移植ドナー支援事業助成金請求書（事業所用）

年 月 日

（宛先）大和高田市長

事業所の所在地：
 名称：
 氏名又は代表者名： 印

電話番号：

大和高田市骨髓移植ドナー支援事業助成金の交付について、大和高田市骨髓移植ドナー支援事業助成金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

請求額	円	
対象者 従業員	氏名	
	勤務地	

振込口座			
金融機関名	銀行・信金 労金・信組 農協	支店名	
口座種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

告示第170号

令和3年度市民税・県民税納税通知書を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は、総務部税務課市民税係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和3年12月28日

大和高田市長 堀内 大造

1. 納税通知書の発送年月日
令和3年7月30日、令和3年10月27日
2. この公示送達により変更する納期限
変更前 令和3年8月31日、令和3年11月1日、令和3年12月27日
変更後 令和4年1月31日
3. 送達を受けるべき者
省略（市役所前掲示場掲示済）

（注） 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

公 告

公告第134号

市営住宅の入居者を公募するので、大和高田市営住宅条例（平成9年条例第34号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年12月1日

大和高田市長 堀内 大造

1 市営住宅の名称等

名称(団地名)	所在地	規格	戸数	家賃 (円)
礒野	礒野北町14番3-204号	3K	1	① 11,300 ② 13,100 ③ 15,000 ④ 16,900 ⑤ 19,300 ⑥ 22,300
礒野	礒野北町14番3-401号	3K	1	① 11,100 ② 12,800 ③ 14,600 ④ 16,500 ⑤ 18,900 ⑥ 21,800
礒野	礒野北町14番4-201号	3K	1	① 12,500 ② 14,500 ③ 16,500 ④ 18,700 ⑤ 21,300 ⑥ 24,600
西坊城	大字西坊城322番地2(208号室)	3DK	1	① 22,200 ② 25,700 ③ 29,300 ④ 33,100 ⑤ 37,800 ⑥ 43,600
西坊城	大字西坊城322番地2(209号室)	3DK	1	① 22,200 ② 25,700 ③ 29,300 ④ 33,100 ⑤ 37,800 ⑥ 43,600
西坊城	大字西坊城322番地2(401号室)	3DK	1	① 21,700 ② 25,000 ③ 28,600 ④ 32,300 ⑤ 36,900 ⑥ 42,600
サンライズ	材木町6番27-402号	3LDK	1	① 25,800 ② 29,800 ③ 34,100 ④ 38,500 ⑤ 44,000 ⑥ 50,700
サンライズ	材木町6番27-409号	3LDK	1	① 25,800 ② 29,800 ③ 34,100 ④ 38,500 ⑤ 44,000 ⑥ 50,700
サンシャイン	大字市場540番地1(303号室)	3LDK	1	① 26,100 ② 30,100 ③ 34,500 ④ 38,900 ⑤ 44,400 ⑥ 51,300
サンシャイン	大字市場540番地1(406号室)	3LDK	1	① 26,100 ② 30,100 ③ 34,500 ④ 38,900 ⑤ 44,400 ⑥ 51,300

備考

- 1 礒野団地及び西坊城団地の全てにおいて、単身者（資格2（2）のア～コのいずれかに該当する者）での入居が可能です。
- 2 西坊城団地、サンライズ団地及びサンシャイン団地においては、上記の表に掲げる家賃とは別に、駐車場使用料（月額2,000円）が必要です。
- 3 家賃は、次のとおりとします。
 - ア 一般世帯の場合は、所得に応じ、上記の表の①～④の4段階のうちのいずれか
 - イ 高齢者世帯又は障害者世帯（裁量階層世帯）の場合は、所得に応じ、上記の表の①～⑥の6段階のうちのいずれか

2 入居者資格

- 市営住宅の入居を申し込むには、申込時に次の（１）から（６）までの条件を具備していること。
- （１） 公募の日（令和4年1月21日）において、3か月以上大和高田市内に居住し、又は勤務している者であること。
- （２） 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者又は指定入居日から3か月以内に入籍予定の婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。ただし、次のいずれかに該当する者（身体上又は精神上著しい障害があるため常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難であると認められる者を除く。）にあつては、この限りでない。
- ア 申込日時点の満年齢が60歳以上の者
 - イ 身体障害者手帳の交付を受けている者（障害の程度が1級から4級まで）
 - ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（障害の程度が1級から3級まで）
 - エ 療育手帳の交付を受けている者（障害の程度がウと同程度）
 - オ 戦傷病者手帳の交付を受けている者（障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3の第1款症であること。）
 - カ 厚生労働大臣の認定を受けている原子爆弾被爆者
 - キ 生活保護を受けている者
 - ク 海外からの引揚者（引き揚げた日から5年以内の者）
 - ケ ハンセン病療養所入所者等
 - コ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「法」という。）第1条第2項に規定する被害者で次のいずれかに該当するもの
 - （ア） 法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
 - （イ） 法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの
- （３） 公営住宅法（昭和26年法律第193号）第23条の規定による収入（月額）が15万8千円以下であること。ただし、次のいずれかに該当する場合には21万4千円以下まで認められます。
- ア 申込者又は同居予定者に次のいずれかに該当する者がある場合
 - （ア） 次のいずれかに該当する者
 - ㊦ 身体障害者手帳の交付を受けている者（障害の程度が1級から4級まで）
 - ㊧ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（障害の程度が1級から3級まで）
 - ㊨ 療育手帳の交付を受けている者（障害の程度が㊦と同程度）
 - （イ） 戦傷病者手帳の交付を受けている者（障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3の第1款症であること。）
 - （ウ） 次のいずれかに該当する者
 - ㊩ 厚生労働大臣の認定を受けている原子爆弾被爆者
 - ㊪ 海外からの引揚者（引き揚げた日から5年以内の者）
 - ㊫ ハンセン病療養所入所者等
 - イ 申込者が満60歳以上の者であり、かつ、同居予定者のいずれもが満60歳以上又は満18歳未満の者である場合
 - ウ 同居予定者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合
- （４） 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- （５） 市税等を滞納していない者であること。

(6) 入居予定者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

3 募集案内・申込書の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 令和4年1月21日（金）から2月4日（金）まで（土、日及び祝祭日を除く。）
- (2) 配布場所 大和高田市役所 環境建設部住宅課

4 申込書受付期間及び受付場所

- (1) 受付期間 令和4年1月21日（金）から2月4日（金）まで（土、日及び祝祭日を除く。）
- (2) 受付場所 大和高田市役所 環境建設部住宅課

5 申込方法及び受付について

- (1) 市営住宅入居申込書に必要事項を記入し、市税等納付状況等調査及び暴力団員調査同意書を添付の上、持参してください。（郵送による申込みはできません。）
- (2) 申込みは、1世帯につき1住宅に限ります。
- (3) 申込書及びその他の提出書類は、一切返却しません。
- (4) 税情報は同意の上、他公共料金等は同意により調査を実施し、市税等に滞納が無い場合等に受付番号（公開抽選番号）を付した通知書を送付します。

6 選考方法の概略

公募している市営住宅の1戸に対して複数の申込者がある場合は、当選者及び補欠当選者2名を決定するため、次に掲げる日時及び場所で公開抽選を行います。（公募している市営住宅の1戸に対して申込者が1名の場合は、当該申込者が当選者となります。）

- (1) 公開抽選の日時 令和4年2月10日（木） 午後2時から
- (2) 公開抽選の場所 大和高田市役所 5階 会議室8

7 入居資格審査と入居予定者の決定

- (1) 入居資格審査を行うため、住宅課から当選者に対して、入居手続通知書により必要な書類の提出について案内します。
- (2) 当選者の入居資格審査は、住宅課で行いますので、指定された日に（1）で案内した書類を持参してください。
- (3) （2）で提出された書類を確認するため、実態調査を行います。
- (4) （3）の実態調査の結果、市営住宅入居申込書及び（2）で提出された書類の記載事項が事実と相違していた当選者は、失格となります。この場合、補欠順位の若い補欠当選者が繰上がりで当該住宅の当選者となり、入居資格審査を行います。
- (5) 必要な書類が提出されず入居資格審査を行えない当選者は、失格となります。この場合、補欠順位の若い補欠当選者が繰上がりで当該住宅の当選者となり、入居資格審査を行います。
- (6) 当選者が入居資格審査に合格して初めて、入居予定者となります。なお、入居資格を満たしていない場合は、不承認通知書を送付します。
- (7) （4）又は（5）において繰り上がる補欠当選者がいない場合は、再度、入居者募集を行います。

8 入居手続

- (1) 入居予定者に対して市営住宅入居承認書を郵送します。ただし、入居予定者が婚姻の予約者の場合は、原則として入籍の確認後に入居手続を行います。

- (2) 入居手続日（鍵渡しの日）には、次に掲げる書類等が必要です。
 - ア 入居予定者の実印及び印鑑登録証明書
 - イ 連帯保証人の住民票抄本、印鑑登録証明書及び市町村税務関係課発行の直近の所得証明書（所得証明書については、現に入居予定者と同居している連帯保証人は提出不要です。）
 - ウ その他市長が必要とする書類
- (3) 入居手続の日時及び場所については、(1)の市営住宅入居承認書で通知します。
- (4) 入居を辞退する場合は、入居予定者が書面により辞退届を提出してください。

9 入居可能日、家賃の支払方法その他必要な事項については、入居手続時に説明します。

公告第135号

入 札 公 告（再度公告）

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和3年12月3日

大和高田市長 堀内 大造

1 件 名	保育用品（おもちゃ殺菌庫）の購入（再）
2 納入場所	高田こども園他17か所 ※詳細は、入札説明書（仕様書）のとおり
3 納入期限	令和4年3月18日（金）
4 業務内容等	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の「図書・教材類（教材・教具・保育用品）」又は「諸機器（電気製品）」に登録している者であること。</p> <p>(2) 奈良県内に本店又は支店等（委任先に限る。）を有する者であること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 （ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(6) (3)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を参加しようとする入札案件ごとに提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」</p>

	<p>よりダウンロードしてください。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和3年12月3日（金）から令和3年12月13日（月）まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和3年12月20日（月）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和3年12月21日（火）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>9 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和3年12月23日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
<p>10 入札書への記載</p>	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>

1 1 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 2 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 令和3年12月24日（金）午前10時30分 (2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。
1 3 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
1 4 落札者の決定	落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
1 5 契約保証金	免除します。
1 6 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第136号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市地域振興部農業振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和3年12月9日

大和高田市長 堀内 大造

公告第137号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和3年12月14日

大和高田市長 堀内 大造

1 件 名	大和高田市議会インターネット映像配信業務委託
2 履行場所	大和高田市役所
3 履行期間	契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

	※詳細は、入札説明書（仕様書）のとおり
4 業務内容等	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿登録者のうち、次に掲げる品目のいずれかに登録している者であること。</p> <p>①「役務の提供（電算業務）」 ②「役務の提供（業務代行）」 ③「役務の提供（その他）」のうち、映像、Web配信等記載業者 ④「その他（その他）」のうち、映像、Web配信等記載業者</p> <p>(2) 平成28年4月1日以降において、元請けで官公庁等発注の同種業務（議会映像配信に限る。）の受託実績を有する者であること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 （ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(6) (3) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を参加しようとする入札案件ごとに提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式） ② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式） ③ 5の(2)の要件を満たすことを証するもの（契約書等）の写し</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和3年12月14日（火）から令和3年12月27日（月）まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、年末年始期間（令和3年12月29日（水）から令和4年1月3日（月）まで）を除きます。</p>

	<p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書（仕様書） についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和4年1月7日（金）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和4年1月11日（火）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和4年1月13日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和4年1月14日（金）午前10時30分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとし</p>

	た入札
14 落札者の決定	落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
15 契約保証金	免除します。
16 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第138号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和3年12月20日

大和高田市長 堀内 大造

1 件名	大和高田市立高田商業高等学校教育ICT環境整備一式リース契約に係る納入業者決定
2 納入場所	大和高田市立高田商業高等学校、大和高田市役所
3 契約期間	納入期限：令和4年8月31日 リース期間：令和4年9月1日から令和9年8月31日まで
4 業務内容等	入札説明書（仕様書）のとおり ※本件は、リースの対象となる物品の納入業者及び納入価格を決定するものです。
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の「文具・事務用機器（OA機器、ソフト）」又は「役務提供（電算業務）」に登録している者であること。 (2) 以下のいずれかの資格を認証取得している者であること。 ・プライバシーマーク【JISQ15001】 ・情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）【JISQ27001】 (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 （ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。） (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (6) (3) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を参加しようとする入札案件ごとに提出し、

	<p>競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>③ プライバシーマーク【JISQ15001】又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）【JISQ27001】の認定取得を証する書類の写し</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和3年12月20日（月）から令和4年1月7日（金）まで。ただし、土曜日、日曜日及び年末年始期間（令和3年12月29日（水）から令和4年1月3日（月）まで）を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和4年1月19日（水）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和4年1月21日（金）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>9 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和4年1月25日（火）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799</p>

	<p>大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 令和4年1月26日（水）午前10時 (2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
14 落札者の決定	<p>落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。</p>
15 契約保証金	<p>免除します。</p>
16 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第139号

大和高田市旧庁舎跡地活用事業における優先交渉権者の選定を公募型プロポーザル方式で行いますので公告します。

令和3年12月24日

大和高田市長 堀内 大造

1 事業概要

(1) 事業名

大和高田市旧庁舎跡地活用事業

(2) 事業概要

公共施設の施設整備業務、事業者提案施設の整備・維持管理・運営業務

(3) 事業期間

契約締結の日から令和20年3月31日まで

2 参加資格

公募型プロポーザルに参加する資格を有する者は、「大和高田市旧庁舎跡地活用事業募集要項」(以下「募集要項」という。)の「3. 1. 参加資格要件」の要件を全て満たす者であること。

3 参加資格審査申請書等の提出期間

令和3年12月24日から令和4年1月28日（金）まで

4 提案書の受付期間

令和4年2月4日（金）から令和4年3月3日（木）まで

5 その他

募集要項等による。

募集要項等の必要書類は、大和高田市ホームページへ掲載する。本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、市ホームページから必要書類をダウンロードし、取得すること。（ホームページアドレス<http://www.city.yamatotakada.nara.jp>）

6 担当課

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 総務部 総務課

TEL 0745-22-1101

メールアドレス：kanzai@city.yamatotakada.nara.jp

公告第140号

大和高田市職員採用規程（平成21年訓令第6号）第6条の規定に基づき、令和3年度大和高田市職員採用試験の実施を次のとおり公告する。

令和3年12月24日

大和高田市長 堀内 大造

1. 試験概要

<募集内容及び受験資格>

職 種		募集人数	受 験 資 格
番号	名 称		
①	土木職	2人	昭和51年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学、短期大学、高等学校の土木専門課程を卒業した人（大学、短期大学を令和4年3月卒業見込みの人を含む）
②	電気職	1人	昭和51年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学、短期大学、高等学校の電気専門課程を卒業した人（大学、短期大学を令和4年3月卒業見込みの人を含む）
③	保育士 幼稚園教諭	6人	昭和51年4月2日以降に生まれた人で、保育士資格並びに幼稚園教諭免許の両方を有する人、又は令和4年3月末日までに両方取得見込みの人
③	保健師	1人	昭和51年4月2日以降に生まれた人で、保健師免許を有する人、又は令和4年3月末日までに取得見込みの人
⑤	特別支援 教育指導員	1人	昭和41年4月2日以降に生まれた人で、教諭普通免許状（小学校、中学校、特別支援学校のいずれか）を有する人で、令和3年12月末時点において、特別支援教育の職務経験が5年以上ある人

(受験資格等に関する注意事項)

- ※1 「大学」には、専修学校の専門課程を卒業した人、又は卒業する見込みの人で、高度専門士の称号を取得した人、又は令和4年3月31日までに取得する見込みの人（当該受験資格該当課程であることの証明が得られるものに限る）を含みます。
- ※2 「短期大学」には、専修学校の専門課程を卒業した人、又は卒業する見込みの人で、専門士の称号を取得した人、又は令和4年3月31日までに取得する見込みの人（当該受験資格該当課程であることの証明が得られるものに限る）を含みます。
- ※3 高等学校卒業程度認定試験合格者は、高等学校卒業と同等に取り扱います。
- ※4 「職務経験年数」とは、民間企業等に勤務、又は、公務員等として同一事業所に1週あたり30時間以上継続勤務していた期間のことをいいます。
 - ① 勤務時間は、就業規則・雇用契約等に規定されている時間で、残業等の時間は含めません。
 - ② 職務経験が複数ある場合は、通算することができます。ただし、育児休業、休職等で休んでいた期間は通算できません。
- ※5 採用後、日本国籍を有しない人は、公権力の行使を伴う職及び市の意思形成に参画する職には任用されません。
- ※6 次のいずれかに該当する人は受験できません。
 - (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - (2) 大和高田市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - (4) その他、地方公務員法に定める欠格条項に該当する人
 - (5) 日本国籍を有しない人で在留資格において就職等の制限がされている人

2. 受験手続・申込

(1) 申込方法

職員採用試験申込に関する書類については、大和高田市ホームページからのダウンロードのみの対応となります。市役所内での配布は行いません。

以下の書類を、応募用封筒（角形2号：33.2cm×24cm）に入れ、簡易書留郵便で郵送してください（封筒に「試験申込書在中」と朱書きのこと）。

職種番号・職種	提出書類
① 土木職 ② 電気職 ③ 保育士・幼稚園教諭 ④ 保健師	・職員採用試験申込書 ・学歴及び職歴 <追加用> ※追加する場合のみ ・受験票 ・返信用定型封筒2通（ <u>長形3号：23.5cm×12cm</u> ） →2通ともに84円切手を貼付し、自宅の郵便番号、住所、宛名を記入してください。

<p>⑩ 特別支援教育指導員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員採用試験申込書 ・学歴及び職歴 <追加用> ※追加する場合のみ ・受験票 ・<u>特別支援教育職務経歴書</u> ・返信用定型封筒2通（長形3号：23.5cm×12cm） →2通ともに84円切手を貼付し、自宅の郵便番号、住所、宛名を記入してください。
--------------------	--

<注意事項>

- ・提出書類は、受験者本人がボールペン等で記入してください（鉛筆、消せるボールペンは不可）。
- ・職員採用試験申込書及び受験票には、申込前6ヶ月以内に撮影した同一の写真を貼ってください。
- ・提出書類に不備がある場合や、指定の方法で郵送されていない場合、また申込受付期間末日（当日消印有効）後に郵送された場合には、受験申込の受付は行わず失格としますので、手続きには十分注意してください。なお、書類の不備に申込者本人が気づき、申込受付期間末日までに人事課まで連絡のうえ、人事課が指定する方法で再提出することは認めます。

- ◎失格の一例
- ・書類を簡易書留郵便以外の方法で郵送した場合
 - ・封筒に「試験申込書在中」と記載していない場合。または朱書きではない場合
 - ・全ての書類に氏名の記載がなかった場合
 - ・申込書の必須事項（メールアドレス）の記載がなかった場合
 - ・申込書、受験票に写真が貼付されていない場合
 - ・封筒のサイズ違い、返信用封筒2通に切手や宛名がなかった場合

※書類不備で失格となった場合、本市からは連絡を行いません。

(2) 申込期間・郵送先

令和3年12月24日（金）から令和4年1月8日（土）まで（消印有効）

【宛 先】〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4
大和高田市役所企画政策部人事課内
「大和高田市職員採用試験委員会」

(3) 受験票の交付

- ・受験票は、申込受付期間終了後、提出された返信用封筒により送付します。
- ・受験票が令和4年1月18日（火）までに届かない場合、人事課まで必ずお問い合わせください。
- ・試験当日には、受験票を必ず持参してください。

3. 試験日時・科目・会場等

(1) 第1次試験

日程	科目	会場
----	----	----

令和4年 1月23日（日） 午前9時30分から	教養試験 【全職種】 専門試験 【①土木職、②電気職、③保育士・幼稚園教諭】	受験票送付時に 申込者へ案内します。
-------------------------------	---	-----------------------

※第1次試験の専門試験を受験される方につきましては、各自昼食のご用意をお願いします。

※可否にかかわらず、本人に結果通知します。本市ホームページでも確認できます。

※試験内容や可否に関する問い合わせについては、一切お答えできません。

※第2次試験合格者には、指定する期日までに、下記の書類の提出を求めます。

- ◆ 最終学校卒業（見込）証明書 **【全職種】**
- ◆ 資格証明書・免許証の写し、又は取得見込証明書（写し不可）
【③保育士・幼稚園教諭、④保健師、⑤特別支援教育指導員】
- ◆ 職務経験年数を証明する在職証明書
【⑤特別支援教育指導員】

(2) 第2次試験（予定）

職場適応性検査 **【全職種】**

個人面接 **【全職種】**

実技試験 **【⑦保育士・幼稚園教諭のみ】**

<受験方法>

試験日時・科目・会場等についての詳細は、第1次試験合格者に通知します。

※職場適応性検査（WEB受検）について

日程：受検案内メール受信後、令和4年2月4日（金）までの期間内に受検。

<受検方法>

- ・受検案内メールを受信（令和4年1月29日（土）に第1次試験合格者に配信予定）

受検に必要なURLや受検方法が記載されたメールを受け取り、WEB適正検査のログインIDとパスワードを取得します。

※ibt-cloud.comのドメインから送信されるメールを受信できるよう設定してください。

※受検案内メールが令和4年1月31日（月）12時までに届かない場合は、人事課まで必ずお問い合わせください。検査を受検されない場合、失格とします。

4. 採用の時期

(1) 最終合格者は採用候補者名簿に登載し、次の区分により採用します。

- ・採用予定者 令和4年4月1日付けで採用します。
- ・補欠登録者 合格者等に欠員が生じた場合に繰り上げ採用の対象となります。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までです。

(3) 最終合格者のうち、卒業見込みの人が令和4年3月末日までに卒業できなかった場合、並びに免許又は資格取得見込みの人が、所定の時期までにこれを取得できなかった場合は、その時

点で採用候補者名簿（採用予定者、補欠登録者）から抹消します。

5. 試験結果の開示

試験の結果については、開示請求ができます。電話などによる開示請求はできませんので、受験者本人が、受験票と本人であることを証明する書類（運転免許証等）を持って、直接市役所人事課までお越しください。

区分試験	請求できる人	開示内容	開示期間及び開示場所
第1次試験 第2次試験	不合格者 (本人に限る)	総合得点 総合順位	不合格通知の日から起算して 2週間 大和高田市役所 人事課

※開示時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までです。

6. 給与について

- 令和3年4月1日現在の初任給月額は、大卒182,200円、短大卒163,100円、高校卒150,600円で、他に地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。
ただし、現在、市の財政健全化に資することを目的に、一部手当については減額措置を講じています。
- 初任給は、採用前の経歴などに応じて加算されることがあります。
- 全ての職種の給料は、行政職給料表を適用します。

7. 注意事項

- 受験資格がないこと及び提出書類に不正があった場合、WEB検査で受験生本人以外が受験していた場合には、直ちに受験資格を取り消します。また採用後において発覚した場合には、免職となることがあります。
- 受験のために提出された一切の書類は返却しません。取得した個人情報については、今回の職員採用試験の実施のために用い、それ以外の目的には使用しません。また、大和高田市個人情報保護条例に基づき、適正に管理します。
- 使用されるパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては一切責任を負いません。
- 新型コロナウイルス感染症などに罹患し治癒していない方や、濃厚接触者として健康観察の指示を受けている方は、他の受験者への感染のおそれがあるため、当日の受験を控えていただくようお願いいたします。なお、これを理由とした欠席者向けの再実施は予定しておりません。
- 試験会場では、感染予防のため、マスクの持参・着用をお願いするとともに、咳エチケットの徹底をお願いいたします。なお、試験中に試験員の指示に従い、マスクを一時的に外していただくことがあります。
- 試験室は換気のため、試験中も適宜、窓やドアなどを開けます。室温の高低に対応できるような服装には注意してください。
- 新型コロナウイルス感染症拡大の状況や、自然災害等の社会情勢により試験の日程を変更する場合は、本市ホームページでお知らせします。

＜試験についての問い合わせ先＞
大和高田市役所 企画政策部人事課内
「大和高田市職員採用試験委員会」
電話 0745-22-1101（内線5173）

教育委員会

教育委員会規則第14号

大和高田市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年12月20日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

大和高田市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

大和高田市会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和2年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「

ふりがな		
氏名		印

」を

「

ふりがな		
氏名		

」に改め、「（会計年

度任用職員として任用されるに当たっては、次のサービスの宣誓を読み、署名、押印すること。）」を削り、「氏名 印」を「氏名」に改める。

様式第2号中「教委会計年度任用職員任用書」を「教委会計年度任用職員任用通知書」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会規則第15号

大和高田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年12月20日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

大和高田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

大和高田市教育委員会事務局組織規則（昭和33年規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条から第4条までの規定を次のように改める。

（内部組織）

第2条 事務局に教育部を置き、同部に次の課、係等を置く。

- (1) 教育総務課 庶務グループ、管理グループ、保健給食係
- (2) 学校教育課 学校教育係、商業高校事務係
- (3) 教育支援課 事業係
- (4) 生涯学習課 生涯学習グループ、文化財係

2 前項に規定するもののほか、課に属する施設又は事務所は、次のとおりとする。

- (1) 教育支援課 青少年センター
- (2) 生涯学習課 公民館、図書館、葛城コミュニティセンター
(教育総務課)

第3条 教育総務課においては、次の事務をつかさどる。

庶務グループ

- (1) 教育委員会の会議に関する事。
- (2) 公印の管守に関する事。
- (3) 事務局の職員の任免その他の人事に関する事。
- (4) 教育委員会規則等の制定及び改廃に関する事。
- (5) 教育委員会の予算及び経理に関する事。
- (6) 学校の設置及び廃止に関する事。
- (7) 教育財産の管理に関する事。
- (8) 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関する事。
- (9) 教育委員会の広報に関する事。
- (10) 教育委員会に係る文書の收受発送に関する事。
- (11) 奈良県教育委員会その他の教育委員会との連絡調整に関する事。
- (12) 事務局各課の連絡調整に関する事。
- (13) 事務局の職員の研修に関する事。
- (14) 公立学校共済組合に関する事。
- (15) 課内の他の係の補助に関する事。
- (16) 部内の他の課の所管に属さない事。

管理グループ

- (1) 学校その他教育施設の建設及び営繕保全に関する事。
- (2) 課内の他の係の補助に関する事。

保健給食係

- (1) 学校保健及び学校安全に関する事。
- (2) 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する事。
- (3) 学校給食に関する事。
- (4) その他学校保健、学校安全及び学校給食の指導に関する事。
- (5) 課内の他の係の補助に関する事。

(学校教育課)

第4条 学校教育課においては、次の事務をつかさどる。

学校教育係

- (1) 学校教育の一般方針に関する事。
- (2) 学校の管理及び運営に関する事。
- (3) 教育関係職員の任免その他人事に関する事。
- (4) 教科内容及びその取扱いに関する事。
- (5) 教科用図書及びこれに類する教材の採択に関する事。
- (6) 生徒及び児童の就学、入学、転学、退学に関する事。
- (7) 学校の組織編成、教育課程、学習指導、生徒指導及び進路指導に関する事。

- (8) 教育関係職員の研修に関する事。
- (9) 教育関係職員の福利厚生に関する事。
- (10) 通学区域の設定及び変更に関する事。
- (11) 奨学育英に関する事。
- (12) 教育施設の貸与に関する事。
- (13) 学校教育指導に必要な調査統計に関する事。
- (14) 人権教育の基本方針及び推進に関する事。
- (15) 学校教育における人権教育の指導に関する事。
- (16) 人権教育補助事業の申請に関する事。
- (17) その他学校教育の指導に関する事。

商業高校事務係

- (1) 市立高田商業高等学校の管理及び運営に関する事。

第9条を第12条とし、第8条の2を第11条とする。

第8条第1項中「事務局」を「部」に、「局長」を「部長」に改め、同条第2項中「事務局」を「部」に改め、同条第3項中「局長」を「部長」に、「おのおの」を「各々」に改め、同条第4項中「局長」を「部長」に、「事務局」を「部」に改め、同条第5項及び第6項中「事務局」を「部」に改め、同条を第10条とする。

第7条中「局長」を「部長」に改め、同条を第9条とする。

第6条の2中「局長」を「部長」に改め、同条を第8条とし、第6条を第7条とする。

第5条の2及び第5条の3を削り、第5条を次のように改める。

(生涯学習課)

第6条 生涯学習課においては、次の事務をつかさどる。

生涯学習グループ

- (1) 社会教育の基本方針に関する事。
- (2) 社会教育施設(他の所管に属するものを除く。)の設置並びに管理及び運営に関する事。
- (3) 社会教育委員の会議に関する事。
- (4) ユネスコ活動に関する事。
- (5) 社会教育団体の指導育成に関する事。
- (6) 講座の開設及び討論会、講習会、講演会その他、集会の開催並びにこれらの奨励に関する事。
- (7) 学校施設を利用する生涯学習及び社会教育に関する事。
- (8) 視聴覚教育に関する事。
- (9) 生涯学習及び社会教育資料の刊行配布に関する事。
- (10) 生涯学習及び社会教育のために必要な設備器材及び資料の提供に関する事。
- (11) 情報の交換及び調査研究に関する事。
- (12) その他生涯学習及び社会教育に関する事。
- (13) 課内の他の係の補助に関する事。

文化財係

- (1) 文化財の発掘及び調査並びに保存及び保護に関する事。
- (2) 文化財保護審議会に関する事。
- (3) 文化財の啓発宣伝に関する事。
- (4) その他文化財に関する事。
- (5) 課内の他のグループの補助に関する事。

第4条の3の次に次の1条を加える。

(教育支援課)

第5条 教育支援課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 青少年センターの管理及び運営に関すること。
- (2) 適応指導教室の管理及び運営に関すること。
- (3) 学校における心理社会的支援及び生徒指導（学校教育課の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (4) いじめ対策委員会の事務その他いじめ防止対策に関すること。
- (5) その他学校教育活動の支援に関すること。

第4条の2及び第4条の3を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現に次の表の旧所属の欄に掲げる部課等に属する職員は、特に辞令を用いて発令されたものを除き、令和4年1月1日をもって、それぞれに対応する新所属の欄に掲げる部課等に属すべき職員として辞令を発せられたものとみなす。

旧所属		新所属	
教育委員会事務局	教育総務課	教育委員会事務局教育部	教育総務課
教育委員会事務局	学校教育課	教育委員会事務局教育部	学校教育課
教育委員会事務局	商業高校事務管理課	教育委員会事務局教育部	学校教育課
教育委員会事務局	青少年課	教育委員会事務局教育部	教育支援課
教育委員会事務局	生涯学習課	教育委員会事務局教育部	生涯学習課

教育委員会規則第16号

大和高田市教育委員会事務局組織の改編に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

令和3年12月20日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

大和高田市教育委員会事務局組織の改編に伴う関係規則の整備に関する規則

(社会教育団体届出規則の一部改正)

第1条 社会教育団体届出規則（昭和30年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「教育委員会事務局」を「教育委員会事務局教育部」に改める。

(大和高田市教育委員会事務委任規則の一部改正)

第2条 大和高田市教育委員会事務委任規則(昭和33年規則第6号)の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「、学術文化及び体育振興」を削り、同条第10号中「、スポーツ推進審議会委員及びスポーツ推進委員」を「及びいじめ対策委員会委員」に改める。

第3条を次のように改める。

(臨時代理)

第3条 教育長は、緊急を要する事案で、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないと認められるときに限り、法第25条第1項の規定により、同条第2項各号に掲げる事項及び第1条各号に掲げる事項について、臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、法第25条第3項の規定により、次の教育委員会の会議においてこれを教育委員会に報告しなければならない。

第4条第5号を削る。

(大和高田市就学指導委員会規則の一部改正)

第3条 大和高田市就学指導委員会規則（昭和54年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改

正する。

第8条中「教育委員会事務局」を「教育委員会事務局教育部」に改める。

（大和高田市立学校の管理運営に関する規則の一部改正）

第4条 大和高田市立学校の管理運営に関する規則（平成13年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第45条第2項中「商業高校事務管理課長をもって充てる」を「教育委員会事務局教育部の職員のうちから教育委員会が任命する」に改める。

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

教育委員会規則第17号

大和高田市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

令和3年12月20日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

大和高田市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に伴う関係規則の整理に関する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- （1） 大和高田市運動場条例施行規則（昭和27年規則第8号）
- （2） 大和高田市スポーツ推進委員に関する規則（昭和37年規則第2号）
- （3） 大和高田市総合体育館及び武道館の管理運営に関する規則（平成15年教育委員会規則第9号）
- （4） 大和高田市文化会館条例施行規則（平成20年教育委員会規則第4号）
- （5） 大和高田市文化会館運営協議会規則（平成20年教育委員会規則第5号）

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

教育委員会規程第1号

大和高田市教育委員会事務局組織の改編に伴う関係規程の整備に関する規程を次のように定める。

令和3年12月20日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

大和高田市教育委員会事務局組織の改編に伴う関係規程の整備に関する規程

（大和高田市教育委員会事務専決規程の一部改正）

第1条 大和高田市教育委員会事務専決規程（平成9年教育委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「局長」を「部長」に、「第8条第1項及び第2項」を「第10条第1項及び第2項」に改める。

第6条（見出しを含む。）及び第9条中「局長」を「部長」に改める。

別表第1中「局長」を「部長」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2

部長及び課長の専決事項

1 部長の専決事項

- (1) 教育委員会規則、規程の原案の決定に関する事。
- (2) 職員の研修に関する事。
- (3) 事務局内各部又は市長部局等との職員応援の調整に関する事。
- (4) 事務局所掌の歳入歳出予算の取りまとめに関する事。
- (5) 教育財務に関する事。
- (6) 学校の管理運営に関する調査等の決定に関する事。
- (7) 人権教育に関する市長部局その他教育機関及び諸団体との連絡調整に関する事。
- (8) 関係諸団体との連絡調整に関する事。

2 教育総務課長の専決事項

- (1) 公印の取扱処理に関する事。
- (2) 職員の通勤手当、扶養親族の認定に関する事。
- (3) 学校給食との連絡並びに給食要員の派遣に関する事。
- (4) 学校保健及び学校安全の緊急処置に関する事。
- (5) 学校医の人事記録に関する事。
- (6) 児童生徒の健康診断に関する事。

3 学校教育課長の専決事項

- (1) 学令児童、生徒の入学、転学及び退学に関する事。
- (2) 学校休業日の変更及び振替授業の承認、臨時休業日の届出受理に関する事。
- (3) 宿泊を要しない学校長の管外出張並びにその他学校行事の届出受理に関する事。
- (4) 学校における教育に関する調査及び企画に関する事。
- (5) 学校教職員に対し、学校教育に関する専門的な指導に関する事。
- (6) 教材の承認に関する事。
- (7) 学校教育課保管図書及び器材の貸与に関する事。
- (8) 教育施設の使用許可に関する事。
- (9) 人権教育の専門的な指導と助言に関する事。
- (10) 人権教育に関する資料の収集、あっせん及び情報の交換に関する事。
- (11) 人権教育諸団体との連絡に関する事。

4 教育支援課長の専決事項

- (1) 青少年センターの管理運営に関する事。
- (2) 適応指導教室の管理運営並びに入室、退室及び入室の決定の取消しに関する事。
- (3) 学校における心理社会的支援及び生徒指導(学校教育課の所管に属するものを除く。)に関する調査及び企画に関する事。

5 生涯学習課長の専決事項

- (1) 生涯学習及び社会教育の専門的な指導助言に関する事。
- (2) 生涯学習及び社会教育に関する資料のあっせん及び情報交換に関する事。
- (3) 社会教育諸団体との連絡に関する事。
- (4) 図書、記録及びその他必要な資料を収集し、市民の利用に供すること。
- (5) 所管する施設の管理及び使用許可に関する事。
- (6) 視聴覚教育器材の貸与に関する事。

(大和高田市教育委員会公印規程の一部改正)

第2条 大和高田市教育委員会公印規程（平成11年教育委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「法務情報課長の合議」を「情報政策課長との協議」に改め、同条第4項中「法務情報課長」を「情報政策課長」に改め、同条第7項中「法務情報課長の合議」を「情報政策課長

との協議」に改める。

別表中

「

大和高田市教育委員会教育長職務代理者印	5	方20 mm	教育長に事故あるとき 又は欠けたとき	教育総務課 長
大和高田市教育委員会印	6	方21 mm	委員会名をもって文化 会館で発する文書	文化振興課 長

」を

「

大和高田市教育委員会教育長職務代理者印	5	方20 mm	教育長に事故あるとき 又は欠けたとき	教育総務課 長
---------------------	---	-----------	-----------------------	------------

」に、

「

(5)

(6)

大 和 高 田 市 教 育 委 員 会 教 育 長 職 務 代 理 者 之 印	大 和 高 田 市 教 育 委 員 会 之 印
--	--

を

「

(5)

大 和 高 田 市 教 育 委 員 会 教 育 長 職 務 代 理 者 之 印
--

」に改める。

(大和高田市教科用図書選定委員会規程の一部改正)

第3条 大和高田市教科用図書選定委員会規程（平成16年教育委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「と総称する」を「という。」に改め、同条第2項第1号中「教育委員会事務局職員」を「教育委員会事務局教育部職員」に改める。

附 則

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

教育委員会規程第2号

大和高田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程を次のように定める。

令和3年12月20日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

大和高田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき、大和高田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である職員に補助執行させることについて、必要な事項を定めるものとする。

（補助執行）

第2条 教育委員会は、その権限に属する事務のうち、次に掲げる事務を福祉部長及び福祉部に属する職員に補助執行させるものとする。

- （1） 幼稚園に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。
- （2） 幼稚園の休園の手續きに関すること。
- （3） 幼稚園における幼児の入園、休園及び退園に関すること。
- （4） 前各号に掲げるもののほか、幼稚園について教育委員会が命じたこと。

（専決）

第3条 前条の規定による補助執行させる事務に係る専決、代理決裁等については、大和高田市教育委員会事務専決規程（平成9年大和高田市教育委員会規程第1号）の規定を準用する。

（協議）

第4条 前条の規定にかかわらず、福祉部長は、補助執行事務の執行に際して必要があると認めるときは、事前に教育委員会事務局教育部長と協議しなければならない。

附 則

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

教育委員会訓令第2号

大和高田市教育委員会事務局組織の改編に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

令和3年12月20日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

大和高田市教育委員会事務局組織の改編に伴う関係訓令の整備に関する訓令

（大和高田市立学校優秀教職員等表彰実施要綱の一部改正）

第2条 大和高田市立学校優秀教職員等表彰実施要綱（平成27年教育委員会訓令第1号の2）の一部を次のように改正する。

第5条第4項及び第9項中「教育委員会事務局」を「教育委員会事務局教育部」に改める。

（大和高田市教育情報セキュリティ委員会設置要綱の一部改正）

第2条 大和高田市教育情報セキュリティ委員会設置要綱（平成30年教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号ア中「教育委員会事務局長、教育委員会事務局次長」を「部長、次長」に、「学校教育課及び商業高校事務管理課」を「及び学校教育課」に改め、同号イ中「教育委員会事務局長」を「部長」に、「商業高校事務管理課」を「学校教育課」に改める。

第5条中「教育委員会事務局」を「教育委員会事務局教育部」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年1月1日から施行する。

教育委員会告示第30号

大和高田市教育委員会12月定例委員会を次のとおり招集する。

令和3年12月14日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

1 日時

令和3年12月20日（月）午前9時00分

2 場所

市役所5階 会議室8

3 議案

第1号 大和高田市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則（案）について

第2号 大和高田市組織改編に伴う教育委員会の規則・要綱等の改廃・制定の告示について

第3号 成人式の新名称について

第4号 後援願いについて

第5号 その他

選挙管理委員会

選挙管理委員会告示第31号

令和3年12月1日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第74条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和3年12月1日

大和高田市選挙管理委員会委員長 酒本 繁雄

3分の1の数 18,459 人

6分の1の数 9,230 人

50分の1の数 1,108 人

選挙管理委員会告示第32号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則第3条の4の規定により、令和2年12月1日から令和3年11月30日までの期間における選挙人名簿抄本閲覧の状況を、別紙のとおり公表する。

令和3年12月1日

大和高田市選挙管理委員会委員長 酒本 繁雄

別紙省略（市役所前掲示場掲示済）

固定資産評価審査委員会

固定資産評価審査委員会規程第1号

大和高田市固定資産評価審査委員会規程を一部改正する規程を次のように定める。

令和3年12月9日

大和高田市固定資産評価審査委員会 委員長 阪口 昌史

大和高田市固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する規程

大和高田市固定資産評価審査委員会規程（昭和36年告示第1号）の一部を次のとおり改正する。

第9条中「記載し、記名押印した」を「記載した」に改める。


様式第1号、第4号、第7号及び第8号を次のように改める。

様式第1号（第10条関係）

固定資産評価審査申出書（土地）

<div style="border: 1px dashed blue; border-radius: 50%; width: 100px; height: 100px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div>		受付番号	
大和高田市固定資産 評価審査委員会 宛	審査 申出人	住所又は所在地 〒	
		電話	
		フリガナ	
		氏名又は名称	
	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代表者 <input type="checkbox"/> 管理人 <input type="checkbox"/> その他		
年 月 日	代理人等 <small>〔代理人又は審査申出人が互選した総代による審査の申出の場合のみ記載してください〕</small>	住所又は所在地 〒	
		電話	
		フリガナ	
		氏名又は名称	
地方税法第432条の規定に基づき審査の申出をします。			
固定資産課税台帳に 登録された所有者		住所（所在地）	
		氏名（名称）	
物件の所在地	地 目	地 積	価 格
大和高田市		m ²	円
適正と思われる申出価格			円
1 申出の趣旨			
2 申出の理由			
納税通知書の交付を受けた方はその交付を受けた日		年 月 日	
添付書類 有（ ） ・ 無		口頭による意見陳述の要否 求める ・ 求めない	

固定資産評価審査申出書（家屋）

		受付番号			
大和高田市固定資産 評価審査委員会 宛 年 月 日	審査 申出人	住所又は所在地 〒			
		電話			
		フリガナ			
		氏名又は名称			
	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代表者 <input type="checkbox"/> 管理人 <input type="checkbox"/> その他				
	代理人等 <small>〔代理人又は審査申出人が互選した総代による審査の申出の場合のみ記載してください〕</small>	住所又は所在地 〒			
		電話			
		フリガナ			
氏名又は名称					
地方税法第432条の規定に基づき審査の申出をします。					
固定資産課税台帳に 登録された所有者	住所（所在地）				
	氏名（名称）				
物件の所在地	家屋番号	構造	種類	床面積	価格
大和高田市				m ²	円
適正と思われる申出価格					円
1 申出の趣旨 2 申出の理由					
納税通知書の交付を受けた方はその交付を受けた日			年 月 日		
添付書類 有（ ） ・ 無			口頭による意見陳述の要否 求める ・ 求めない		

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

大和高田市固定資産評価審査委員会 宛

固定資産評価審査申出取下書

審査申出者
(住所又は所在地)

(氏名又は名称)

土地
次の 家 屋 にかかる審査の申出を取り下げます。
償却資産

土地・家屋・償却資産 の所在地・地番	大和高田市
-----------------------	-------

※受付番号	

様式第7号（第10条関係）

反 論 書

年 月 日

大和高田市固定資産評価審査委員会 宛

審査申出人
住所又は所在地
氏名又は名称

次のとおり反論します。

様式第8号（第10条関係）

年 月 日

大和高田市固定資産評価審査委員会 宛

口述者
住 所
氏 名

口 述 書

次のとおり、口頭による証言に代えて口述書を提出します。

証言を求められた事項	
証言事項	

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

公営企業

上下水道事業告示第17号

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年企業管理規程第2号）第7条の規定により、次の者から大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者の廃止の届出があったので、同規程

第10条第2号の規定により告示する。

令和3年12月13日

（上下水道事業管理者）
大和高田市長 堀内 大造

1 事業者名	2 代表者名	3 所在地
日本水理 株式会社	小久保 和則	大阪府大阪市中央区高麗橋四丁目4番6号

上下水道事業告示第18号

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年企業管理規程第2号）第5条の規定により、次の者を大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者に指定したので、同規程第10条第1号の規定により告示する。

令和3年12月13日

（上下水道事業管理者）
大和高田市長 堀内 大造

1 事業者名	2 代表者名	3 所在地
・NSリノベーション 株式会社	齊藤 太嘉志	大阪府大阪市中央区高麗橋四丁目4番6号
・有限会社 石田電機工業所	石田 進	京都府木津川市加茂町大野大野37番地

原稿誤り

令和3年3月10日付け大和高田市公報第386号（登載漏れ）

監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、大和高田市監査基準に基づき令和2年度定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和3年2月26日

大和高田市監査委員 田中 俊男
同 南 幾一郎

1. 監査の種類及び対象

地方自治法第199条第1項に基づく財務監査を、同条第4項の規定により定期監査として下記を対象に実施した。

なお、同条第2項に基づく行政監査をあわせて実施した。

改 革 推 進 局	
企 画 政 策 部	企画創生課・広報広聴課・秘書課・法務情報課・人事課
財 務 部	財政課・財産管理課・税務課・収納対策室・庁舎建設室
市 民 部	市民課・産業振興課・自治振興課・市民協働推進課

危機管理課・生活安全課
 人権施策課
 隣保館【曙・市場・土庫・東雲】
 青少年会館【曙・市場・塙・東雲】

福 社 部 社会福祉課・保護課・児童福祉課
 保 育 課
 こども園【高田】
 保 育 所【片塩・浮孔・高田西】

保 健 部 健康増進課・介護保険課・地域包括支援課
 保険医療課【天満診療所】

環 境 建 設 部 土木管理課・営繕住宅課・都市計画課・環境衛生課
 契約監理室
 クリーンセンター【企画整備課・美化推進課】

上 下 水 道 部 水道総務課・水道工務課・下水道課
 会 計 課

教育委員会事務局 教育総務課
 幼稚園【片塩・菅原・浮孔西】
 小学校【片塩・高田・菅原・浮孔西】
 中学校【片塩・高田】

学校教育課
 幼稚園【片塩・菅原・浮孔西】
 小学校【片塩・高田・菅原・浮孔西】
 中学校【片塩・高田】

生涯学習課【中央公民館・図書館】
 青少年課・体育振興課・文化振興課
 商業高校事務管理課

議 会 事 務 局 庶務課
 選挙管理委員会事務局
 農業委員会事務局
 監 査 委 員 事 務 局
 市 立 病 院 総務課・管理課・医事課・看護専門学校
 訪問看護ステーション・栄養管理科

2. 監査の期間

前 期 令和2年10月13日から令和2年12月18日まで

後 期 令和3年1月13日から令和3年1月28日まで

3. 監査の着眼点及び実施内容

予算及び事務事業の執行が計画的かつ効率的におこなわれているか、その手続きは適切か、会

計処理は法令等に従っているかを主眼として審査をおこなった。

また、監査資料として、帳票、帳簿、書類等の提出を求め、内容聴取については、関係職員から所管事務事業の進捗状況等についての説明を受け（一部を除く）、質疑応答の方法で実施した。

4. 提出書類

定期監査実施にともなう資料と諸帳簿については、監査の前期対象課は原則、令和2年9月末日、後期対象課は12月末日までを監査対象とした。主な提出書類は次のとおりである。

(1) 資料

- ① 事務分担表
- ② 歳入歳出予算執行状況調（部門別）
- ③ 業務等執行状況表
- ④ 施工工事一覧表
- ⑤ 物品購入・請負（工事を除く）・賃貸借契約状況表
- ⑥ 業務委託料の契約状況表
- ⑦ 負担金補助及び交付金明細表
- ⑧ その他

(2) 諸帳簿

- ① 文書件名簿
- ② 旅行命令簿兼旅費請求書
- ③ 契約書
- ④ 補助金・委託料
- ⑤ 調定伺簿
- ⑥ 交際費出納簿
- ⑦ 文書管理表
- ⑧ 勤務状況整理台帳
- ⑨ 時間外勤務命令兼報告書
- ⑩ 公用車運行日誌
- ⑪ 収入整理簿
- ⑫ その他

5. 監査の結果

財務に関する事務等の執行及び経営に係る事業の管理については、一部に注意または検討を要するものが見受けられたが、おおむね適正に処理されていると認められた。

事務等の執行、事業の管理にあたっては、法令等に従って適正におこなうことはもとより、最少の経費で最大の効果を挙げるようにすることが必要である。そのためにも、事務を標準化・ルール化するとともに、その執行、管理にあたっては、前例を踏襲するだけでなく、常に改善のための取り組みを望むものである。

なお、監査の都度、関係者に所見は述べたが、各部局等に対する指摘事項及び所見は次のとおりである。

以下省略（市役所前掲示場に掲示済み）